電　委　第　１　２　号
令和３年４月１９日

電気通信紛争処理委員会
委員各位

電気通信紛争処理委員会
委員長　　田村　　幸一
（公印、契印省略）

第２１０回電気通信紛争処理委員会（文書による審議）について

令和２年度年次報告について、最終案が取りまとまりました。

年次報告は、電気通信紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号）第３条の規定により、会計年度終了後１か月以内（４月末まで）に総務大臣に報告することとされております。

そのため、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成１３年電気通信紛争処理委員会決定第１号）第２条第２項の規定に基づき、第２１０回電気通信紛争処理委員会を文書による審議（電子メール）で行いたいと存じます。

つきましては、下記に対する賛成又は反対の御意見を４月２１日（水）までに事務局あてにご回答いただけますよう、お願い申し上げます。

記

「令和２年度年次報告」について、別添案のとおり決定し、総務大臣に対し報告することとする。

以上

令和２年度年次報告
（案）

令和３年４月

電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）第１４条の規定に基づき、令和２年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和３年４月２３日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○　電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第十四条　委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○　電気通信紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第三条　令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
一　あっせん及び仲裁の申請件数
二　あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
三　あっせんにより解決した事件の件数
四　仲裁判断をした事件の件数
五　その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目　　次

ページ

第Ⅰ部　委員会の運営状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　第１章　委員及び特別委員の任命状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　第２章　委員会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第Ⅱ部　紛争処理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

　第１章　紛争処理の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

　第２章　審議・答申事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第Ⅲ部　委員会のその他の活動状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　第１章　政策担当部局等からのヒアリング　・・・・・・・・・・・・・　２６

　第２章　「ＭＶＮＯサービスの提供に係る事業者間紛争に関する調査研究」
　　の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　第３章　周知広報、利便性向上等のための取組　・・・・・・・・・・　３４

　第４章　委員会に関係する制度改正等・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

＜資料編＞

【資料１】電気通信紛争処理委員会の概要　・・・・・・・・・・・・・　資料－１

【資料２】これまでの紛争処理の概況　・・・・・・・・・・・・・・・　資料－４

【資料３】これまでの紛争処理終了案件の一覧　・・・・・・・・・・　資料－５

【資料４】紛争処理対象分野の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・資料－１４

第Ⅰ部　委員会の運営状況

第１章　委員及び特別委員の任命状況

１　委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員５名（任期３年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１４５条、第１４７条及び第１４８条）。

令和３年３月３１日現在の委員は以下の５名である。

【委員】　令和３年３月３１日現在

氏　名	役　職　等	任　命　日
田村（たむら）　幸一（こういち） （委　員　長）	弁護士 （元高松高等裁判所長官）	令和元年１２月３日新任
荒川（あらかわ）　薫（かおる） （委員長代理）	明治大学 総合数理学部長・教授	令和元年１２月３日再任 （第１期：平成２５年　４月１日 ～平成２５年１２月２日） （第２期：平成２５年１２月３日 ～平成２８年１２月２日） （第３期：平成２８年１２月３日 ～令和　元年１２月２日）
小野（おの）　武美（たけみ）	東京経済大学経営学部教授	令和元年１２月３日再任 （第１期：平成２５年１２月３日 ～平成２８年１２月２日） （第２期：平成２８年１２月３日 ～令和　元年１２月２日）
小塚（こづか）　荘一郎（そういちろう）	学習院大学法学部教授	令和元年１２月３日新任
三尾（みお）　美枝子（みえこ）	弁護士	令和元年１２月３日新任

２　特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期２年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）第１条）。

令和３年３月３１日現在の特別委員は以下の８名である。

【特別委員】　　令和３年３月３１日現在（五十音順）

氏　名	役　職　等	任　命　日
青柳（あおやぎ）　由香（ゆか）	法政大学法学部教授	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２７年１１月３０日 ～平成２９年１１月２９日） （第２期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）
荒井（あらい）　耕（こう）	一橋大学 大学院経営管理研究科教授	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２５年１１月３０日 ～平成２７年１１月２９日） （第２期：平成２７年１１月３０日 ～平成２９年１１月２９日） （第３期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）
大橋（おおはし）　弘（ひろし）	東京大学 大学院経済学研究科教授 公共政策大学院院長・教授	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２７年１１月３０日 ～平成２９年１１月２９日） （第２期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）
眞田（さなだ）　幸俊（ゆきとし）	慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科教授	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）
白山（しらやま）　真一（しんいち）	公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授	令和元年１１月３０日新任
杉山（すぎやま）　悦子（えつこ）	一橋大学 大学院法学研究科教授	令和元年１１月３０日新任

矢入（やいり）　郁子（いくこ）	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２７年１１月３０日 ～平成２９年１１月２９日） （第２期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）
葭葉（よしば）　裕子（ひろこ）	弁護士	令和元年１１月３０日再任 （第１期：平成２９年１１月３０日 ～令和　元年１１月２９日）

第２章　委員会の開催状況

令和２年度は、以下のとおり９回の委員会を開催した。

会合	日　付	議　事　等
第２０１回	令和２年 ４月１３日	令和元年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告について ※文書による審議（注）
第２０２回	４月１４日 ～１５日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について ※文書による審議
第２０３回	６月４日 ～５日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について ※文書による審議
第２０４回	６月１０日 ～１１日	日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問に関する審議について ※文書による審議
第２０５回	８月２７日 ～２８日	Ｗｅｂ会議システムを利用した会議への出席に関する規定の整備について ※文書による審議
第２０６回	１０月１２日	１　電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポートの概要について ２　ＭＶＮＯサービスの提供に係る事業者間紛争に関する調査研究の概要について
第２０７回	１１月２０日	１　モバイル市場に関する最近の政策動向 ２　電気通信紛争処理マニュアルの改訂
第２０８回	令和３年 ２月２日	１　ＦＶＮＯ委員会の現状と課題 ２　ＭＶＮＯ委員会の現状と課題
第２０９回	３月２５日 ～２６日	令和２年度年次報告案について ※文書による審議

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成１３年電気通信事業紛争処理委員会決定第１号）第２条第２項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部　紛争処理の状況

第１章　紛争処理の概況

委員会は、次の３つの機能を有している。

① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第１５４条から第１５７条の２まで、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第２７条の３５及び放送法（昭和２５年法律第１３２号）第１４２条）

② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第１６０条、放送法第１４４条）

③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第１６２条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料１】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料２】のとおりである。

１　あっせん・仲裁

令和２年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

２　審議・答申

令和元年度にあった卸電気通信役務の提供に係る裁定についての総務大臣からの諮問１件について、令和２年度中に総務大臣への答申を行った。

事 案	諮 問	答申
諮問第１１号	令和２年２月４日	令和２年６月１２日

３　勧告

令和２年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

４　事業者等相談窓口における相談

令和２年度においては、事業者等相談窓口において、１３件の相談及び問合せを受けた（令和元年度は７件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相 談 内 容	受 付 件 数※1
①　接続に関する費用負担	１件
②　卸電気通信役務の提供	６件
③　その他電気通信に係る契約※2	６件
計	１３件

※1　同一案件に係る複数回の相談を含む。

※2　現行の事業者間契約に基づく問題解決に関する相談など。

（参考）相談件数（平成２３年度～令和２年度）

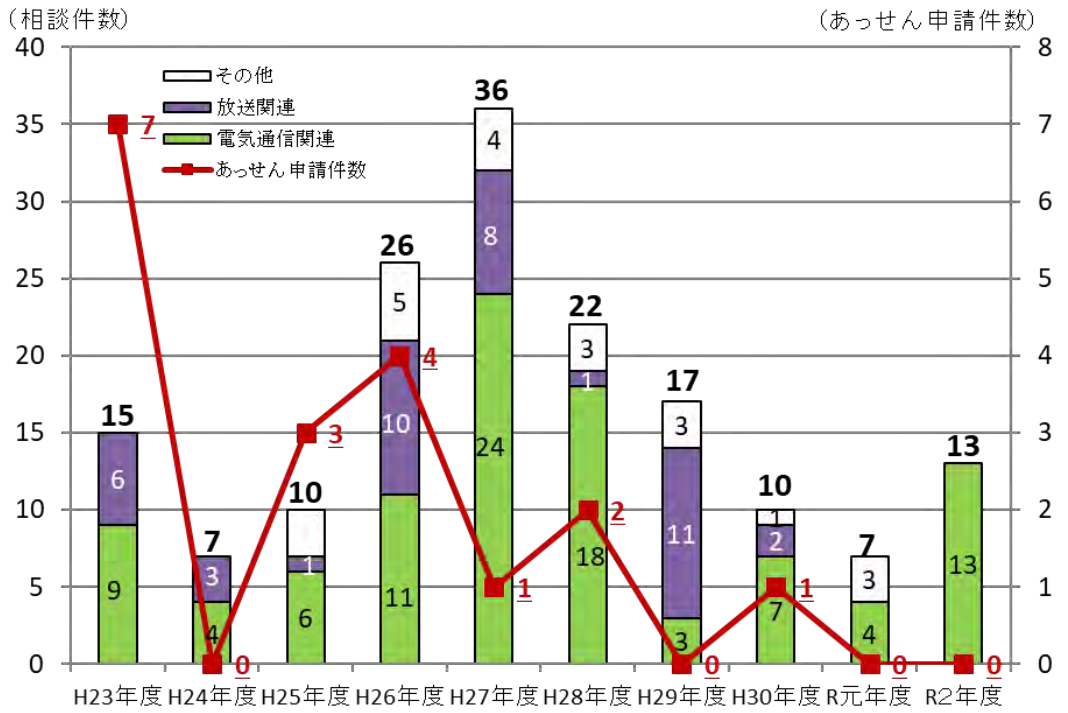

相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが５件、他の相談窓口を紹介する等の対応を行ったものが８件となっている。

第２章　審議・答申事案の概要

令和元年１１月１５日申請（基・電・料金サービス課令和元年１１月１５日第２０９号）（卸電気通信役務の提供に係る裁定）

（１）経過

令和元年	
１１月１５日	日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から、裁定の申請。（⇒（２））
１５日	総務大臣から、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
１２月　６日	ドコモから、答弁書の提出。（⇒（３））
１３日	日本通信から、ドコモからの答弁書（１２月６日付け）に対する意見書の提出。
２０日	ドコモから、日本通信からの意見書（１２月１３日付け）に対する意見書の提出。
令和２年	
１月３０日	日本通信から、ドコモからの意見書（令和元年１２月２０日付け）に対する意見書の提出。
２月　４日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第１１号）。（⇒（４））
１８日	日本通信及びドコモから、総務大臣裁定案（２月４日付け）に対する意見書の提出。
２８日	総務大臣から、両当事者からの意見書（２月１８日付け）に対する意見並びに日本通信及びドコモから、反対当事者からの意見書（２月１８日付け）に対する意見書の提出。
３月１１日	総務大臣から、両当事者からの意見書（２月２８日付け）に対する意見書、日本通信から、ドコモからの意見書（２月２８日付け）に対する意見書並びにドコモから、総務大臣及び日本通信からの意見書（いずれも２月２８日付け）に対する意見書の提出。
４月１０日	総務大臣から意見書の提出。
２７日	日本通信から、総務大臣からの意見書（４月１０日付け）に対する意見書の提出。
５月１５日	ドコモから、総務大臣からの意見書（４月１０日付け）に対する意見書の提出。
６月１２日	委員会から、総務大臣に答申（電委第３２号）。（⇒（５））
２３日	日本通信及びドコモから、総務大臣からの意見聴取（６月１６日付け）に対する意見書の提出。
３０日	総務大臣から、日本通信及びドコモに対し、裁定について通知。（⇒（６））

（２）申請における主な主張

ア　裁定を求める事項１

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。

イ　裁定を求める事項２

上記アで求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

（３）答弁書における主な主張

ア　裁定を求める事項１について

既存の音声卸役務の料金値下げについては、当事者間において協議が行われておらず、総務大臣の裁定を申請することができる要件に該当しない。

イ　裁定を求める事項２について

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を自らがリスクを負った上で設定するものである。音声卸役務の料金を定額とすることは、ＭＶＮＯのリスクをドコモ及びドコモユーザが一方的に負うものであることから、なじまない。

（４）諮問

令和２年２月４日諮問第１１号

諮　　問　　書

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条において準用する同法第３５条第３項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社ＮＴＴドコモの卸電気通信役務の提供に関する裁定の申請があった。

よって、同法第１６０条第１号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

裁　　定　　案

日本通信株式会社代表取締役社長　福田　尚久　から、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条において準用する同法第３５条第３項の規定に基づき、株式会社ＮＴＴドコモとの間の卸電気通信役務の契約に関して、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が不調であるとして、総務大臣の裁定の申請が行われた。

日本通信株式会社の申請及び株式会社ＮＴＴドコモの答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

裁定が求められている事項１について

株式会社ＮＴＴドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、次に掲げるとおりとする。

- 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とする考え方に基づき、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要となる営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。
- 課金単位については、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を１契約とし、通話時間に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を１秒とすることとする。
- 通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。
- 音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首（当該期首が裁定を行った日より前である場合は、裁定を行った日）まで遡及して精算することとする。

本裁定に基づき新たに株式会社ＮＴＴドコモが設定する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うこととする。株式会社ＮＴＴドコモは、裁定を行った日から起算して６月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者の一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び

提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者の一方は、相手方当事者に対する３月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から１年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

裁定が求められている事項２について
　株式会社ＮＴＴドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、株式会社ＮＴＴドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではない。

以上

理　　由

（略）

（５）答申
　　令和２年６月１２日電委第３２号

答　　申　　書

　令和２年２月４日付け諮問第１１号をもって諮問された事案について、下記１及び２のとおり答申する。
　なお、理由は、別紙のとおりである。

記

１　裁定を求める事項１について
　　総務大臣の裁定案は妥当である。
　　ただし、具体的な料金の設定に当たっての課金単位（通話時間に連動する費用に限る。）、課金方法及び精算方法並びに当該料金（以下「新料金」という。）の設定日及び適用日については、総務大臣において、更に両当事者から意見を聴取して裁定を行うべきである。

２　裁定を求める事項２について
　　総務大臣の裁定案は妥当である。

別紙

第１　本件の経緯

総務大臣は、令和２年２月４日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「法」という。）第１６０条第１号の規定に基づき、法第３９条において準用する法第３５条第３項の規定による日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から申請のあった卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供に係る裁定について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

１　日本通信からの裁定申請

日本通信は、令和元年１１月１５日、株式会社ＮＴＴドコモ（以下「ドコモ」という。）の音声通話サービスに係る卸役務（以下「音声卸役務」という。）の提供に係る協議が不調のため、以下の事項について裁定申請を行った。

（１）裁定を求める事項１

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。

（２）裁定を求める事項２

上記（１）で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

２　ドコモの主張

（１）裁定を求める事項１について

既存の音声卸役務の料金値下げについては、当事者間において協議が行われておらず、総務大臣の裁定を申請することができる要件に該当しない。

（２）裁定を求める事項２について

エンドユーザ向けの料金は、事業者が創意工夫をもって戦略的な料金を自らがリスクを負った上で設定するものである。音声卸役務の料金を定額とすることは、ＭＶＮＯのリスクを当社及び当社ユーザが一方的に負うものであることから、なじまない。

３　総務大臣の諮問

総務大臣は、令和元年１１月１５日、ドコモに対して答弁書を提出する機会を付与し、同年１２月６日、ドコモは答弁書を提出した。さらに総務大臣は、日本通信に対して、同日及び令和２年１月２８日の２回、ドコモに対して、令和元年１２月１３日の１回、それぞれ意見書を提出する機会を付与し、日本通信からは同月１３日及び令和２年

１月３０日、ドコモからは令和元年１２月２０日、それぞれ意見書の提出があった。それらを踏まえて、総務大臣は、令和２年２月４日、当委員会に対して、本件裁定についての諮問を行った。

諮問された裁定案の概要は以下のとおり。

（１）裁定を求める事項１については、ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとし、あわせて、新料金の算定に当たっての算定方法、課金方法及び精算方法、新料金の設定日及び適用日並びに再協議に係る取扱い等についても裁定を行う。

（２）裁定を求める事項２については、適当ではない。

４　委員会の審議

当委員会は、令和２年２月４日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容について説明を受けた。その上で、当委員会は、総務大臣及び両当事者から事情を聴取することが必要と思料し、以下のとおり質問の回答及び意見の提出を求め、それぞれ提出を得た。

①　同月６日に委員会からの裁定案に関する質問の回答を総務大臣に求め、同月１３日に総務大臣から回答

②　同月６日に両当事者に対して裁定案に関する質問を求め、同月１０日にドコモから提出があったため、同日に総務大臣に回答を求め、同月１４日に総務大臣から回答

③　同月６日に委員会からの裁定案に関する質問の回答を両当事者に求め、同月１８日に両当事者から回答

④　同月２１日に同月１８日付け両当事者からの意見に対する意見を総務大臣及び両当事者に求め、同月２８日に総務大臣及び両当事者から回答

⑤　同年３月４日にそれまでの意見等に対する意見を総務大臣及び両当事者に求め、同月１１日に総務大臣及び両当事者から回答

また、同年４月１０日に総務大臣から意見の提出があったことから、両当事者に対して当該意見に対する意見を求め、同月２７日に日本通信から、同年５月１５日にドコモから意見の提出があった。

当委員会は、同年２月４日、同月２０日、同年３月３日、同月２５日、同年４月１４日から１５日まで、同年６月４日から５日まで及び同月１０日から１１日までと７回にわたり会議を開催し、審議を重ね、答申を取りまとめた。

第２　検討

１　裁定を求める事項１について

（１）裁定要件の充足の適否

音声卸役務の料金を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」とするか否かの協議につ

いては、日本通信からの裁定申請書の添付資料及びドコモからの答弁書の添付資料によると、少なくとも、

① 日本通信はドコモに対して、２０１９年（令和元年）１０月１日付け文書において、「１．音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。２．その一形態として、貴社が貴社エンドユーザに提供されている『かけ放題オプション』及び『５分通話無料オプション』を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい。」と記載し、協議事項としていること

② 同月４日、日本通信はドコモを往訪した上、両当事者は、上記①の文書を用いて対面で協議を行っていること

③ 日本通信はドコモに対して、同月１６日付け文書で、上記①の回答を求めていること

④ ドコモは日本通信に対して、同月２１日付けメールで、上記①の回答を「打ち合わせから回答まで１ヶ月程度お時間をいただきたい」旨を伝達していること

⑤ ドコモは日本通信に対して、同年１１月８日付け文書で回答している中、上記①の文書の「２．」については明確に回答が示されているが、同文書の「１．」については回答が示されておらず、また、回答を保留する旨の記載がないこと

が認められる。

かかる事実を踏まえると、ドコモは、裁定を求める事項１について、日本通信から文書による要望を受領し、対面による協議を行い、十分な検討を行った上で、日本通信に対して回答しているにもかかわらず、裁定で求める事項１については一切触れていないことからすると、協議が調わなかったものと解することが相当である。

この点、ドコモは、そもそも裁定で求める事項１について、当事者間では協議が一切行われていなかった旨主張するが、ドコモから提出された答弁書の「日本通信との協議経緯」とも反するものであり、採用することはできない。

（２）具体的検討

① 判断枠組・判断基準

音声卸役務に係る料金の在り方については、法上、明確な判断基準が設けられていないことから、法の趣旨に照らし、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点から、総合的に判断することが相当である。

② 音声卸役務の料金見直しの是非

ア 電気通信事業は、巨額の設備投資を必要とし、そもそも自然独占性を有する産業であるが、中でも移動通信事業は、その事業の性質上、電波の有限希少性がボトルネックとなって参入が制限されており、現状においては、実質ＭＮＯ３社による寡占状況の産業である。

そのような産業構造を持つ移動通信事業において、ドコモは自らネットワークを有するＭＮＯである一方、日本通信は、ＭＮＯ（本件ではドコモ）から音声卸役務の提供を受けて、エンドユーザに対して音声通話サービスを提供するＭＶＮＯであることを踏まえると、ドコモは日本通信に対して、音声卸役務に関し、構造的に交渉上の優位性を有していることは明らかである。

イ　そのような状況の下、

（ア）ドコモは、日本通信との音声卸役務契約において、契約締結以降「第３種卸ＦＯＭＡ」については約１０年間、「第３種卸Ｘｉ」については約７年間という長期にわたり、音声卸役務の料金を変更していないこと

（イ）ドコモにとっての当該卸役務の原価は、関連する接続料の推移から見て、少なくとも（ア）の契約当初よりは低下していると推認できること

（ウ）ドコモは、「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」の名称で、自社のエンドユーザに対しては実質的に値下げを行ってきていること

（エ）ドコモ自身が、当該卸役務の料金を今後見直すことについて必ずしも否定していないこと

等を踏まえると、公正競争の促進の観点から、少なくとも現時点においては、日本通信向け音声卸役務の料金を見直すべきであると判断される。

この点、ドコモは、これまで日本通信から音声卸役務の料金値下げ要望がなかったことから、当該料金の見直しを行わなかっただけであり、交渉上の優位性を背景に見直しを行わなかったわけではない旨主張するが、仮にそうであったとしても、上記判断を左右するものではない。

ウ　ドコモは、日本通信との協議において、適正な原価に適正な利潤を基本とする料金を望むのであれば、接続による代替案があることを提案しているところ、裁定案においては、合理的根拠もなく、「接続により音声卸役務を代替する方法はない」と認定していることについて不当である旨主張する。現在、中継電話事業者がＭＮＯと接続する方式、いわゆる中継電話において、事業者識別番号をダイヤルすることにより、接続による音声通話サービスが提供されている例は既に存在するが、着信履歴から発信できない場合があるなど操作性に難があることも事実である。その点、ドコモの上記の代替案は、自社交換機において事業者識別番号を付与するように改修可能であるなど、現在の中継電話における難点の解消も含めた提案であると解されるが、仮にそうであるとしても、総務大臣からの回答において「どの程度の費用がかかるのか、ＭＶＮＯの負担はどのようになるのか等の詳細は明らかにされませんでした」とあるように、ド

コモから具体的な説明がない以上、現時点において、当該接続による音声通話サービスで音声卸役務を代替できるとまで認定することはできない。

エ　利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点からも、本件における音声卸役務の料金見直しは、ＭＶＮＯである日本通信とＭＮＯであるドコモとの間の公正競争の促進を通じて、低廉かつ多様な音声通話サービスの提供が期待されることから、これらの法の趣旨の実現にも資するものである。

この点、ドコモは、そもそも卸役務においては、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が認められているにもかかわらず、総務大臣が法的根拠なしに判断を下すことは、電気通信の健全な発達を阻害する旨主張する。しかし、本件におけるように公正競争が適切に機能しているとは見られず、相対協議による自由な料金その他の提供条件の設定が行われない個々の状況において、その状況を放置することは、電気通信の健全な発達や利用者利益の保護の観点から望ましいものではない。そのため、法第３９条において準用する法第３５条第３項では、一方当事者から申請があれば、総務大臣の裁定により解決することを認めているのであり、その規定に基づき、総務大臣が裁定することについて特段不当な点は見られないことから、ドコモの主張を採用することはできない。

オ　上記のことから、ドコモは、日本通信に対する音声卸役務の料金について、現時点において見直すべきであると判断される。

③　適正な原価・適正な利潤とすることの是非

ア　上記②のとおり、音声卸役務に係る移動通信事業は、巨額の設備投資を必要とし、自然独占性を有するだけでなく、電波の有限希少性により参入が制限された寡占状況の産業である。

イ　このような寡占状況の産業においては、公正競争が適切に機能せず、当事者間の交渉だけでは適正な価格形成ができないことが想定される。その場合、法定されている接続制度を参考に、その提供に要する費用を回収できる限りの水準、すなわち適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本に設定することが適当であり、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針（平成３０年１月１６日総務省）」では、注記においてその旨の記載をしていることが認められる。

その点、ドコモは、本件に法定された接続制度を参考とすることについて、その前提となる設備構成が接続と卸役務とでは全く異なることから不当である旨主張するが、仮に設備構成の在り方がドコモの主張するとおりであるとしても、総務大臣が裁定に当たり、類似制度の規律を参考に、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とすることについて、特段不合理な点

は見受けられない。

ウ　他方、ドコモは、音声卸役務の料金について、公正競争の促進の観点からは、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とするのではなく、日本通信がドコモの自社ユーザに比しても十分競争可能な料金水準を設定できるような卸役務の料金であればよいはずである旨主張するが、日本通信が主張するように、「公正競争を促進するためには、競争を行うための諸条件を極力同一にすること、即ち競争条件のイコールフッティングが求められる」ものであり、ドコモの主張を採用することはできない。

エ　上記のことから、ドコモは、日本通信に対する音声卸役務の料金について、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本に設定することが適当である。

④　適正な原価・適正な利潤の概念整理

ア　日本通信からの裁定申請書によると、裁定を求める事項１は、「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で」、「卸電気通信役務として提供するべき」ことであり、「適正な原価」及び「適正な利潤」の具体的な概念整理を明示的に求められているわけではない。

イ　しかし、同申請書の別紙「３．裁定を求める事項に対する当社の見解」の「（３）音声通話サービスの卸料金額」において、「接続において求められている『能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額』を基本とする料金で卸電気通信役務の提供を行うことは妥当である。」と記載していることからすると、第二種指定電気通信設備との接続を定めた法第３４条第３項第２号で用いられている用語の概念を前提としていることが認められる。

そのため、接続による場合と卸役務による場合とでは、役務提供の在り方が必ずしも同一でない以上、当該用語の概念を前提とした場合、かえって裁定の趣旨にそぐわない誤った解釈がなされるおそれがある。

ウ　かかる観点から、「適正な原価」及び「適正な利潤」の概念整理に関し、接続制度と異なる点を中心に、念のため同一の点も含めて明記することについて、特段不当な点は見受けられない。

なお、上記の「接続制度と異なる点」として、「適正な原価」に係る営業費に関し、接続で認められている「設備への帰属が認められる営業費」に加え、本件では「当該役務の提供の際に必要となる営業費」についても「原価への算入が許容される」旨の記載がある。この点に関し、卸役務は、制度上、接続とは異

なり、積極的な営業活動が行われることが想定されることから、接続においても認められている共通費及び管理費とは別に、「当該役務の提供の際に必要となる営業費」として、例えば、音声卸役務の提供に係る広告宣伝費を「適正な原価」に算入することについて、特段不合理な点は見受けられない。

⑤　課金単位、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日についての整理

ア　裁定案においては、課金単位、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日についても判断しているが、この点についても、日本通信から提出された裁定申請書において明記されているわけではない。

しかしながら、

（ア）これらは、全く別個の事項というより、いわば付随的・実施細則的な小事項であり、帰するところ、裁定として具体的に示す際の程度の問題であると解されること

（イ）どの程度具体的に裁定するかは、裁定申請書だけではなく、両当事者から提出された文書全体を基礎として、本件紛争の原因や経緯等を総合的に考慮して判断されるべきであること

（ウ）申請人である日本通信からは、当委員会に提出された意見書により、事実上、裁定案で示された程度の裁定を求める趣旨に補正されていること

からして、これらについてまで裁定することにつき、不当とは言えない。

以下、このような前提の下、個々の小事項について判断する。

イ　課金単位については、裁定案では、音声卸役務の料金を契約数に連動する費用と通話時間に連動する費用に分けた上で、前者については「課金単位を１契約」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不合理な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

ウ　裁定案では、課金単位のうち、通話時間に連動する費用に係るものとしては１秒単位での課金、精算方法としては、実績値を反映し毎年度料金を更新し、それを当該実績値の発生年度の期首まで遡及して精算すること、新料金の設定日については、裁定を行った日から起算して６月を超えない期間内とすることが求められている。この点、ドコモは、現行のシステムでは対応ができない内容であり、対応しようとすれば、システム改修又は開発に関して相応の費用と期間が必要であり、少なくとも新料金の設定日には間に合わない旨主張する。これに対して、日本通信は、現行でもドコモから、ユーザごとに秒単位で通話時刻・通話時間等が記載されたＣＤＲ（通話明細データをいう。以下同じ。）が送付されていること等からして、たとえシステム

の改修等が必要であったとしても軽微である旨反論する。
本件については、ドコモ側のシステムの改修等に係る費用と期間が不明であること、またその程度の大小によっては、日本通信が、通話時間に連動する費用の課金単位について、これまでどおりの３０秒を選好するのか、１秒を選好するのか、さらには、料金の更新の時期・頻度や精算の仕方等について、何を選好するのか変動することが想定されること等からすると、現時点で具体的な判断をすることは相当でない。
そのため、通話時間に連動する課金単位、精算方法及び新料金の設定日については、総務大臣において、両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当である。

エ　課金方法について、裁定案では、「各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。」と判断され、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないが、いずれの方式にするかがドコモのシステムの改修等に係る費用と期間に影響を与えることも想定されることから、上記ウに併せて両当事者から更に意見を聴取して裁定を行うことが適当と考える。

オ　新料金の適用日について、裁定案では、裁定日と判断されているが、適用日は、一般に両当事者間における債権債務関係を発生させる重要かつ基本的な事項であり、特段の事情がない限り、裁定後可能な限り早期とすべきである。
この点、ドコモは、日本通信に対して新料金で課金するためには、現行のシステムから日本通信のユーザの通話実績データを判別・抽出し、これを２年間保持できる、日本通信向けの専用システムを構築する必要があり、かつ当該専用システムの構築に掛かる期間は、現行システム上のデータ保管期間である６月を優に超えることが想定され、その場合、当該専用システムの稼働開始時には、裁定案が求める新料金に必要な日本通信のユーザの通話実績データがすべて消去されてしまっていることになるので、裁定日から新料金を適用することは困難である旨主張する。
そこで検討するに、現在、ドコモから日本通信に対して、ＣＤＲが毎日送付されていることからすると、日本通信のユーザ向けの通話実績データを判別・抽出することは現行のシステムでも可能と推定され、また当該通話実績データの保管期間を何らかの形で適切に延長することは技術的には可能と考えられるが、他方、その方法如何等によってそれ相応の費用が発生することも否定できない。
したがって、新料金の適用日についても、上記ウ及びエに併せて両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当である。

⑥　再協議に係る取扱い

ア　今回の裁定は、上記②ウのとおり、現時点においては、音声卸役務の代替手段として、接続による音声通話サービスが有効に機能していないことに起因して紛争が生じ、それに対して解決を図るものである。

その意味では、今後、ドコモが提案しているドコモの交換機による事業者識別番号の付与やそれ以外の方法により、接続での代替が客観的に認められる場合には、ＭＮＯとＭＶＮＯの関係において構造的に交渉上の優位性があったとしても、接続においては、法定されている接続制度の下で適正なサービス提供が実現可能であることはもとより、卸役務においても、接続とのバランスから、本裁定により強制しなくても、公正競争が実現し、適正なサービス提供が実現されることが期待される。そのため、本裁定は、接続による代替性が認められない現状における過渡的な措置とするべきであり、接続による代替性が有効に機能する場合は、本来の相対協議に委ねることが適当である。

イ　したがって、接続による代替性が有効に機能していると客観的に認められる場合には、音声卸役務の提供料金及び提供条件について再協議することができることとし、新たな契約締結等のために必要であれば、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させる旨の解除条件を付けることが相当である。

なお、裁定の解除条件を付けるに当っては、本裁定に基づく契約の変更に伴い、日本通信のユーザに対して多大な影響を与えることにかんがみ、利用者利益の確保のために、一定期間の猶予期限を設けることが必要である。この点、裁定案では、「当事者の一方は、相手方当事者に対する３月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から１年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。」とあるが、この点について、両当事者から特段意見は提出されなかったこと、その他不当な点も見受けられないことから、適当と判断する。

２　裁定を求める事項２について

（１）裁定要件の充足の適否

音声卸役務の料金における課金方法を定額課金（一定額を支払えば無制限に国内音声通話が可能となる課金方式。以下同じ。）及び準定額課金（一定額を支払えば、一通話当たり一定時間は追加課金なしで国内音声通話が可能となり、一定時間超過後は従量制で課金される課金方式。以下同じ。）にするか否かについての協議は、日本通信からの裁定申請書の添付資料及びドコモからの答弁書の添付資料

によれば、日本通信とドコモとの間で、平成２６年から継続して行われており、この間、ドコモは、一貫して提供を拒否していることは明らかであり、かつ、この点について両当事者間で争いがないことから、裁定案のとおり「協議が調わないときと判断する」ことは妥当である。

（２）具体的検討

①　判断枠組・判断基準

裁定を求める事項２については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金」であり、かつ課金方法として、定額課金及び準定額課金での音声卸役務の提供が求められているが、前者については、上記の第２の「１　裁定を求める事項１について」で判断していることから、以下では、後者の課金方式について判断を示すこととする。

なお、判断基準は、上記の第２の「１　裁定を求める事項１について」と同様に、法の趣旨に照らし、公正競争促進の観点、利用者利益の保護の観点及び電気通信の健全な発達の観点から、総合的に判断することが相当である。

②　音声卸役務の料金を定額制及び準定額制にすることの是非

裁定案によると、「音声卸役務の提供にあたり定額課金を適用した場合、日本通信のエンドユーザにおける１契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて、音声卸役務に関し、収入が原価を下回ることは明らかである。また、準定額課金を適用した場合についても、課金の設定方法によっては、ドコモにおいて、収入が原価を下回る可能性がある。ドコモに対し、音声卸役務について、定額課金や準定額課金の料金を設定させ、原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。」、「定額課金や準定額課金は、利用者利益の増大に資するとしても、こうした公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えない。」、「電気通信の健全な発達の観点から、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行わなければならないと判断する理由は見当たらない。」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不当な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

③　不当な差別的取扱いの該当性

裁定案によると、「電気通信事業者は、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（法第６条）こととされており、具体的には、ＭＮＯは、他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならないこととされている。」、「本件事案については、前述のとおり、ドコモが、

日本通信に対して提供する音声卸役務の料金において、定額課金及び準定額課金での料金の設定を行うことは、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが、当該設定を行うことを拒むことには合理的な理由があるものと認められる。」と判断されているが、この点につき、両当事者から特段意見が提出されていないこと、その他不当な点も見受けられないことから、裁定案のとおりで妥当と判断する。

３　結論

以上のことから、総務大臣から示された裁定案のうち、裁定を求める事項１については、総務大臣の裁定案は妥当である。ただし、新料金の設定に当たっての課金単位（通話時間に連動する費用に限る。）、課金方法及び精算方法並びに新料金の設定日及び適用日については、総務大臣において、更に両当事者から意見を聴取して裁定を行うべきである。

また、裁定を求める事項２については、総務大臣の裁定案は妥当である。

（６）裁定についての通知

令和２年６月３０日総基料第１７１号

ア　日本通信株式会社宛て

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条において準用する同法第３５条第３項の規定に基づき、令和元年１１月１５日付けで貴社より申請のあった株式会社ＮＴＴドコモの卸電気通信役務の提供に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、 同条第６項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

裁　　定

日本通信株式会社代表取締役社長　福田　尚久　から、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条において準用する同法第３５条第３項の規定に基づき、株式会社ＮＴＴドコモとの間の卸電気通信役務の契約に関して、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が不調であるとして、総務大臣の裁定の申請が行われた。

日本通信株式会社の申請及び株式会社ＮＴＴドコモの答弁並びに両当事

者からの意見についての調査の結果並びに令和２年６月１２日に電気通信紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定が求められている事項１について

株式会社ＮＴＴドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、次に掲げるとおりとする。

・音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、当該役務に用いられる設備の使用料とする考え方に基づき、適正な原価は、当該役務に用いられる設備の構築・維持・保全に関連する費用（例：施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料、試験研究費、租税公課）を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要となる営業費（例：当該役務の販売に係る広告宣伝費）についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、設備等の正味固定資産価額等に基づきレートベースを設定し、これに基づき、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。

・課金単位については、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金のうち、契約数に連動する費用（例：回線管理機能に係る費用）に係る料金については、課金単位を１契約とし、通話時間に連動する費用（例：他の電気通信事業者の電気通信設備の利用に係る接続料支払額）に係る料金については、課金単位を３０秒とすることとする。ただし、１秒単位の課金の実現に向け、当事者間の協議を進展させることとする。

・通話時間に連動する費用に係る料金の課金方法としては、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式とする。

・音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとし、更新後の料金による当該実績値の発生年度の期首まで遡及しての精算は行わないこととする。ただし、当該精算の実現に向け、当事者間の協議を進展させることとする。

本裁定に基づき新たに株式会社ＮＴＴドコモが設定する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は、裁定を行った日から適用することとする。当該料金の設定が裁定を行った日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定を行った日まで遡及して精算を行うこととする。株式会社Ｎ

ＴＴドコモは、裁定を行った日から起算して６月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。

将来的に、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、該当する接続約款の届出後、当事者の一方は相手方当事者に対し、音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供料金及び提供条件についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者はこの請求に応じて真摯に協議を行わなければならないものとする。この場合において、当事者の一方は、相手方当事者に対する３月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、当該通告を行った当事者に対し、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から１年を超えない期間において本裁定による債権債務関係は継続するものとする。

裁定が求められている事項２について

株式会社ＮＴＴドコモは、日本通信株式会社に対して提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、株式会社ＮＴＴドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「５分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとすることは適当ではない。

以上

理　　由

（略）

イ　株式会社ＮＴＴドコモ宛て

電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第３９条において準用する同法第３５条第３項の規定に基づき、令和元年１１月１５日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の卸電気通信役務の提供に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、 同条第６項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

（以下、日本通信株式会社宛ての通知と同じ。）

第Ⅲ部　委員会のその他の活動状況等

第１章　政策担当部局等からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和２年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局等から関係分野に関する情報収集等を行った。

１　政策担当部局からのヒアリング

（１）令和２年１０月１２日　第２０６回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポートの概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- 電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として設置されている、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（座長：大橋　弘　東京大学大学院経済学研究科教授・東京大学公共政策大学院院長）から助言を得て、「電気通信事業分野における市場検証（令和元年度）年次レポート」を令和２年８月３１日に公表した。
- 「年次レポート」では、移動系通信市場や固定系ブロードバンド市場における小売・卸売市場別の契約数及び事業者別シェアに関するデータや利用者向けアンケート結果等に基づき、電気通信市場における競争状況の分析を行った。
- さらに、令和元年度からの新しい試みとして、IoT 向け通信サービスに特化した競争状況の評価に向けた考え方の整理を行った。
- また、電気通信事業者の業務の適正性等の確認について、令和元年度は、３つの事項（①固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、②移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等、③市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等）を中心に確認を行った。
- 電気通信事業分野における市場動向の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、固定系通信市場及び移動系通信市場のそれぞれについて検証を実施し、今後取り組むべき課題等を整理した。
- 固定系通信市場に関する検証結果

  ① 設備ベースでは、依然として FTTH 市場における NTT 東西の存在感が大き

い状況であり、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。

② 「事業者変更」の開始により、固定系ブロードバンド市場における競争状況に大きな変化が生じたといったような状況は確認されなかったが、サービス卸を利用しないで固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含めた競争状況について引き続き注視する必要がある。

③ FTTH サービスの選択に当たり、サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえる結果がみられたことから、事業者におけるサービスの提供条件等について引き続き注視するとともに、各種のスイッチングコストの存在が利用者の選択に与える影響について把握・分析する必要がある。

④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響についても把握を行う必要がある。

・ 移動系通信市場に関する検証結果

① 電気通信事業法の一部改正（令和元年１０月）、楽天モバイル株式会社によるＭＮＯサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による５Ｇサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、引き続き情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無について検証する必要がある。

② 一部の電気通信事業者においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられる。通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。

③ 【固定系通信市場と共通】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響についても把握を行う必要がある。

（２）令和２年１１月２０日　第２０７回委員会

総合通信基盤局から「モバイル市場に関する最近の政策動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

・ 「競争ルールの検証に関する報告書２０２０」（令和２年１０月策定）では令和元年１０月に施行した改正電気通信事業法の施行後１年目のモバイル市場にお

ける競争環境を評価・検証し、併せて、モバイル市場及び固定通信市場における課題についても評価・検証を行った。

・上記報告書や様々な課題、市場環境を踏まえ、さらなる公正競争環境の整備を通じて、低廉で多様なサービスを実現するという観点から、総務省として今後取り組むべき事項をまとめ、令和２年１０月２７日に「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を公表した。

・同アクション・プランで掲げている具体的な取組は、次のとおりである。

① 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現（第１の柱）

⑴ 改正事業法の着実な執行（通信料金・端末代金の完全分離）

⑵ 誤解を与える表記の是正（「頭金」問題等）

⑶ 消費者の一層の理解促進（ポータルサイト構築）

⑷ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化

② 事業者間の公正な競争の促進（第２の柱）

⑴ データ接続料の一層の低廉化（３年間で５割減）

⑵ 音声卸料金の一層の低廉化

⑶ 周波数の有効利用の促進

⑷ インフラシェアリングの促進

③ 事業者間の乗換えの円滑化（第３の柱）

⑴ 改正事業法の着実な執行（過度の拘束期間の禁止）

⑵ 番号持ち運び制度（ＭＮＰ）の利用環境の整備

⑶ キャリアメールの持ち運び実現の検討

⑷ ＳＩＭロック解除の推進

⑸ eＳＩＭの促進

⑹ 固定と携帯のセット割引等の検証

・また、特に乗換えの円滑化に関する取組については、非常に様々な課題が残されている状況であり、新たにスイッチングを円滑化するための諸課題を検討していく場を設けることを考えている。

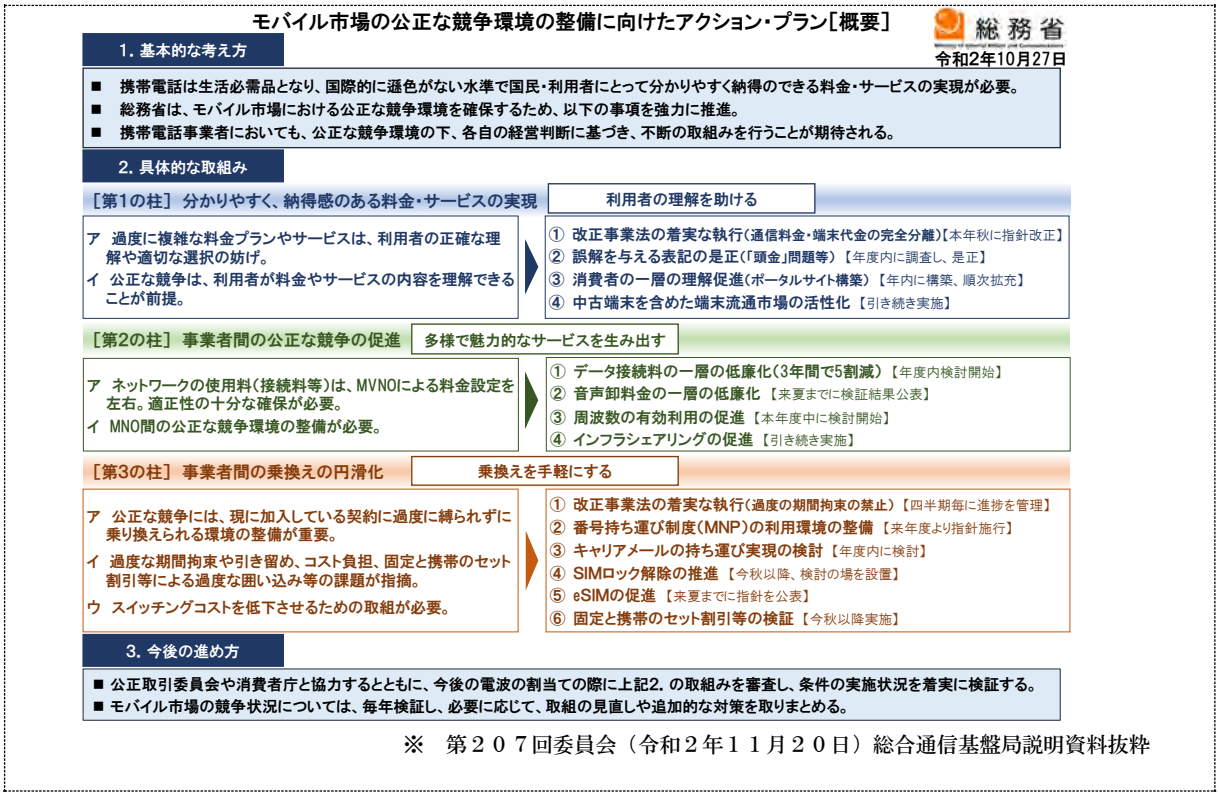

※　第２０７回委員会（令和２年１１月２０日）総合通信基盤局説明資料抜粋

２　事業者団体からのヒアリング（令和３年２月２日　第２０８回委員会）

一般社団法人テレコムサービス協会から「ＦＶＮＯ委員会の現状と課題」及び「ＭＶＮＯ委員会の現状と課題」について、説明を受け、意見交換を行った。

※　当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第１６条第１項の規定に基づき非公開で開催した。

第２章　「ＭＶＮＯサービスの提供に係る事業者間紛争に関する調査研究」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「ＭＶＮＯサービスの提供に係る事業者間紛争に関する調査研究」の概要について、第２０６回委員会（令和２年１０月１２日）で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

1　調査の背景と目的

市場環境の変化や政策動向等を踏まえ、ＭＶＮＯサービスにおける事業者間の契約・協議に関する現状と課題を把握するとともに、市場環境の変化に対するＭＶＮＯの認識を明らかにすることによって、今後の紛争処理や相談対応の基礎資料とするもの。

2　調査結果

（１）事業者間の契約・協議に関する現状と課題

①　事業者団体ヒアリング調査結果

・　ＭＶＮＯ数の増加等を背景に、大手ＭＶＮＯを中心に、各社の戦略や希望する契約規模・内容等に基づき、サービスの適性を検討し、ＭＮＯを選定するようになってきている。

・　ＭＶＮＯビジネスが洗練され、従来のように契約の都度調整するのではなく、ＭＮＯの準備したプランを選択する方式に変わってきたことから、契約時のトラブルは減少傾向にある。

・　契約の自由度が下がることにより、本来の希望どおりの契約とならないケースが増え、紛争は当事者しかわからないところで起こる可能性がある。

②　個別事業者アンケート調査結果

・　ＭＮＯとの契約形態は、卸役務の契約が大多数を占める。理由としては、「自らの事業形態やネットワーク構成が接続約款に基づく契約になじまない」、「契約交渉の期間が短縮でき、早くビジネスを開始できる」等が挙げられた。

・　ＭＮＯと直接契約する２６事業者のうち、契約交渉で「少し不満がある」と回答したのは４社。苦労した点としては「交渉の余地がほとんどない」、「申し込みの受理、交渉・契約に時間がかかる」等が挙げられ、解決策と

しては「解決できていない」、「門前払いであった」等が挙げられ、有効な解決策は見られなかった。

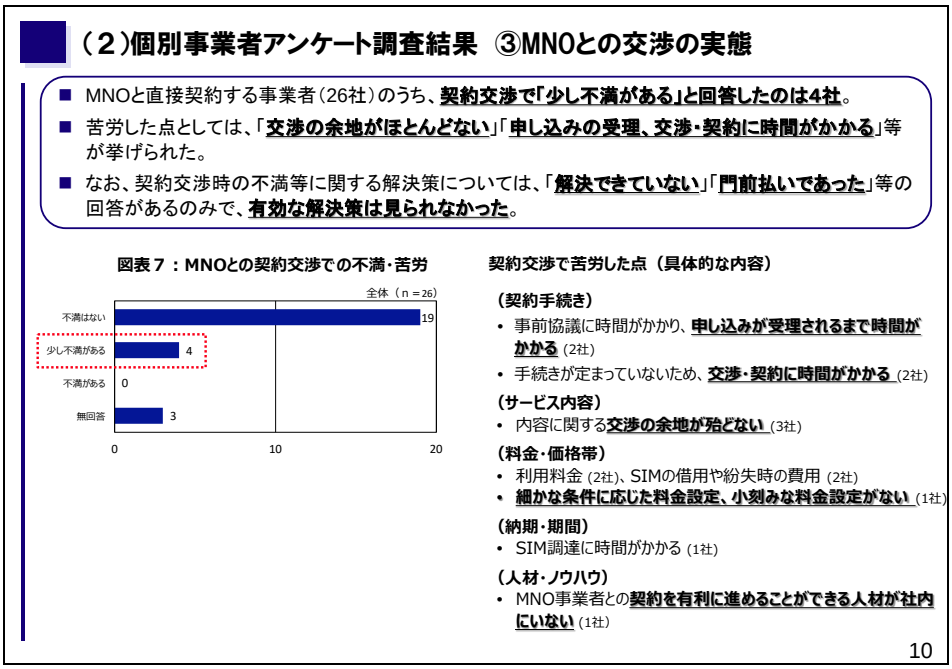

※　第２０６回委員会（令和２年１０月１２日）事務局説明資料抜粋

③　個別事業者ヒアリング調査結果

- 料金を含む契約内容について、交渉の余地がないとの意見が多かった。
- ＭＶＮＯ側は、各事業者の規模等の事業特性に適した条件を盛り込んだ契約を希望しているが、ＭＮＯ側は、公平性を担保するため、ＭＶＮＯに対する個別対応を一切行っていないとしている。
- ＭＮＯとの交渉は、ＭＶＮＯ各社で行うよりも、複数のＭＶＮＯの意見をまとめて進める方法が有効と考えられている。

（２）市場環境の変化に対するＭＶＮＯの認識

①　事業者団体ヒアリング調査結果

- 人口減少により消費者のパイが小さくなり、これに加えてさらに消費者向けの料金が下がると、卸価格の設定や契約内容等に関する事業者間トラブルが発生する可能性がある。
- ＭＮＯ、ＭＶＮＯがＷｉｎ－Ｗｉｎのパートナーシップを結ぶことで、より良いサービスの提供、消費者からの対価によるより良いインフラの構築、さらに、より良いサービスの提供というポジティブなサイクルを起こす環境整備が重要。

② 個別事業者アンケート調査結果

・ ＭＶＮＯ市場の変化に関しては、「５Ｇ対応のＭＶＮＯサービス提供」、「ＭＶＮＯ向け音声利用料金の引き下げ」、「多くの業種がＭＶＮＯ市場に参入」等についての関心が高い。社会変化や政策動向に関しては、「５Ｇ・ローカル５Ｇのサービス内容や通信料の設定」、「関連する法制度の整備状況」等についての関心が高い。

・ 委員会の認知度向上のための取組として、「電気通信事業者へのお知らせの頻度を高める」との回答が多く、情報発信してほしい内容として、「ＭＶＮＯ等関係業界における具体的な相談・あっせん事例」との回答が多かった。

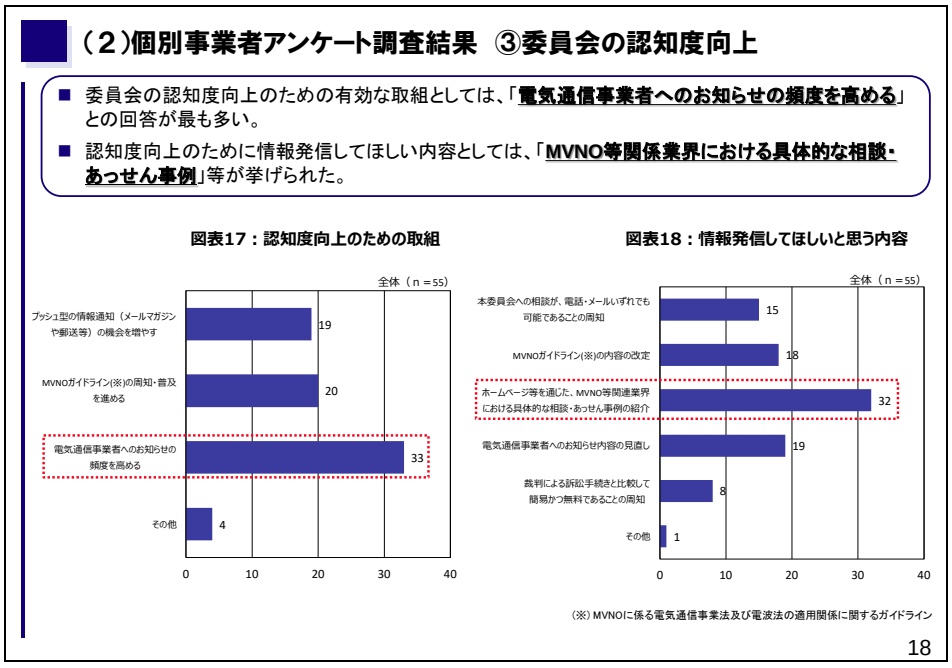

※ 第２０６回委員会（令和２年１０月１２日）事務局説明資料抜粋

③ 個別事業者ヒアリング調査結果

＜市場環境の変化・影響及び今後発生し得る紛争＞

・ ５Ｇについて、普及のためにはＭＶＮＯによる後押しも重要、設備投資費がＭＶＮＯへの卸価格に上乗せされることを危惧するといった意見が寄せられた。

・ 他業種の参入や新規ＭＮＯの参入に注目するＭＶＮＯが多い。卸価格があまり変わらない、ＭＮＯが増えず選択肢が限られるといった閉塞感が背景にあると考えられる。

＜委員会に対する期待等＞

・ 委員会が紛争発生時の相談先として事業者の安心感につながるといった意見がある一方、他業界から参入してきた事業者は委員会を活用

しづらいのではとの意見もあった。

- 委員会の名称は知っているが、どのようなトラブルに対してどのような支援が得られるのか、その役割についてイメージがつかないといった意見、自身の苦労している点が委員会で取り扱うケース程度に深刻ではないと感じる事業者も多かった。
- 具体的な相談・あっせん事例を図解した情報の発信にニーズがあるとの意見が複数あった。
- 中小規模の事業者は、交渉余地がないと感じる等、効果的な対処方法を有していないようであり、委員会において、紛争解決に係る支援策の検討を行うことが望ましいとの意見があった。

3　まとめ

- ＭＮＶＯビジネスの洗練化により、表面化しづらい紛争が増加する可能性があるが、特に中小規模の事業者は紛争解決に向けた効果的な手段を有していない。
- 一方、委員会の担う具体的な役割等に関する認知が十分でない。
- 今後は、委員会の果たす役割や機能、具体的な紛争処理事例に関するさらなる情報発信や、中小規模の事業者を中心に、具体的な課題やニーズの抽出等に取り組むことが必要である。

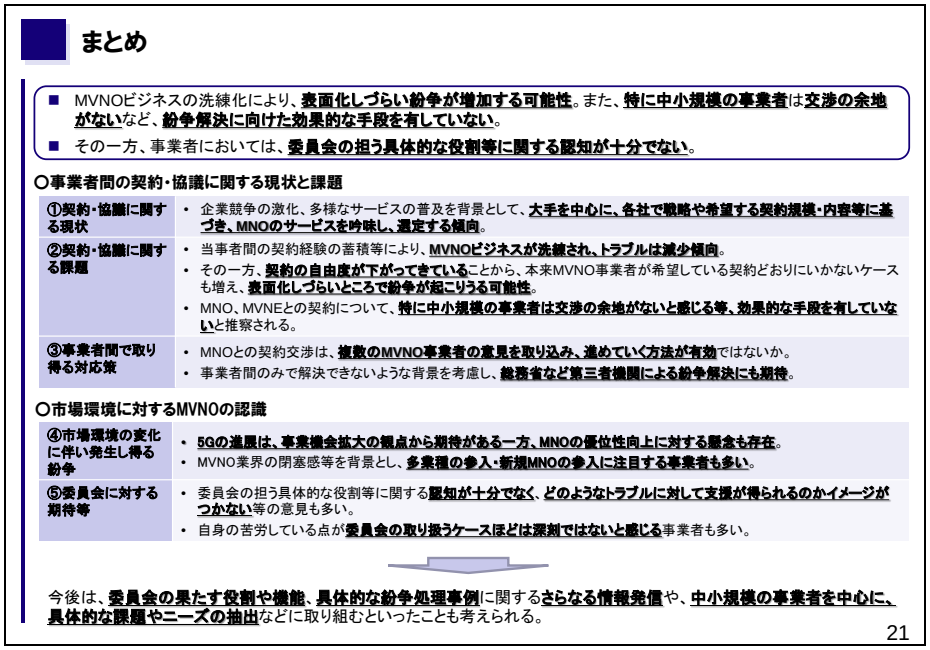

※　第２０６回委員会（令和２年１０月１２日）事務局説明資料抜粋

第３章　周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

１　講演会等における委員会業務説明

一般社団法人テレコムサービス協会と連携し、令和２年１１月１０日に開催された第３０回ＭＶＮＯ委員会（オンライン開催）において、電気通信事業者等に対し、委員会の概要、あっせん・仲裁の手続、主な紛争処理事例、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

２　総合通信局等を通じた周知等

令和２年１１月２６日の総合通信局等情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を行った。

総合通信局等においては、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会パンフレットの配布等を行うとともに、庁舎内での委員会パンフレットの配置やホームページへの委員会バナーの掲載等の取組を通じて委員会の周知が行われている。

３　電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

４　電気通信紛争処理マニュアルの改訂

委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめた「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」について、平成２９年４月から令和２年１２月までに処理した１件のあっせん事例及び１件の総務大臣からの諮問に対する審議・答申事例の追加、関係資料の現行化等を同年１２月に行い、関係各所に配布するとともに、委員会ホームページに掲載した。

第４章　委員会に関係する制度改正等

令和２年度における委員会に関係する主な制度改正等は次のとおり。

１　Web会議システムを利用した会議への出席の実現

委員会では、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、委員等によるWeb会議システムを利用した会議への出席を可能とするための所要の規定整備として、第２０５回委員会（文書による審議）において、「Web会議システムを利用した会議への出席について」の制定を決定した（制定日は令和２年８月２８日。）。

規定の内容のポイントは次のとおり。

① 委員長が必要と認めるときは、委員等は、Web会議システムを利用して会議に出席することができる。

② Web会議システムによる出席は、定足数上、電気通信紛争処理委員会令に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員等に伝わり、適時的確な意見表明を委員等相互で行うことができるときも同様とする。

③ Web会議システムの利用において、音声が送受信できなくなった場合には、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

④ Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。

２　あっせんの申請及び仲裁の申請における押印の廃止

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）では、行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者に対して押印を求めているものについて、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行う」とされ、規制改革推進会議が提示する基準として、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和２年５月２２日規制改革推進会議議長）では、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」とされた。

電気通信紛争処理委員会手続規則（平成１３年総務省令第１５５号。以下「手

続規則」という。）では、あっせんの申請及び仲裁の申請についての様式を定めており、当該様式では、押印を求めているところ、総務省では、検討の結果、押印を求める積極的意味合いが大きいとは言えないことから、手続規則の一部改正を行い、押印を廃止した（施行日は令和２年１２月１日。）。

改正内容としては、手続規則に定める様式第１から様式第６までの氏名を記載する箇所について、次表のように改正した。

改正後	改正前
（ふりがな） 氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）	（ふりがな） 氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

※　下線部分が変更部分。

資料編

ページ

【資料１】電気通信紛争処理委員会の概要・・・・・・・・・・・資料－１

【資料２】これまでの紛争処理の概況・・・・・・・・・・・・・資料－４

【資料３】これまでの紛争処理終了案件の一覧・・・・・・・・・資料－５

【資料４】紛争処理対象分野の動向・・・・・・・・・・・・・・資料－１４

資料１

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

TDSC

電気通信紛争処理委員会の概要

１．電気通信紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。
・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。

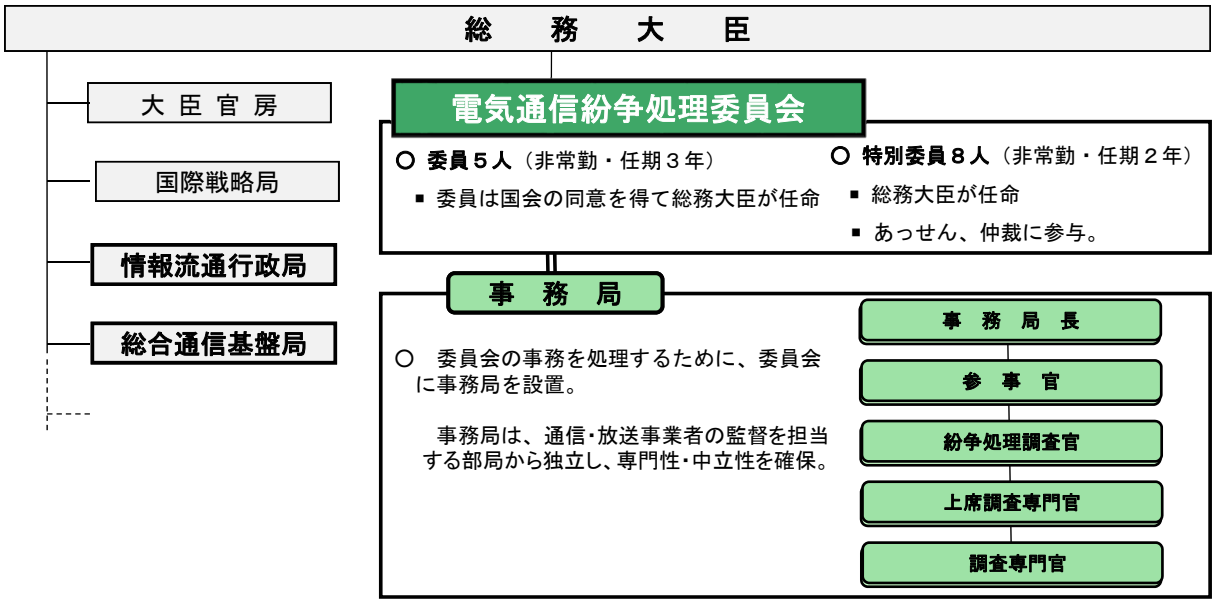

2. 委員会の機能

あっせん・仲裁 ➢ 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、**「あっせん」又は「仲裁」を実施**。

諮問に対する審議・答申 ➢ 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、**諮問を受け、審議・答申**。

勧　　告 ➢ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、**競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告**。

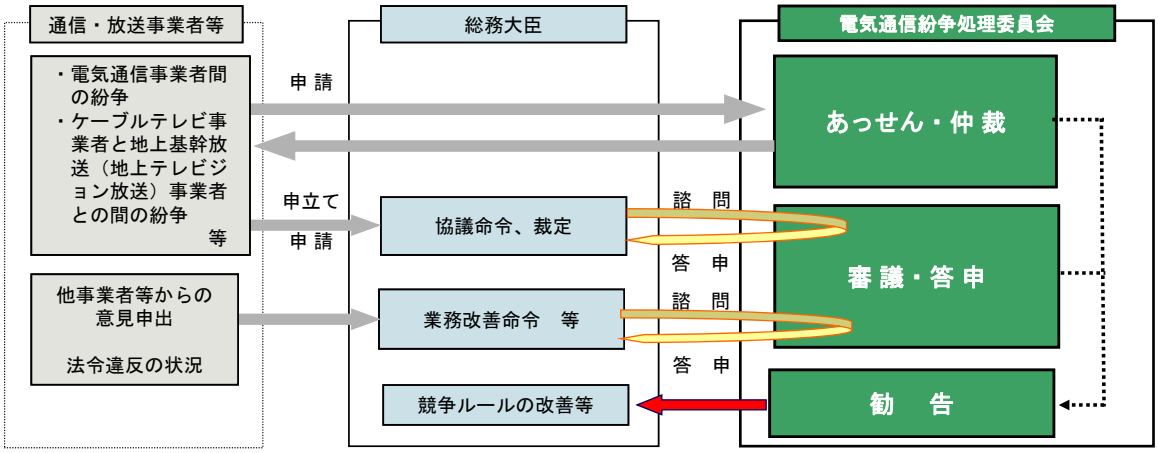

相　談 ➢ 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定 （電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定 （電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 （電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 （電気通信事業法第156条第2項）	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 （注）
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 （電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	―
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	○ コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 （電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） （※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）	あっせん 仲裁	―
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意 （放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定（注）
無線局（※）を開設・変更しようとする者と他の無線局（※）の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 （電波法第27条の35第1項及び第3項） （※）電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）	あっせん 仲裁	―

注：「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

４．事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】
TEL.　03-5253-5500
FAX.　03-5512-2502
［電話受付時間］平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】
soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況（令和3年3月31日現在）

資料２

１　あっせん　　６９件

○「接続に係る費用負担」に関する件（３９件）
○「接続の諾否」に関する件（５件）
○「接続協定の細目」に関する件（２件）
○「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件（５件）
○「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（２件）
○「地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に関する同意」に関する件（８件）
○「接続に必要な工作物の利用」に関する件（５件）
○「設備の利用・運用」に関する件（２件）
○「接続に必要な工事」に関する件（１件）

２　仲裁　　３件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

○　「接続に係る費用負担」に関する件（２件）
○　「接続に必要な工事」に関する件（１件）

３　諮問・答申　１１件

○　業務改善命令（３件）
○　接続協定等の細目に関する裁定（３件）
○　地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定（１件）
○　接続に関する協議再開命令（３件）
○　土地等の使用に関する認可（１件）

４　勧告　　３件

○　他事業者によるＮＴＴ局舎の利用に関するルールの整備（１件）
○　通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備（１件）
○　ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の円滑な協議に資する措置の検討（１件）

（参考）紛争処理件数の内訳

１　紛争処理等の年度別件数

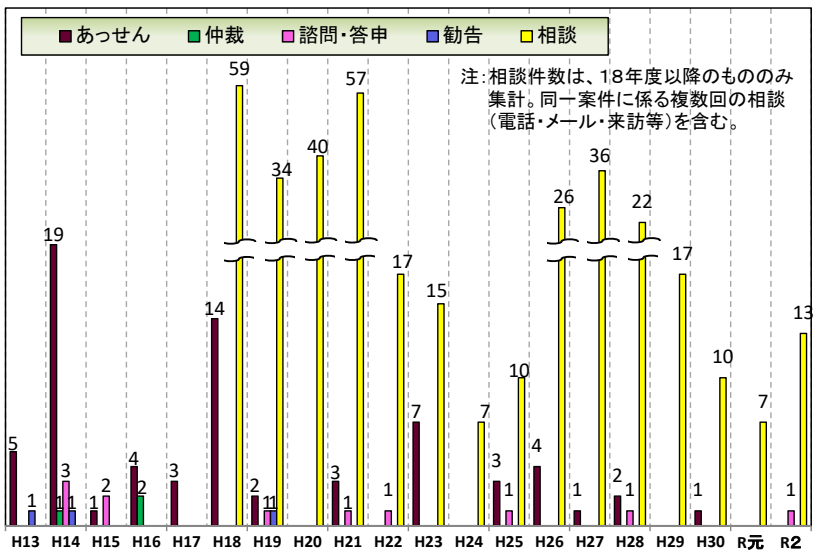

２　あっせんの紛争内容

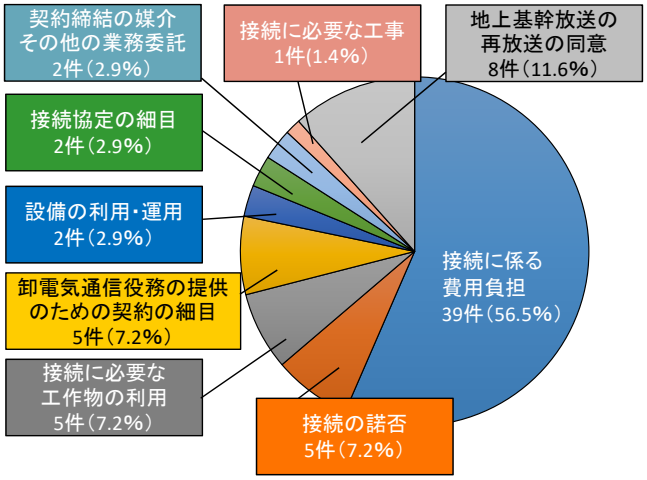

３　あっせんの処理結果

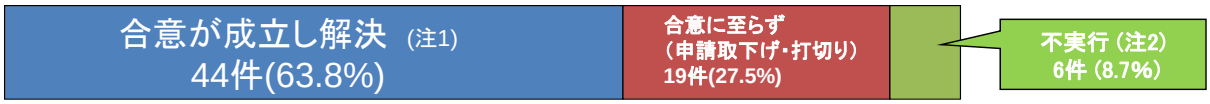

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
注2:「不実行」とは、一定の場合（他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等）に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

Ⅰ　あっせん・仲裁

１　あっせん

【電気通信事業法関係】

（１）接続の諾否に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１４年（争）第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株) NTT東日本	彩ネット(株)によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
平成１６年（争）第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株) NTT東日本 NTT西日本	ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成２１年（争）第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株) NTT西日本	関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成２１年（争）第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株) NTTドコモ	生活文化センター(株)によるNTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て

（２）接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１４年（争）第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株) NTT東日本	彩ネット(株)によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成１４年（争）第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社 B社等各社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成１６年（争）第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT東日本 NTT西日本 平成電電(株)	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件（接続料等）	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請（仲裁不実行）

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１７年(争)第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
平成１８年(争)第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社 B社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
平成２１年(争)第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ NTT西日本	(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
平成２３年(争)第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ ソフトバンクモバイル(株)	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打切り
平成２３年(争)第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株) NTTドコモ	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打切り
平成２３年(争)第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株) NTT東日本 NTT西日本	ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決

（３）接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア　接続に必要な工事

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１４年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株) NTT西日本	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て

イ　設備の利用・運用

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１４年(争)第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決

ウ　接続協定の細目

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１９年（争）第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社 B社 C社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行

（４）接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１３年（争）第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社 B社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
平成１４年（争）第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株) NTT東日本	イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成１４年（争）第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株) NTT西日本	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
平成１４年（争）第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株) NTT西日本	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成１５年（争）第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株) NTT東日本	平成電電(株)によるNTT東日本の設備（MDF）の利用	合意により解決

（５）卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成２５年（争）第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社 B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成２７年（争）第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社 B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成２７年（争）第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社 B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
平成２８年（争）第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社 B社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
平成２８年（争）第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社 NTTコミュニケーションズ(株)	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行

（６）契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１７年（争）第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株) NTT西日本	イー・アクセス(株)によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
平成３０年（争）第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社 B社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成２３年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム テレビ愛知(株)	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成２３年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社 B社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成２３年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社 B社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合 B社	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合 B社	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株) 九州朝日放送(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株) 九州朝日放送(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯 九州朝日放送(株)	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾

２　仲裁

【電気通信事業法関係】

（１）接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成１６年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT東日本 NTT西日本 平成電電(株)	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件（接続料等）	仲裁不実行 (参考)本件終了後の経過 あっせん申請（合意により解決）

（２）接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者 相手方	申請概要	結果
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株) NTT西日本	ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 (参考)本件申請前の経緯 あっせん申請（あっせん打切り） (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議再開命令申立て

Ⅱ　総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

（１）接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成１５年８月２０日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令（平成１５年５月１６日申立て） 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請（あっせん打切り） 仲裁申請（仲裁不実行）
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続（レイヤ2接続）等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令（平成22年1月25日申立て） 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請（あっせん不実行）
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令（平成28年9月29日申立て）

（２）接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成１４年１１月５日 電委第１１５号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定（平成１４年7月１８日申請） 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定（平成１９年７月９日申請） 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諮問 R2.6.12 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定（令和元年１１月１５日申請）

（３） 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可（平成14年3月19日申請）

（４） 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令（平成14年4月19日命令）
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令（平成16年2月5日命令）
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令（平成22年2月4日命令）

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定（平成25年7月23日裁定）※

※ 総務大臣裁定後の経過

・H25. 8. 9：(株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。

・H27. 2.25：総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。

・H27. 6. 2：(株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。

・H29.12. 7：東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。

・H30. 9. 6：最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。

・H30. 9.21：総務大臣が裁定手続きを再開。

・H30.10.25：讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。

・H31. 1. 8：(株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。

・R 3. 1.15：総務大臣が (株)ひのきの審査請求を棄却。

Ⅲ　総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 〈参考〉本勧告の関連事案 イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請（合意により解決）
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 〈参考〉本勧告の関連事案 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 〈参考〉本勧告の関連事案 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

（注）実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

資料４

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

TDSC

紛争処理対象分野の動向

１　電気通信事業の市場動向

２　電気通信事業に関する規律

３　電波利用の動向

４　放送事業の動向

本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1　電気通信事業の市場動向

(1)　電気通信事業者数の推移
(2)　国内の電気通信業界の主な変遷
(3)　電気通信事業者等の売上高の状況（令和元年度）
(4)　電気通信市場における環境変化
(5)　ブロードバンドサービスの契約数の推移
(6)　固定通信トラヒックと移動通信トラヒック
(7)　移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
(8)　固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
(9)　MVNOサービスの契約数の推移
(10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
(11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
(12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
(13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
(14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占める卸売サービスの契約数比率
(15) インターネット附随サービス業

1－1 電気通信事業者数の推移

・昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和3年4月1日現在、2万1914者が参入。
・その大半（約98%）は届出電気通信事業者。

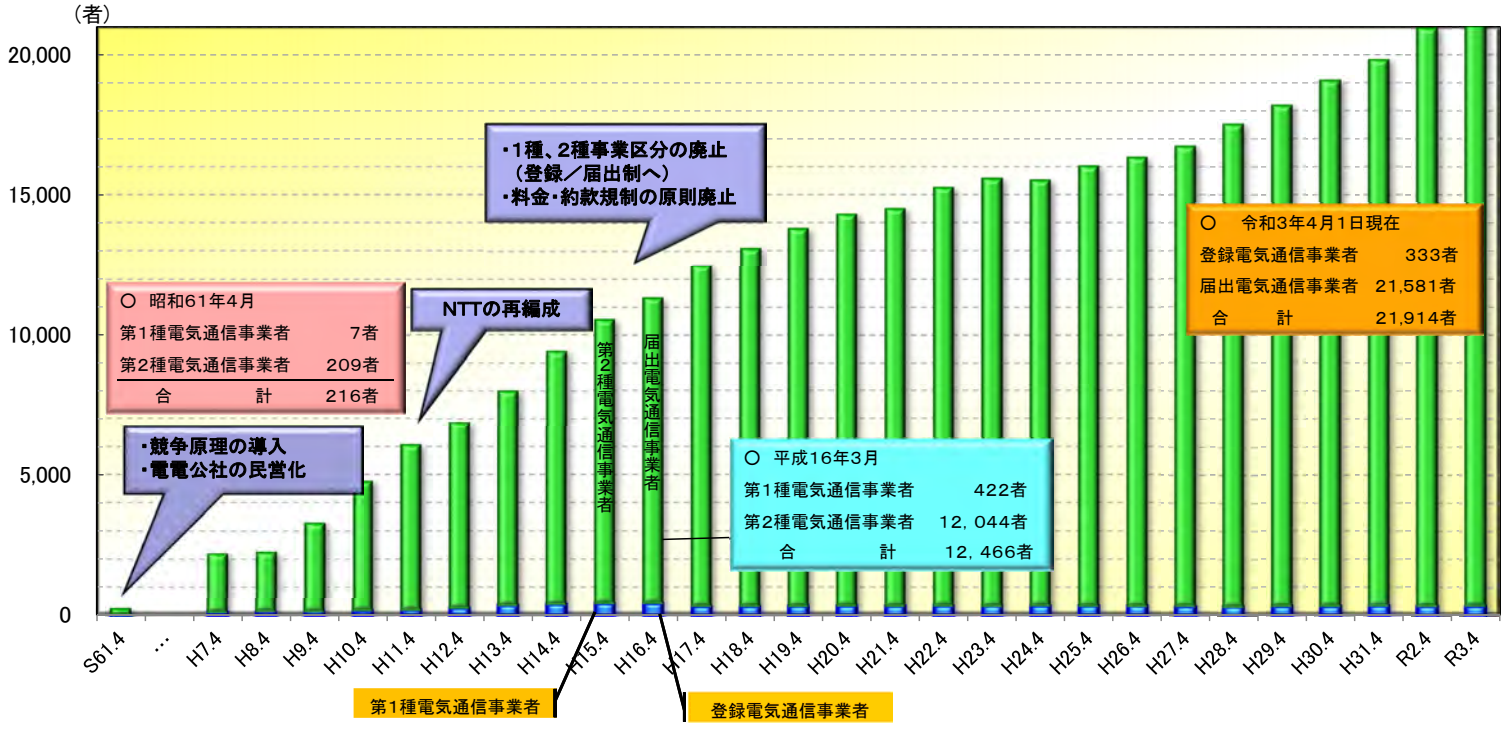

（注）登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模（端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの）以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1－２　国内の電気通信業界の主な変遷

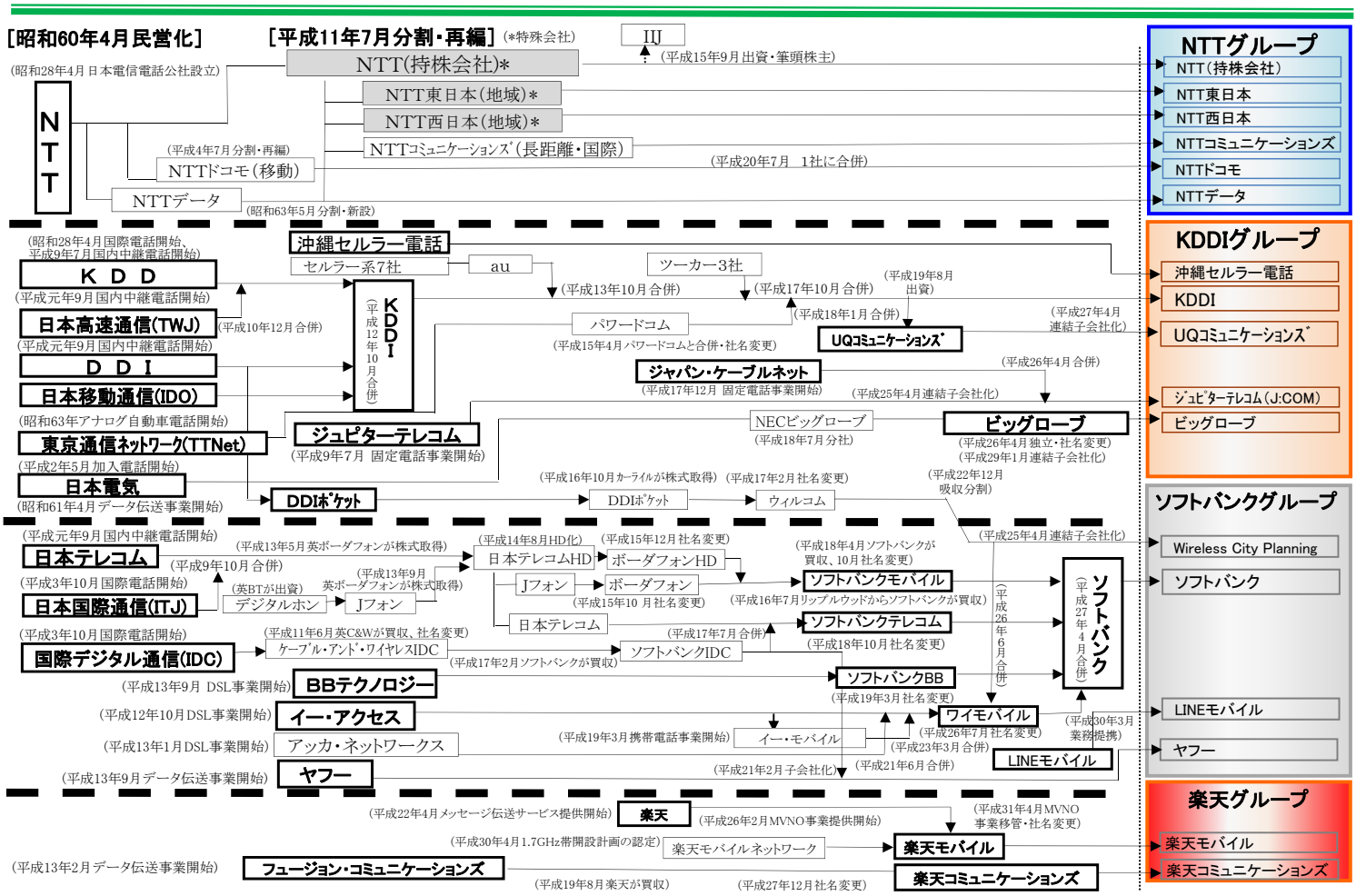

1－３　電気通信事業者等の売上高の状況（令和元年度）

- 1985年（昭和60年）から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。

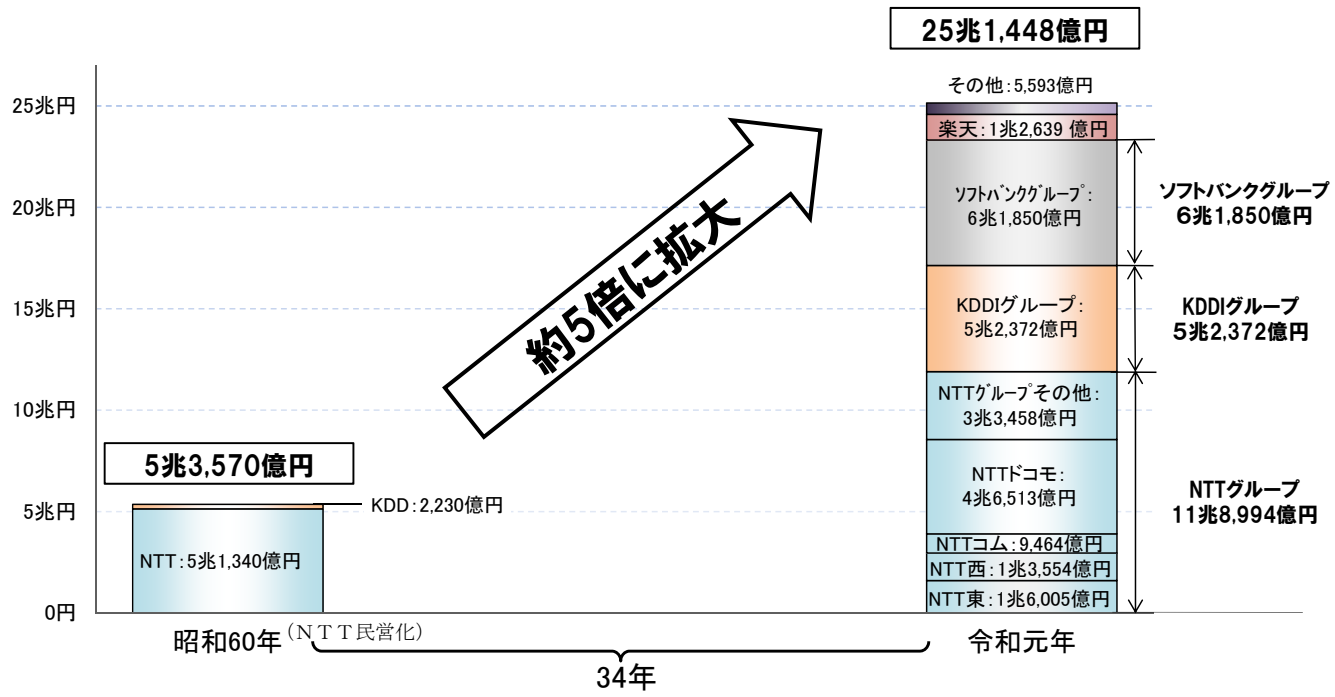

※　各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
※　国内事業者（国内事業者の海外子会社を含む）が海外で行う事業の売上を含む。
※　その他には、「電力系通信事業者」、「スカパーJSAT㈱」を含む。

1-4　電気通信市場における環境変化

■　固定電話契約数は、**2012年9月に固定系ブロードバンドに逆転**され、1997年11月のピーク時(6,322万件)の約2.8割に減少(1,749万契約)。

■　移動電話の契約数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、**1億9,000万契約**を超える。

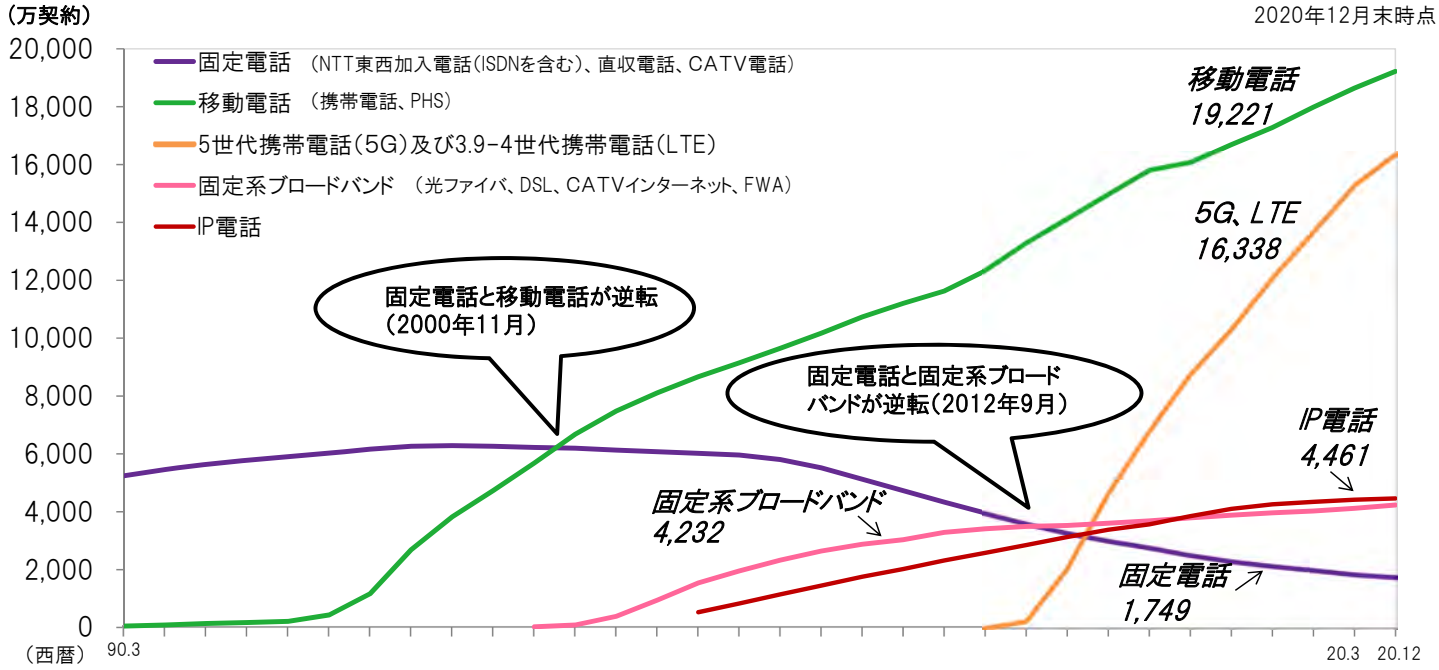

注1：各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
注2：移動電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

(出典)　電気通信事業報告規則に基づく報告

1-5　ブロードバンドサービスの契約数の推移

固定系

■　FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、**固定系ブロードバンド全体の約82%**を占める。

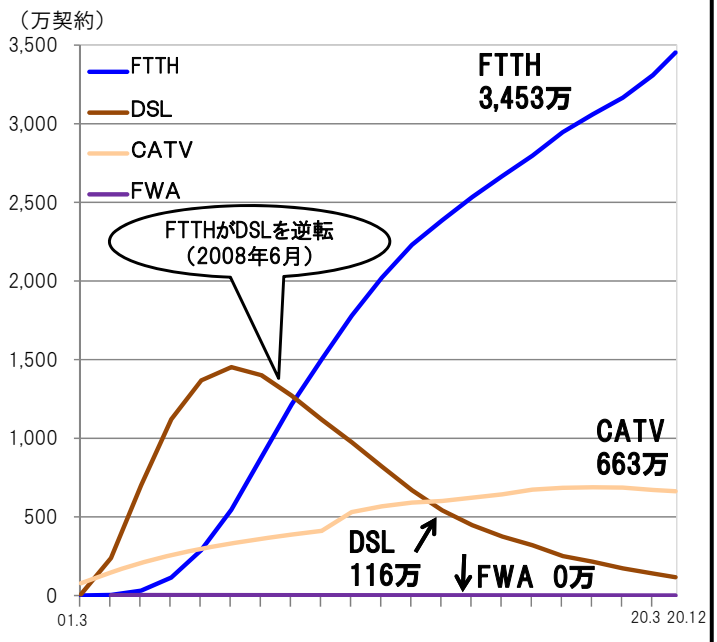

※　各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
※　2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。
※　FWA:Fixed Wireless Access(固定無線アクセス)
※　DSL:Digital Subscriber Line(デジタル加入者線)

2020年12月末時点

移動系

■　5世代携帯電話(5G)及び3．9－4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、**前年度比約1.1倍**に増加。

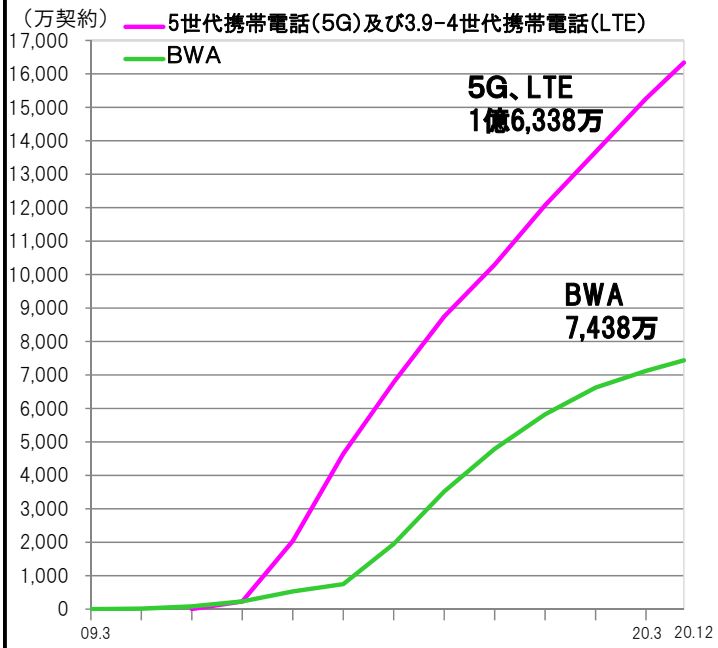

※　各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
※　BWA:Broadband Wireless Access(広帯域移動無線アクセス)

2020年12月末時点

(出典)　電気通信事業報告規則に基づく報告

1－６　固定通信トラヒックと移動通信トラヒック

○我が国の固定系ブロードバンドサービス契約者(*1)の総ダウンロードトラヒックは、前年同月比56.7%増。（2020年11月時点）
○我が国の移動通信の総ダウンロードトラヒックは前年同月比20.4%増。（2020年6月時点）

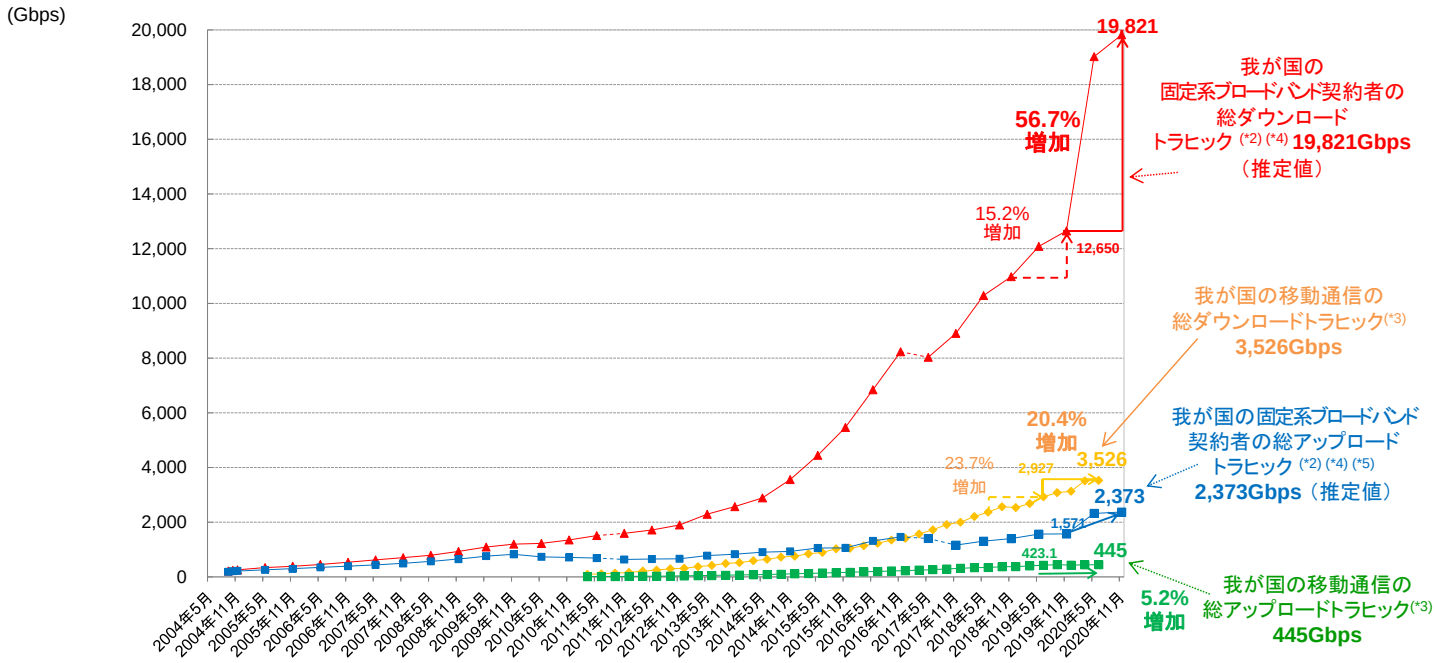

(*1)個人向けサービス（FTTH、DSL、CATV、FWA）（ただし、一部法人を含む）
(*2) 2011年5月以前は、携帯電話網との間の移動通信トラヒックの一部が含まれる。
(*3)『総務省　我が国の移動通信トラヒックの現状（令和2年6月分）』より引用（3月、6月、9月、12月に計測）
(*4) 2017年5月より協力ISPが5社から9社に増加し、9社からの情報による集計値及び推定値としたため、不連続が生じている。
(*5) 2017年5月から11月までの期間に、協力事業者の一部において計測方法を見直したため、不連続が生じている。

1－7　移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ36.9%、KDDIグループ27.4%、ソフトバンクグループ21.4%、楽天モバイル0.8%。

【移動系通信】

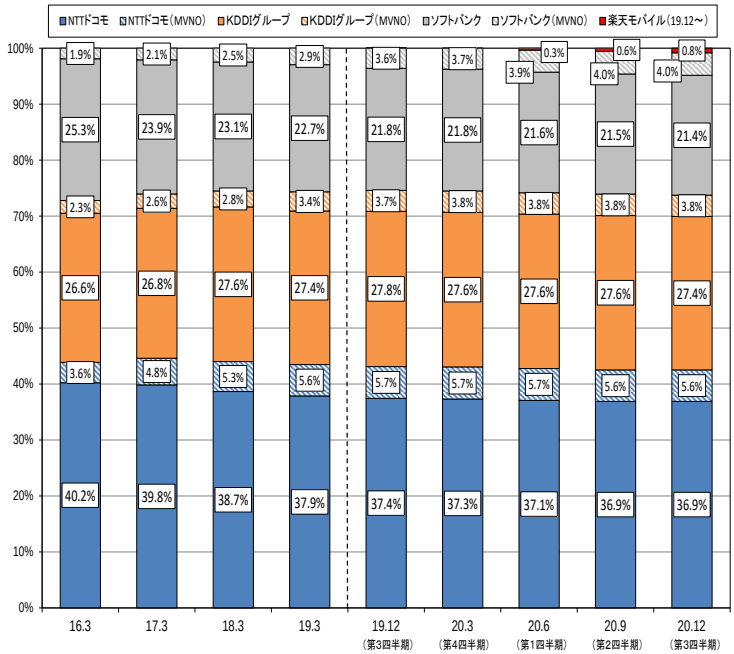

（参考）【 携帯電話 】

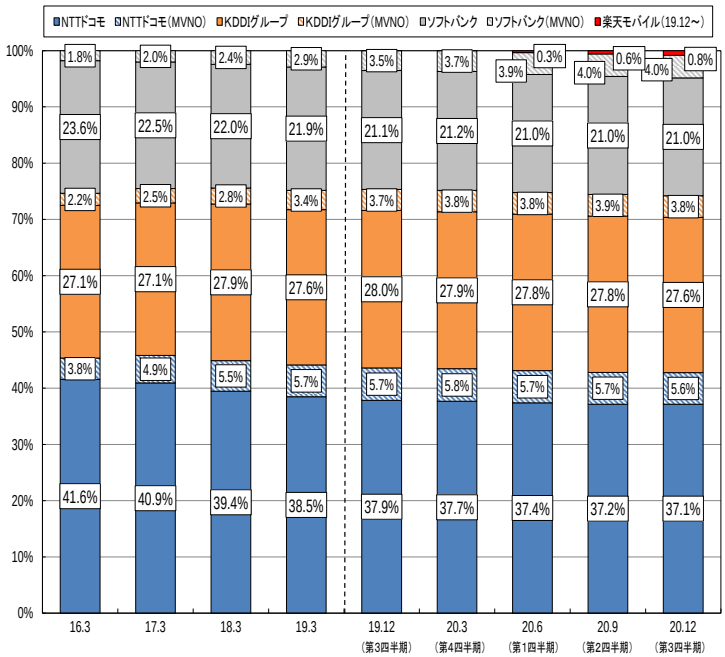

注1：MNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。以下このページにおいて同じ。
注2：「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
注3：MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。
注4：楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

注：「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ（2020年度第2四半期まで）が含まれる。

（出典）電気通信事業報告規則に基づく報告

1－8　固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、18.5%。

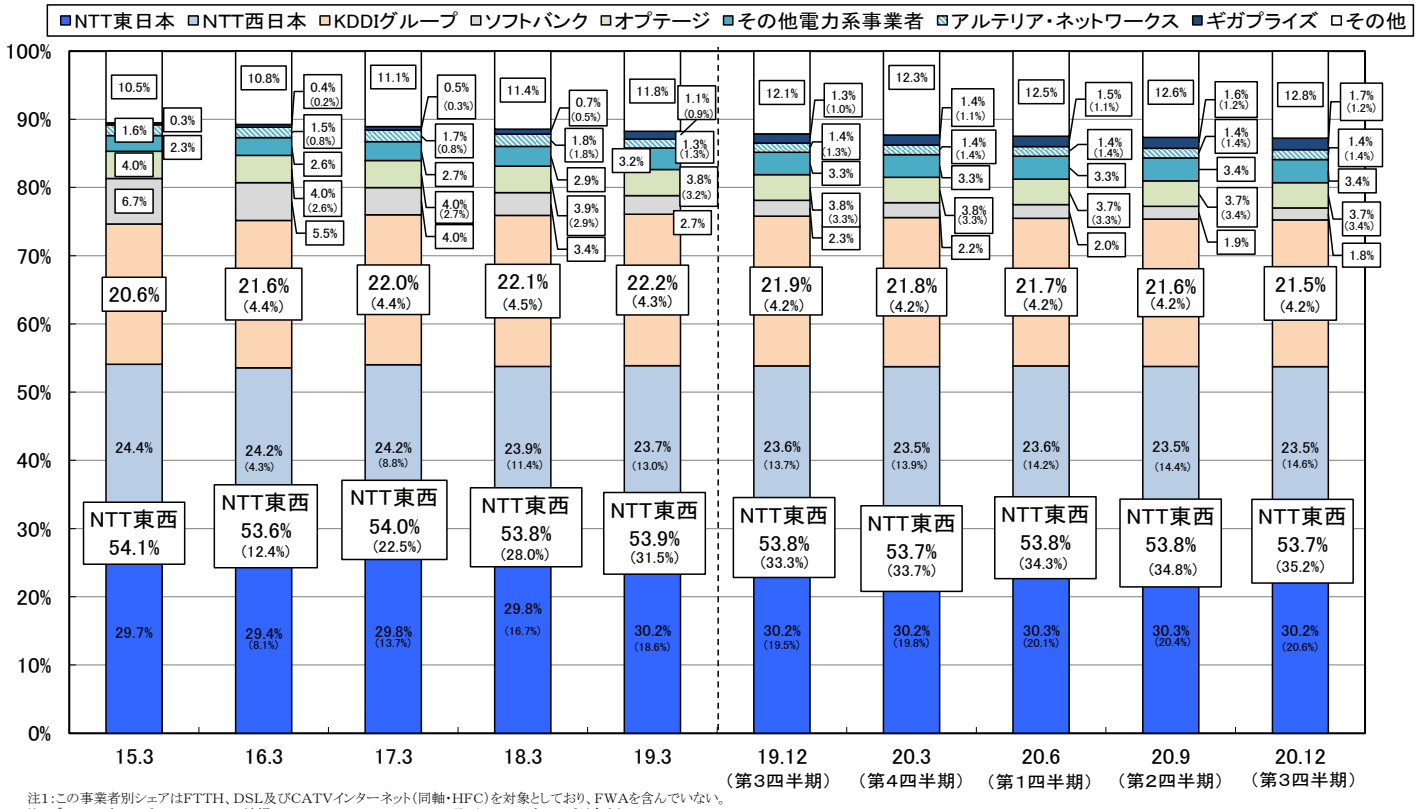

注1:この事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。
注2:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。
注3:「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク(2018年度第3四半期まで)、STNet、QTnet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。
注4:括弧内は、卸電気通信役務の提供に係るシェア。
注5:ケイ・オプティコムはオプテージに社名変更(2019年第1四半期)。

（出典） 電気通信事業報告規則に基づく報告

1－9　MVNOサービスの契約数の推移

□　2020年12月末の契約数は2,586万件（前年同期比＋8.0%）であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】

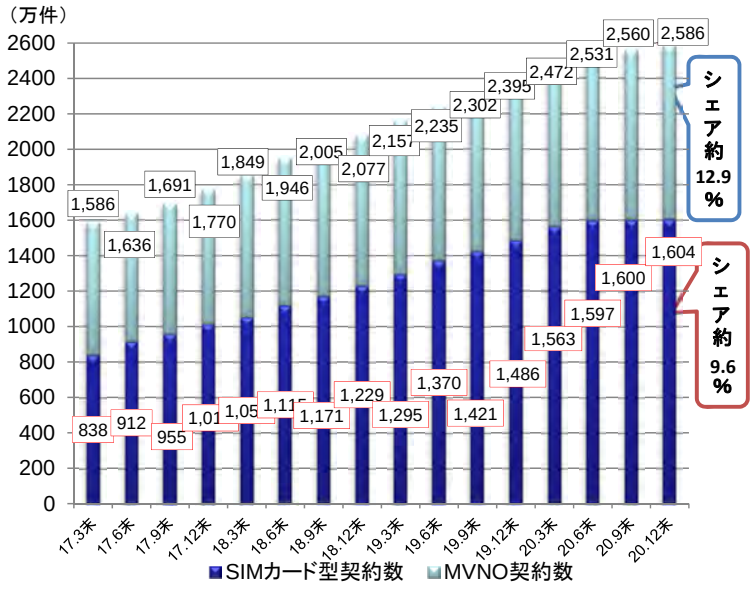

※SIMカード型:MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態

出典:総務省資料

【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】

（参考）直近1年間の純増数
MNO:562万
MVNO:191万

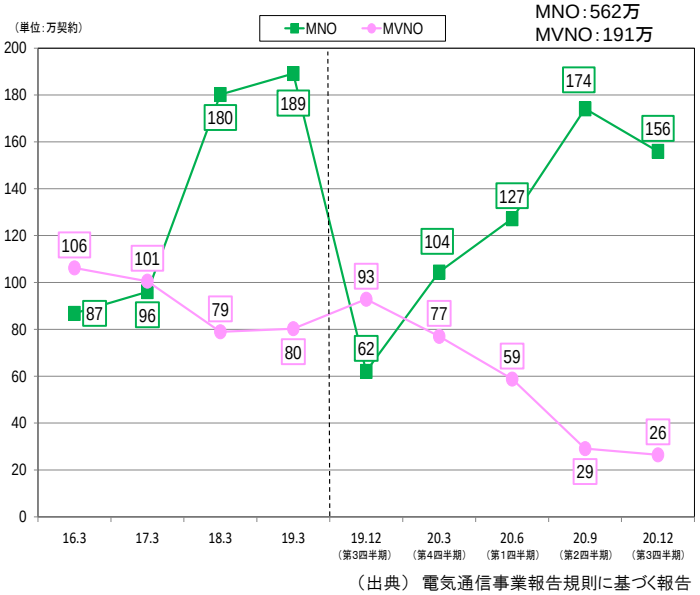

（出典） 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-10　MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,604万（前期比＋0.3%、前年同期比＋7.9%）、通信モジュールが731万（前期比＋3.0%、前年同期比＋10.6%）となっている。

・一次MVNO※1サービスの事業者数は641（前期比＋33者、前年同期比＋49者）となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は835（前期比▲7者、前年同期比＋47者）となっている。

※1　MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。　※2　MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区分別契約数】

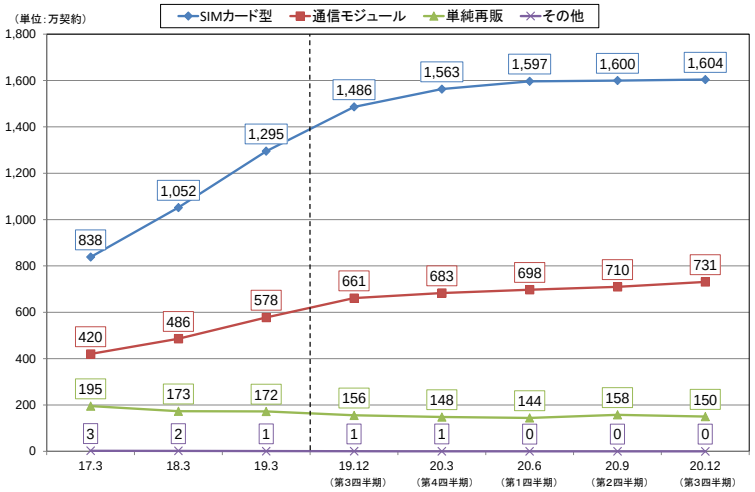

注1：提供している契約数が３万以上のＭＶＮＯからの報告を基に作成。
注2：それぞれの区分については以下のとおり。
・ＳＩＭカード型：ＳＩＭカードを使用してＭＶＮＯサービスを提供している場合（ＳＩＭカードが製品に組み込まれている場合を含む。）で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・通信モジュール：特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・単純再販：ＭＮＯが提供するサービスと同内容のＭＶＮＯサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
・その他：「再卸」、「ＳＩＭカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないＭＶＮＯサービス。

【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】　（単位：万契約）

17.3	18.3	19.3	19.12	20.3	20.6	20.9	20.12
581	785	970	976	1080	1098	1047	997

注：提供している契約数が３万以上のＭＶＮＯからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの事業者数】

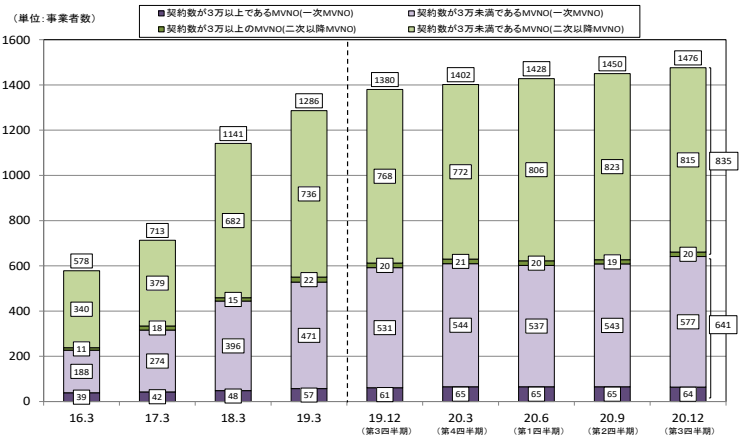

注1：MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
注2：契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

【MVNOサービスの区分別事業者数】　（単位：事業者数）

区分	17.3	18.3	19.3	19.12	20.3	20.6	20.9	20.12
ＳＩＭカード型	41（20）	42（24）	52（30）	54（35）	57（38）	57（38）	55（36）	56（35）
通信モジュール	18（12）	19（14）	21（17）	23（18）	23（18）	20（18）	22（18）	22（18）
単純再販	19（16）	22（17）	26（20）	26（19）	27（20）	27（20）	29（20）	29（20）
その他	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	3（2）	2（2）	2（2）	2（2）
再卸	29（20）	35（24）	42（28）	45（29）	48（31）	47（31）	46（30）	45（29）

注1：提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2：複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
注3：括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

（出典）電気通信事業報告規則に基づく報告

1-11　NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、**光回線の卸売サービス**の提供を開始。

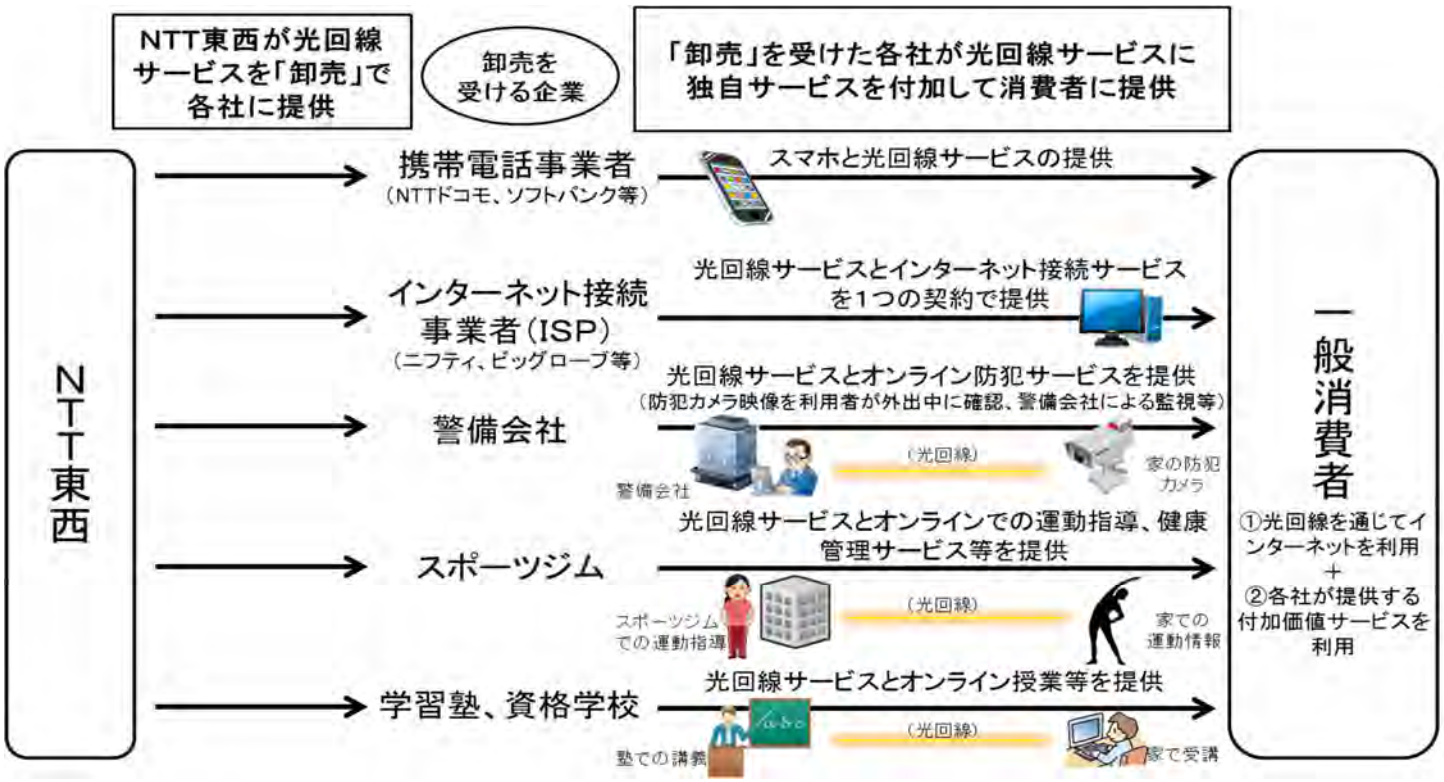

1－12　NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,491万（2020年12月末）。
・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
・新規の開通数も徐々に増えているものの、全開通数の約50%は転用※。

※転用：「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】

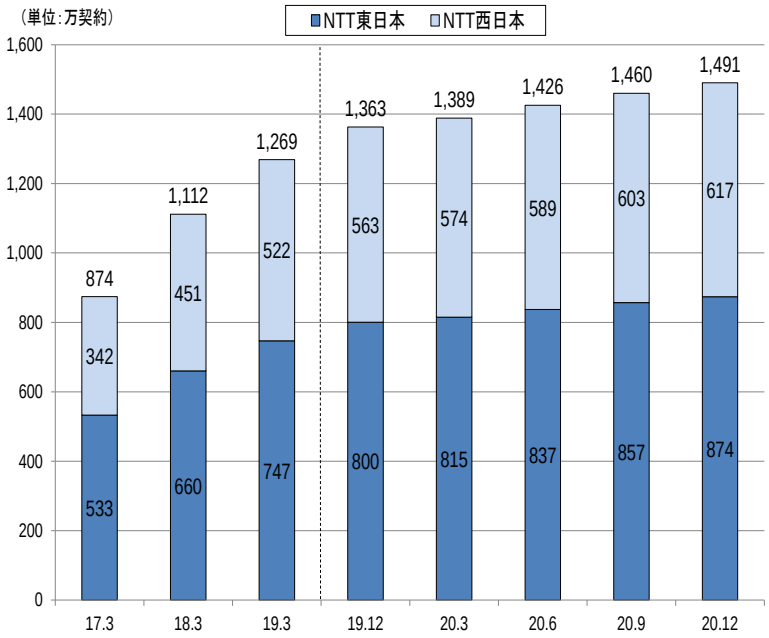

【累計開通数の推移】

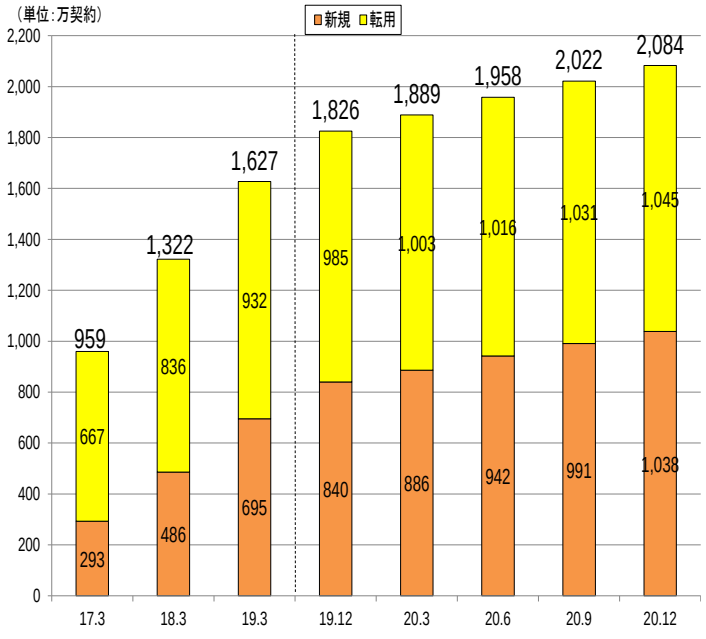

注1：数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。
注2：NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

（出典） 電気通信事業報告規則に基づく報告

1－13　NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

・ 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合では814者。重複を排除しない単純合算の場合では1,212者（2020年12月末）。
・ 卸先事業者の約半数（398者）に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

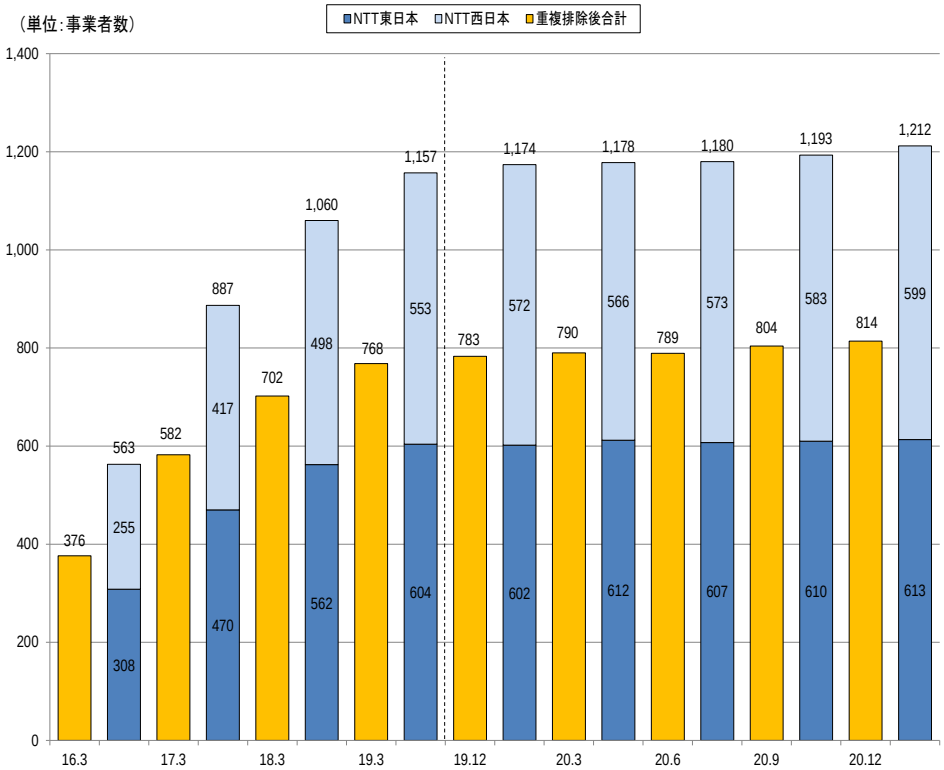

（参考）事業者の分類（主な業種による分類）

●MNO　：　2者
●CATV事業者　：　82者
●ISP・MVNO事業者　：593者
●その他事業者　：137者

（出典） 電気通信事業報告規則に基づく報告

1－14　NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率

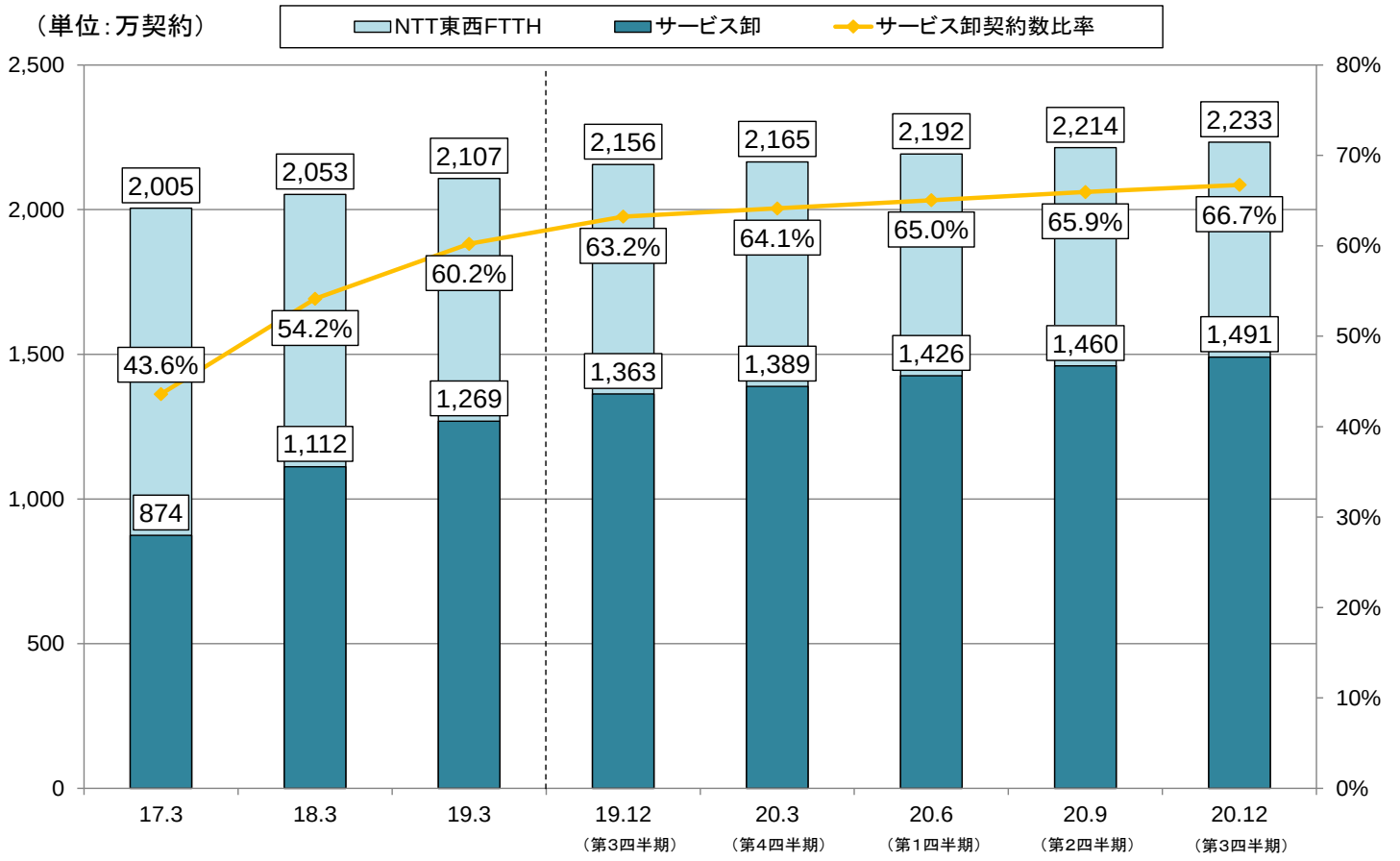

（出典）電気通信事業報告規則に基づく報告

1－15　インターネット附随サービス業

◆ 2018年度企業数は530社。
◆ 2018年度売上高は2兆6,897億円（前年度比5.0%増）で前年の最高値を更新。
◆ サービス別では、クラウドコンピューティングサービス（同33.2%増）、サーバ管理受託業（同32.3%増）が大幅な増加。また、主力のウェブコンテンツ配信業（同1.4%増）、ショッピングサイト運営業及びオークションサイト運営業（同2.5%増）の増加となっている。
◆ 1企業当たり売上高は50.7億円（同4.8%増）。

サービス別企業数

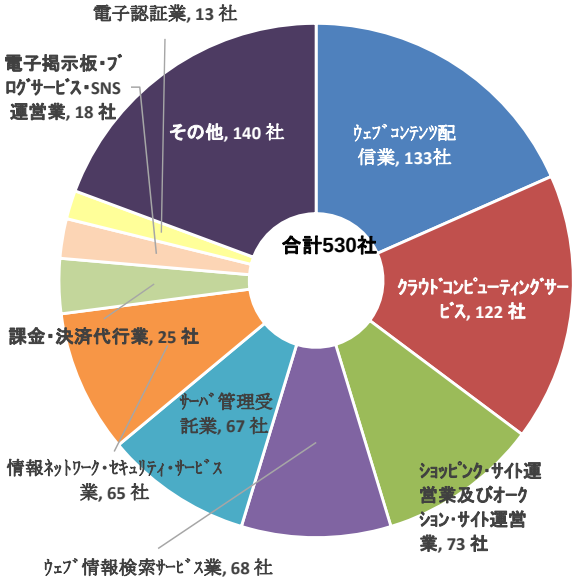

※複数事業を併営する企業があるため、企業数の合計と内訳の和は必ずしも一致しない。

サービス別売上高

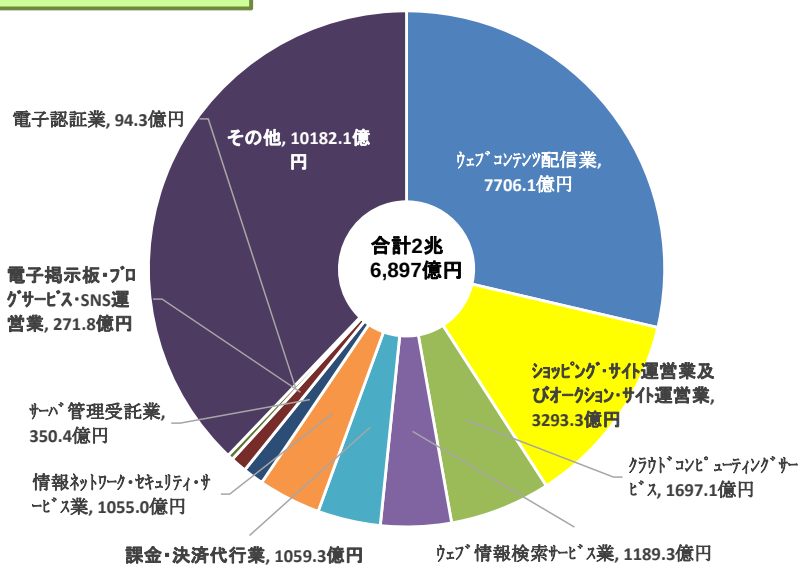

※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。

【総務省・経済産業省「2019年情報通信業基本調査」をもとに作成】
※2020年の同調査については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた企業の事情に配慮し、実施を延期したことから、2019年の同調査をもとに作成したもの。

2　電気通信事業に関する規律

(1)　現行の電気通信事業法による規律の概要
(2)　電気通信事業に関する規律
(3)　現行のNTT法の枠組み
(4)　市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
(5)　指定電気通信設備制度の枠組み
(6)　指定電気通信設備の範囲
(7)　接続義務・接続拒否事由
(8)　NTT東西の接続料の算定方式
(9)　長期増分費用方式に基づく接続料の推移
(10) 加入光ファイバの接続料
(11) 加入光ファイバ接続料の推移
(12) モバイル接続料の推移
(13) 卸電気通信役務と接続の違い
(14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
(15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
(16) MVNOガイドラインの概要
(17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
(18) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
(19) 「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要
(20) コンテンツ配信事業者等に係る紛争
(21) ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインの概要

2-1　現行の電気通信事業法による規律の概要

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>電気通信事業者</th><th>第一種指定電気通信設備を
設置する電気通信事業者（固定系）</th><th>第二種指定電気通信設備を
設置する電気通信事業者（移動系）</th></tr>
<tr><td colspan="2">参入・退出規制
外資規制</td><td colspan="3">【参入】
登録　（①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合）
上記以外の場合は届出
【退出】
事後届出　（利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要）
【外資規制】
なし　（NTT持株に対しては3分の1の外資規制）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">料金・約款規制</td><td colspan="3">原則として自由</td></tr>
<tr><td colspan="3">【基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス：国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務）】
契約約款の作成、届出</td></tr>
<tr><td></td><td>【指定電気通信役務（※1）】
保障契約約款の作成、届出
【特定電気通信役務（※2）】
プライスキャップ規制（上限価格規制）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者保護</td><td colspan="3">事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非対称規制</td><td>接続規制</td><td rowspan="2">電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務</td><td>・接続約款の認可、公表
・接続会計の整理　　等</td><td>・接続約款の届出、公表
・接続会計の整理</td></tr>
<tr><td>行為規制</td><td>なし</td><td>【禁止行為】
・接続情報の目的外利用・提供　等
【特定関係事業者（NTTコム）との間の禁止行為】
・役員兼任　等</td><td>※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）
【禁止行為】
同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニバーサルサービス制度</td><td colspan="3">【ユニバーサルサービスの範囲】
加入電話（加入電話に相当する料金で提供される光IP電話を含む）、第一種公衆電話、緊急通報
【制度の仕組み】
適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付</td></tr>
</table>

（※1）指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務：NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等
（※2）特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務：NTT東西の加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料）等

2-2　電気通信事業に関する規律

- **一般の事業者**に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する**事前規制を緩和**する一方で、**消費者保護ルールを充実。**
- **特定の事業者**（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール等の**公正競争ルールを整備。**

規律の変遷

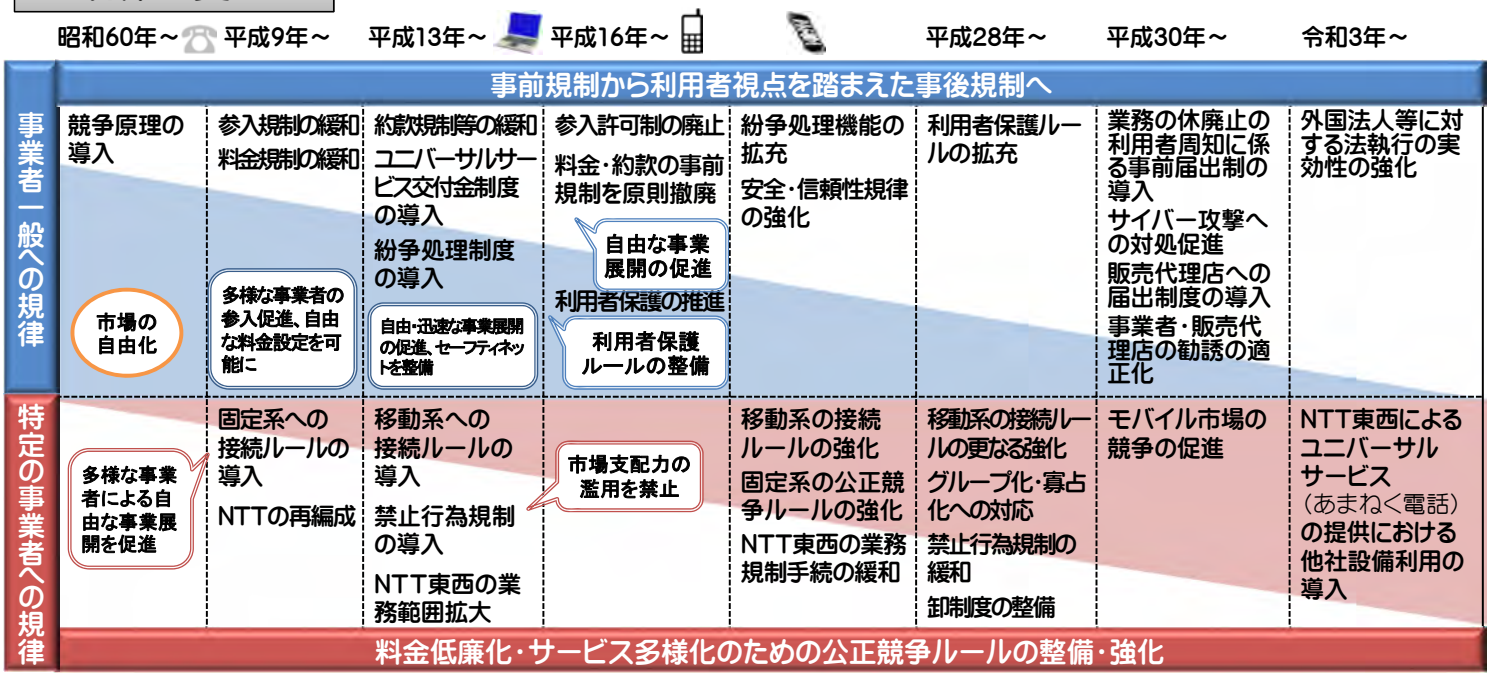

2-3　現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 （持株会社）	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 （地域会社）
目　的 （第1条）	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事　業 （第2条）	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務（「附帯業務」） ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務（「目的達成業務」）【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（「活用業務」）【事前届出】
責　務 （第3条）	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株　式 （第4条～第7条）	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 （第10条～第12条）	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4　市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

○　シェアが高く市場支配力を有する事業者（市場支配的事業者）に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

＜対象事業者＞

① ［固定通信市場］アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者（一種指定事業者）：**NTT東西**

② ［移動通信市場］**二種指定事業者**（端末シェア10%超）**のうち、収益シェア40%超等の者**：NTTドコモ

＜NTT東西に対する禁止行為の内容＞

- 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供
- 特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い
- 製造業者等への不当な規律・干渉

＜NTTドコモに対する禁止行為の内容＞

- 接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供
- 総務大臣が指定するグループ内の事業者（特定関係法人※）に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5　指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度（固定系）	第二種指定電気通信設備制度（移動系）
指定要件	都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定（97年） （その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定（01年））	業務区域ごとに10%超（当初は25%超）の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ（02年）、KDDI（05年）、沖縄セルラー（02年）、ソフトバンク（12年）、WCP（19年）、UQ（19年）を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	■接続約款（接続料・接続条件）の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務	■接続約款（接続料・接続条件）の届出制 ■接続会計の整理義務
卸関連規制	■卸電気通信役務の届出制	■卸電気通信役務の届出制
利用者料金関連規制	指定電気通信役務（第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの）：■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 特定電気通信役務（指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの）：■プライスキャップ規制	更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制 NTTドコモ（02年）を指定
行為規制	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■電気通信事業会計の整理義務	■特定業務以外への情報流用の禁止 ■グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

・現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
・平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
・平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
・令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備（セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ）を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。

第一種指定電気通信設備の指定内容

IP/PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備（終端装置、屋内配線設備等を含む。）
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
IP網	④中継ルータ（県内通信を行うものに限る。）
共通	⑤中継系交換等設備（県内通信を行うものに限る。）
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備（県内通信を行うものに限る。）
IP網	⑧SIPサーバ
IP網	⑨セッションボーダコントローラ
IP網	⑩ENUMサーバ
IP網	⑪IP電話用DNSサーバ
共通	⑫付随設備（接続用伝送路設備等を含む。）
PSTN	⑬公衆電話機
PSTN	⑭番号案内関係設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
交換設備	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
伝送路設備	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
伝送路設備	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
伝送路設備	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
その他	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
その他	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 （3.~8.に掲げるものを除く。）

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲（概念図）

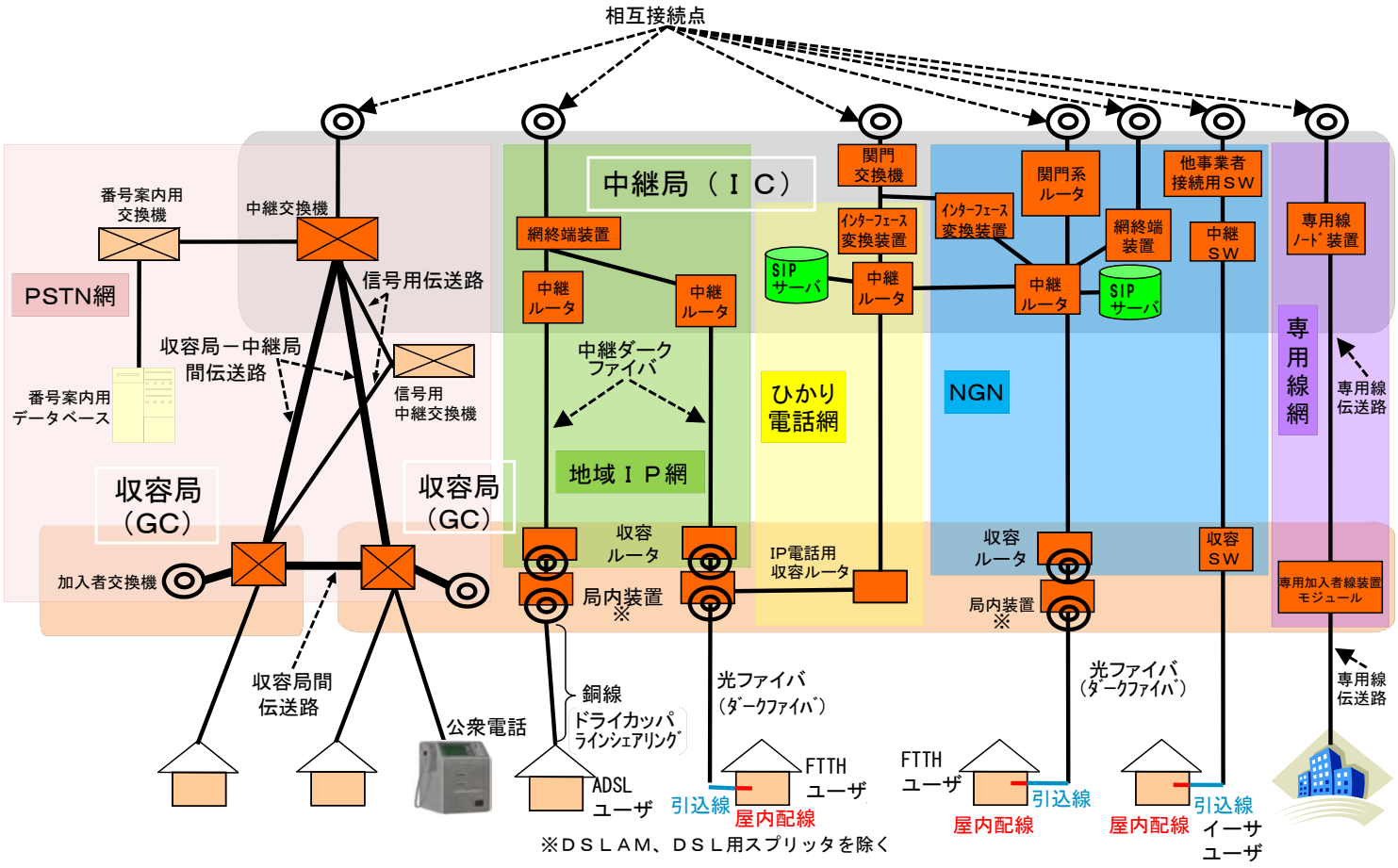

【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲（概念図）

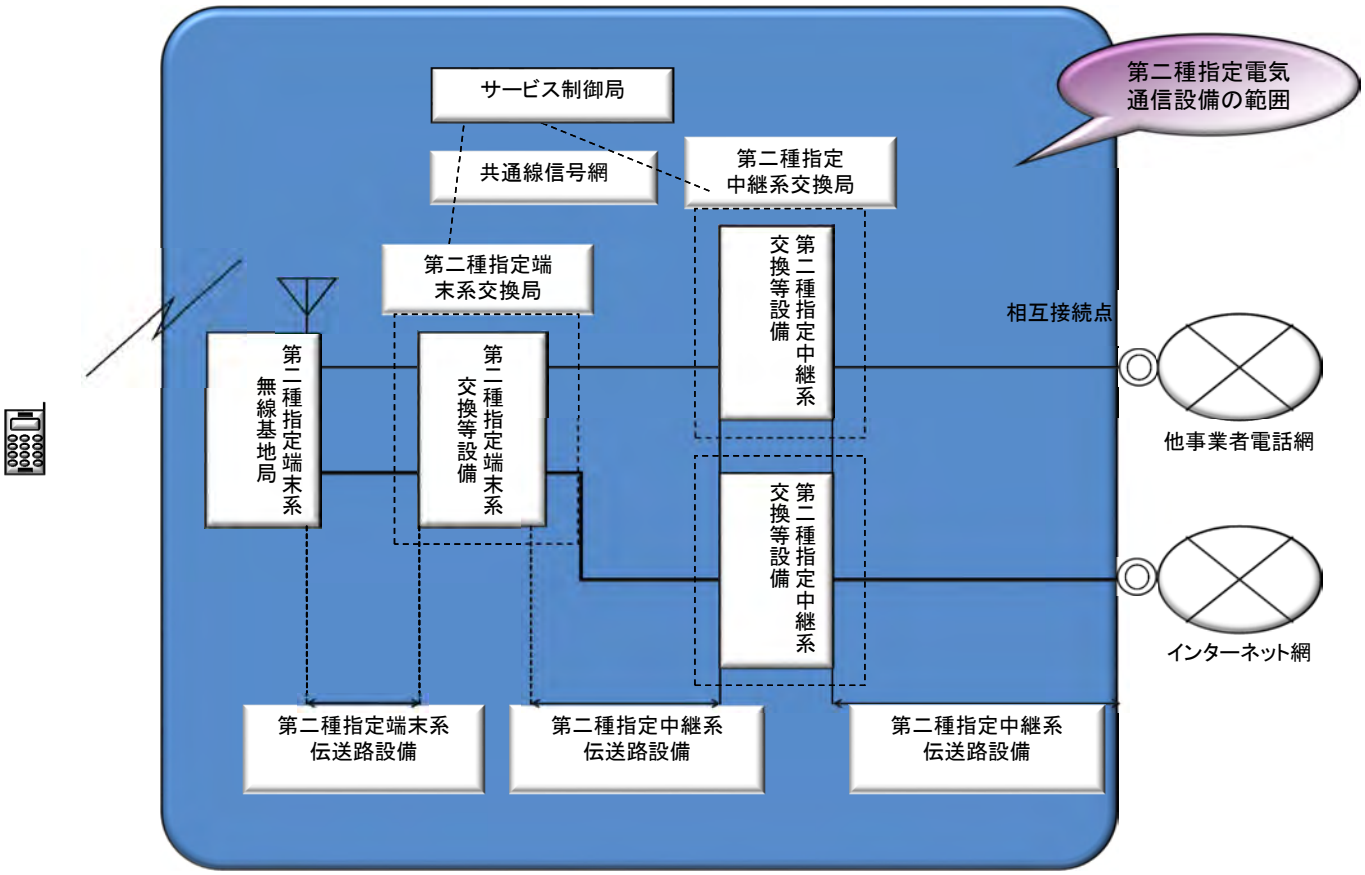

2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを享受できることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。（電気通信事業法第32条）

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）

（例）

- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき（逐条解説）
- ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となるとき（逐条解説）
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
- ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）

（例）

- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき（逐条解説）
- ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき（法第32条第3号）

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき（施行規則第23条第1号）

（例）

- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（施行規則第23条第2号）

（例）

- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

【参考】 電気通信事業分野における接続

□ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）

■ 携帯電話の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う

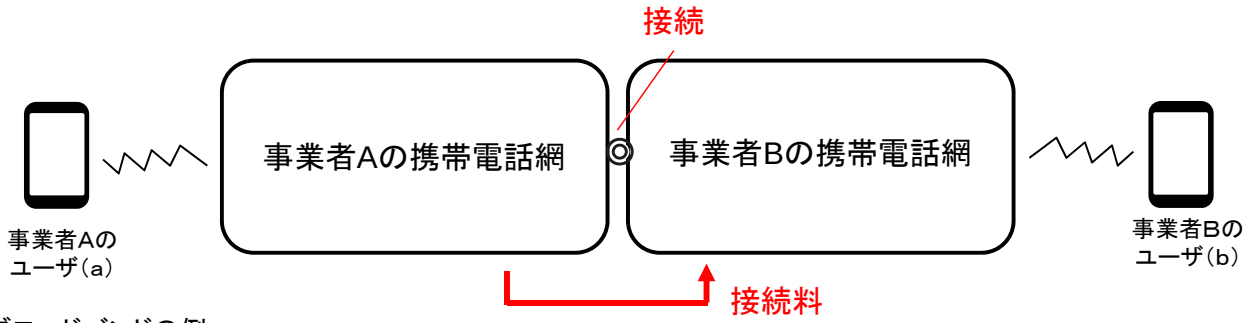

■ 固定ブロードバンドの例

下図（x）から（y）の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある（赤字部分）
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある（青字部分）

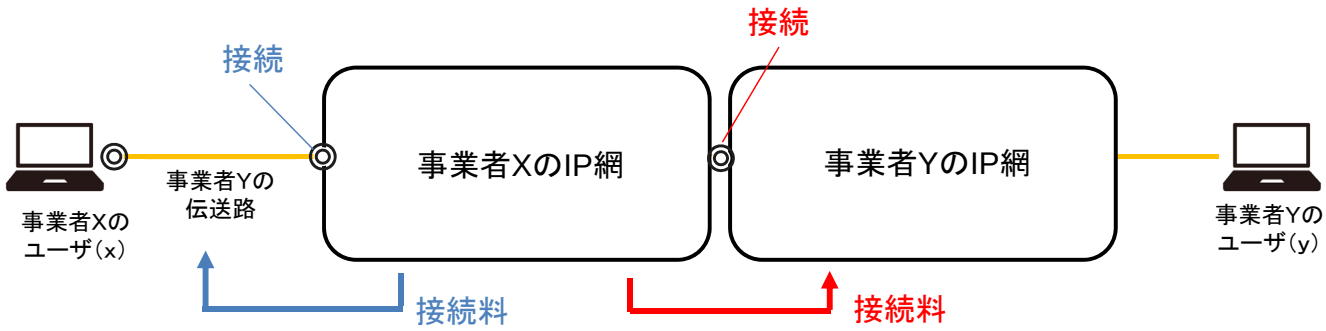

2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	・**前々年度の実績需要・費用に基づき算定** ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線（ドライカッパ、ラインシェアリング） ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話　等
	将来原価方式	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の**予測需要・費用に基づき算定**	・加入者回線（光ファイバ） ・NGN
長期増分費用方式（LRIC）		・**仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定** ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用	・電話網（加入者交換機等）
事業者向け割引料金（キャリアズレート）		・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする	・ISDN加入者回線（INS1500） ・専用線

2-9　長期増分費用方式に基づく接続料の推移

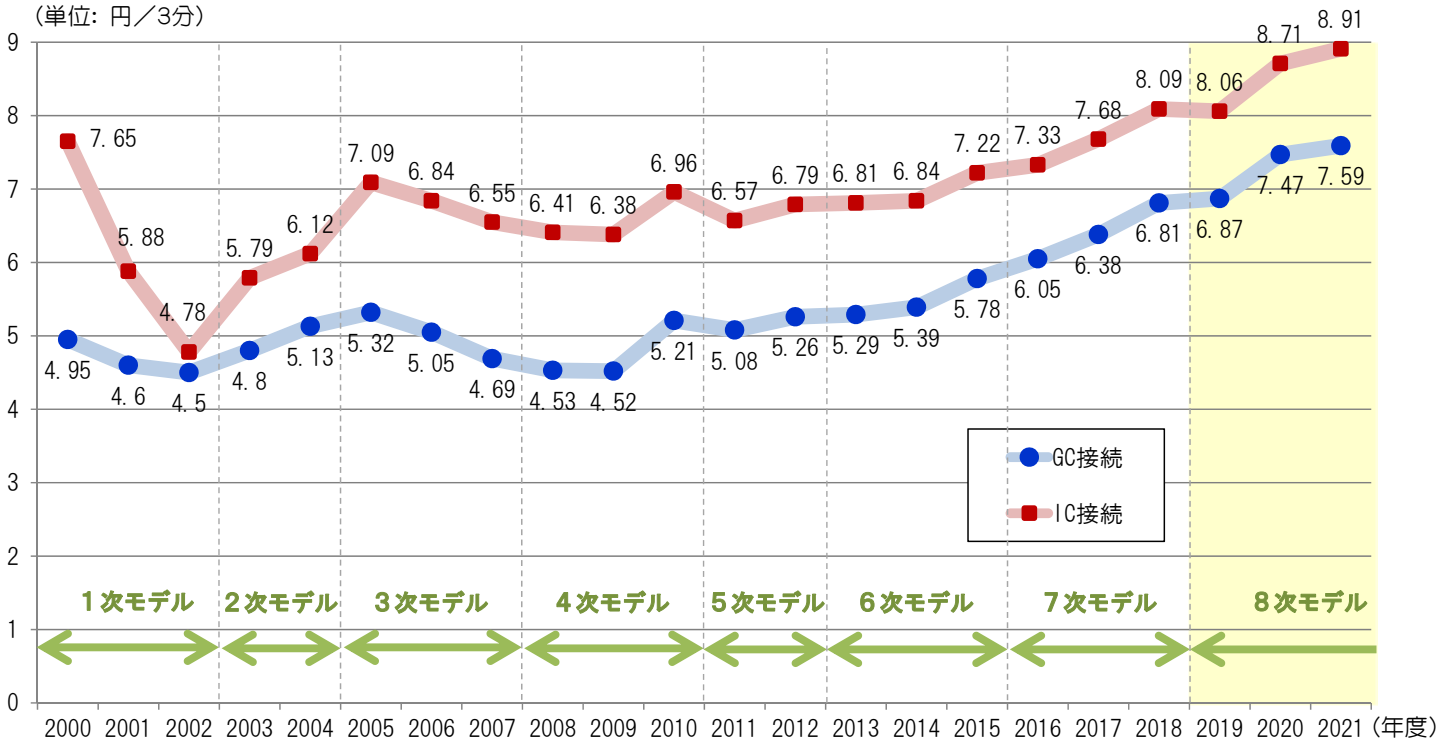

GC(Group unit Center)接続料：NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
IC(Intrazone tandem Center)接続料：NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

2-10　加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。
①シェアドアクセス方式（加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式）
②シングルスター方式（全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式）

※令和2年度適用接続料（月額）

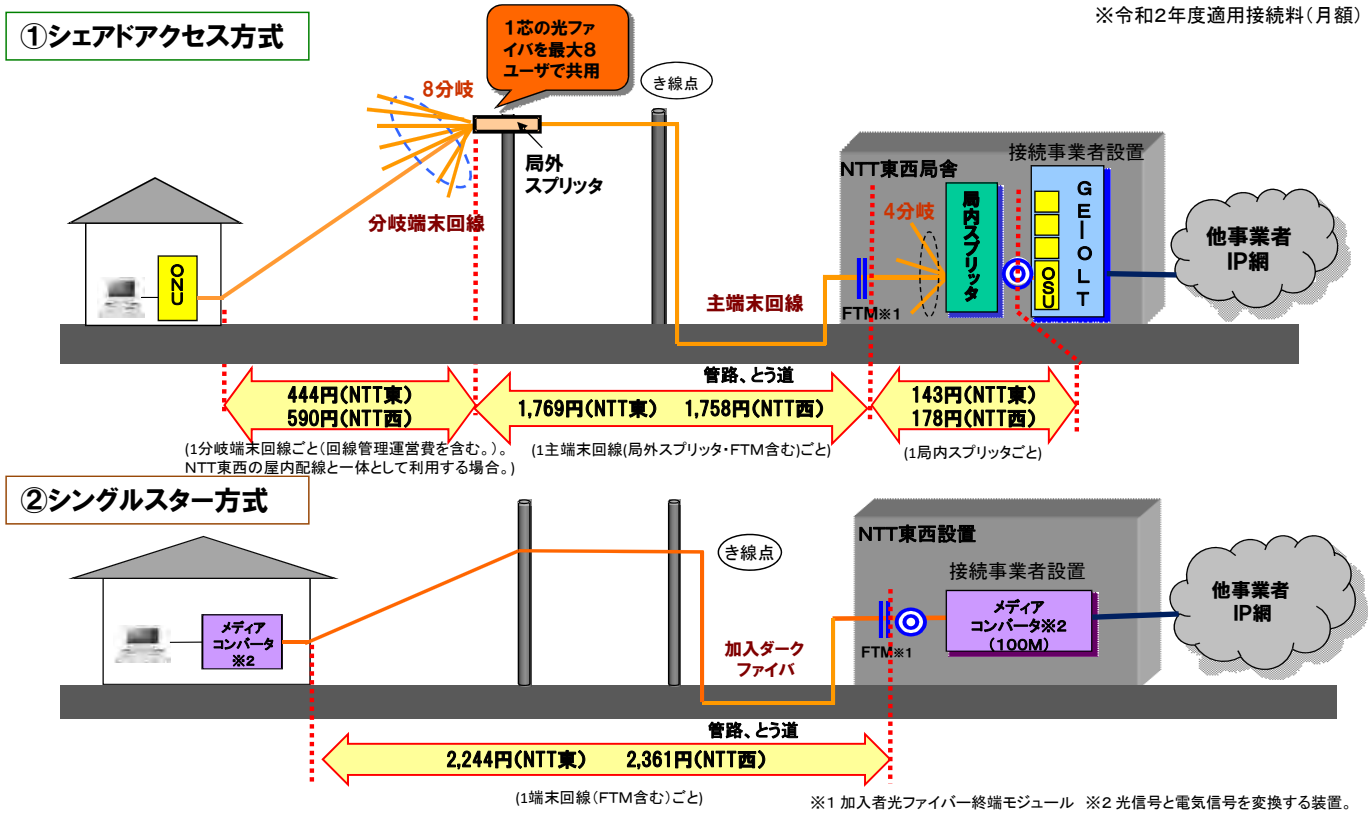

※1 加入者光ファイバー終端モジュール　※2 光信号と電気信号を変換する装置。

【参考】 シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」

○ NTT東西のシェアドアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT東西局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専用することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要**。

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

○ このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、他事業者が専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定**(「芯線単位接続料」)。

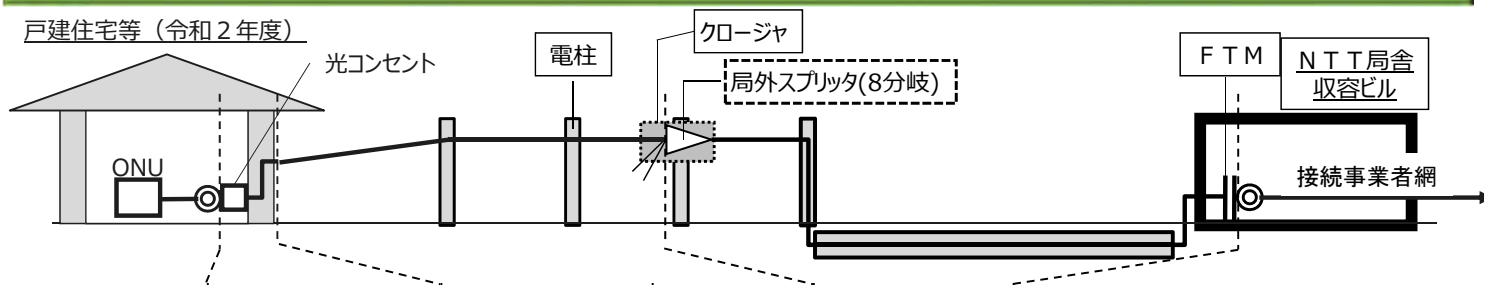

	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	184円(186円) /分岐端末回線	407円(399円) /分岐端末回線	37円(41円) /分岐端末回線	1,769円(1,802円) /主端末回線
NTT西日本	177円(178円) /分岐端末回線	539円(513円) /分岐端末回線	51円(70円) /分岐端末回線	1,758円(1,794円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
※3 括弧内は令和元年度接続料

収容数ごとの1収容あたり接続料(令和2年度)

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,397円	1,513円	1,218円	1,070円	982円	923円	881円	849円
NTT西日本	2,525円	1,646円	1,353円	1,207円	1,119円	1,060円	1,018円	987円

2-11 加入光ファイバ接続料の推移

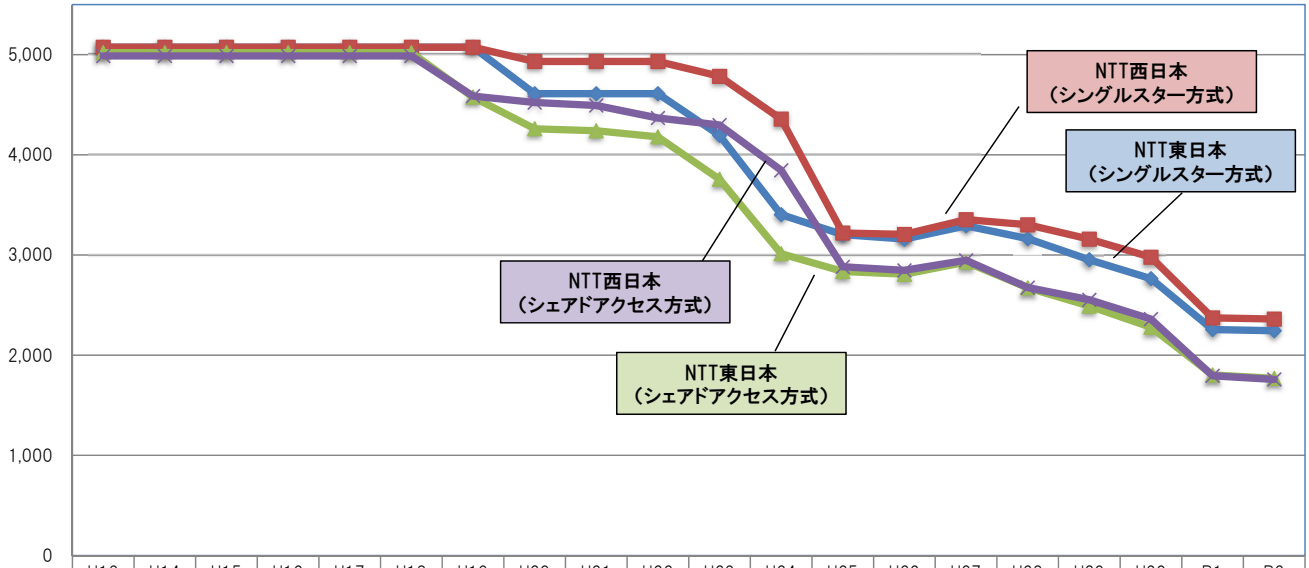

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
NTT東日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,403	3,203	3,159	3,292	3,163	2,953	2,764	2,256	2,244
NTT西日本(シングルスター方式)	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,357	3,220	3,206	3,353	3,302	3,159	2,978	2,372	2,361
NTT東日本(シェアドアクセス方式)	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,013	2,835	2,808	2,929	2,673	2,490	2,278	1,802	1,769
NTT西日本(シェアドアクセス方式)	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,846	2,882	2,847	2,947	2,675	2,553	2,360	1,794	1,758

※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)を算定期間とする将来原価方式により算定。
※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒当たり)

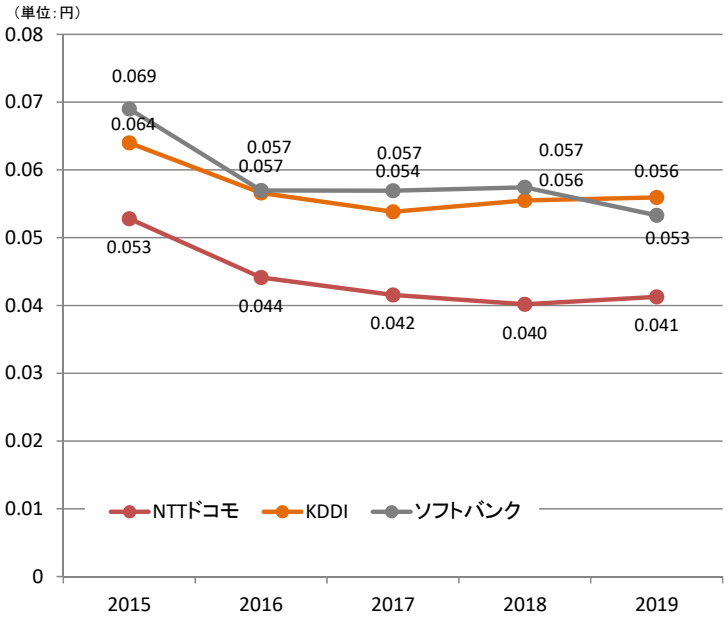

データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)

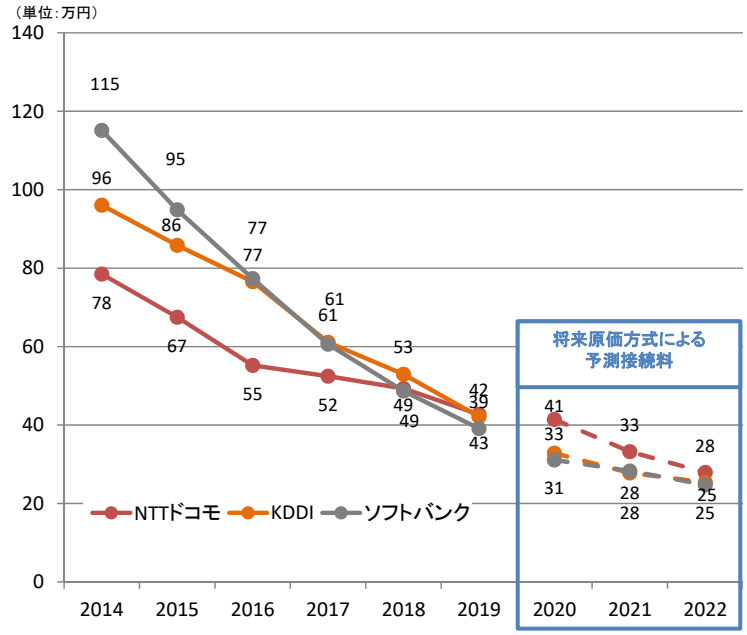

※1:2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
※2:音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは2016年度まで、ソフトバンクは2015年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。
※3:KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。
注:各年度において最終的に適用される接続料を記載(将来原価方式による予測接続料を除く。当該接続料は当該年度における実績値に基づく接続料によって別途精算される。)。

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電気的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電気的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能**。

	接続方式	卸役務
	当事者による選択が可能	
概 要	自らの電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式	一方の電気通信事業者が、利用者としての立場で、他方の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、前者が、利用者に対し、これを再販する方式
提供/接続に係る義務	■ 提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定 ■ **接続応諾義務あり** ■ 不当な差別的取扱いは**業務改善命令の対象**	■ どの役務を提供するかは事業者間で決定 ■ **役務提供義務なし**(※) ■ 不当な差別的取扱いは業務改善命令や**禁止行為規制の対象**
料金・条件に係る義務	■ 一種指定事業者の場合 **認可を受けた接続約款に基づき協定を締結することが必要**	■ **相対取引により個別に契約を締結することが可能** ただし、第一種・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供については、公正競争への影響が大きい事業者への卸電気通信役務の料金や提供条件等の事後届出の義務を課すとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。

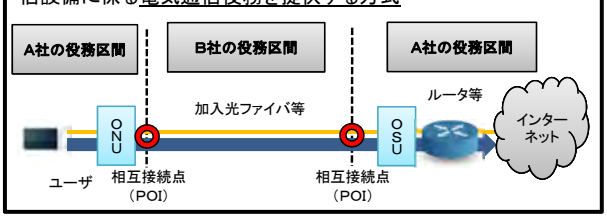

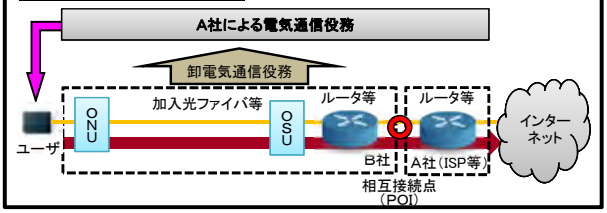

※ ただし、基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14　NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定（2019年9月改定）。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者（NTT東西）が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

- NTT東西の光回線の卸売サービス（「サービス卸」）の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う**こと
- 「サービス卸」の料金等（工事費、手続費等を含む。）について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引を行う**こと

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

- 「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により**、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する**競争事業者（CATV事業者等）の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる**こと
- （市場支配的事業者である）**NTTドコモが、**「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、**（NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの）**排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス（モバイルサービスなど）との割引サービスを提供**すること

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④苦情等の処理の履行不十分、⑤不実告知・事実不告知、⑥勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑦卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

2-15　指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の必要あり　／　検証の必要なし

検証ステップ①　代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり → ステップ②検証の必要なし

代替性なし →

検証ステップ②－1　重点的な検証

目的：　料金水準の適正性確保
手法：　適正原価＋適正利潤≧卸料金　となっているかを検証

→ 総務省による妥当性評価 **あり**

「不当」評価の場合、是正を図るための措置へ

代替性不十分 →

検証ステップ②－2　その他の検証

目的：　適正な交渉を促進するための透明性確保
手法：　卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

→ 総務省による妥当性評価 **なし**

※　「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16　MVNOガイドラインの概要

・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者（MNO）から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
（2002年策定、2021年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。）

■ MVNOの事業開始に必要な手続
- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係
- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料（接続料）は、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化
- ✓ MNOは一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化
- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策
- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続
- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達
- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係
- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告
- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（2012年7月策定）の概要①

1　ガイドラインの目的・対象

- ● 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- ● 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- ● 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- ● 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- ● 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2　事業者間協議のプロセス

- ● 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- ● 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- ● 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-18 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

○ 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
   ※ 認可された接続料等を除く。

2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。

3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-19「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の概要

■ 5Gの導入に当たって、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となることを踏まえ、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、関係法令の適用関係について明確化を図るもの（平成30年12月策定）。

	①鉄塔等のシェアリング	②アンテナ、基地局等のシェアリング
事業の登録/届出	電気通信設備に該当しないため、**不要**	電気通信設備に該当するため、**必要**
無線局の免許	**不要**	**アンテナ、共用装置等：不要　基地局装置：必要**
提供条件等	電柱・管路ガイドラインに基づき、**公平・公正な条件で提供**	接続・共用・卸ルールに基づき、**公平・公正な条件で提供**
協議不調の場合	総務大臣の**協議命令・裁定**、電気通信紛争処理委員会による**あっせん、仲裁を利用可能**	
一体的提供の場合	①、②を一体的に提供しようとする場合も、移動通信事業者は、①、②ごとに、**それぞれに適用される規律等に基づき提供を受けることが可能**	
聴取範囲の明確化	競争上の地位を危うくすることがないよう、**移動通信事業者の事業計画等の聴取範囲を限定**	
コンタクトポイント	**一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置**や、**標準的な事務処理手続の公表**が望ましい	

2-20　コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等（電気通信事業法第164条第1項第3号）は、電気通信事業法の適用除外（一部規定は適用）となる電気通信事業に該当（≠電気通信事業者）。

■ 電気通信事業
　電気通信役務（電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう。）を他人の需要に応ずるために提供する事業

	電気通信事業		非電気通信事業
	① ②以外の事業 （携帯電話事業、FTTH事業等）	② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業	
		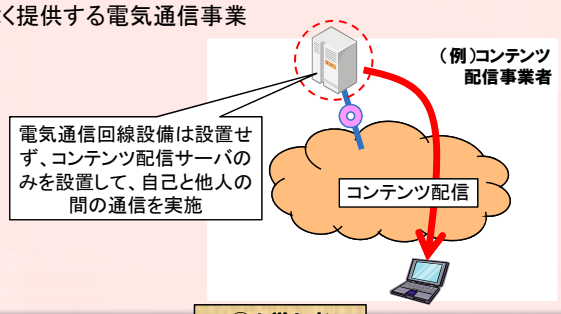	
	①を営む者	②を営む者	
	電気通信事業者に該当	電気通信事業者に該当しない	電気通信事業者に該当しない
電気通信事業法の適用	■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり　等	■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 禁止行為等規定適用事業者（NTT東西・ドコモ）による業務への不当な規律・干渉が禁止（保護対象）	
紛争処理機能	■ 総務大臣の協議命令・裁定 ■ 紛争処理委員会のあっせん・仲裁等	**電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。** （平成23年6月から）	

【参考】電気通信事業法第164条第１項第３号に該当する電気通信事業の例

● **電気通信回線設備を設置せず**、かつ、**他人の通信を媒介しない**電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業）に該当する主な事例は以下のとおり。
（ただし、事業の内容（サービス提供の形態等）によっては異なる判断となる場合がある。）

電子メールマガジンの配信

● 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
● 購読者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

● 電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
● 利用者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

Webサイトのオンライン検索

● 広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの（狭義のポータルサイト）。
● 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ソフトウェアのオンライン提供

● 労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの（狭義のASPサービス）。
● 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

インターネット上のショッピングモール

● インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。
● 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

2-21　ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインの概要

■ ゼロレーティングサービスは萌芽的なサービスであり利用者にメリットがあることから、一律に禁止するのではなく、電気通信事業者とコンテンツ事業者が適正かつ柔軟に連携してゼロレーティングサービス等を提供できる環境の整備に向けて、関係者の予見可能性を確保するために、ガイドラインで基本的なルールを示し問題事例については事後的に対応する。

概要

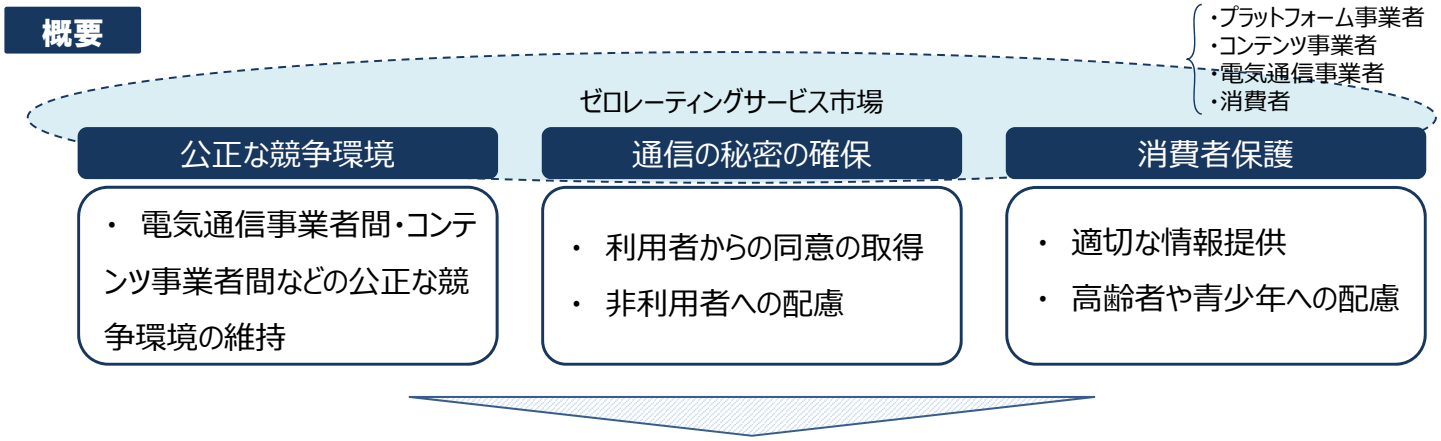

■ 上記の項目を確保すべく、ゼロレーティングサービスの提供にあたり、以下を例示
✓「電気通信事業法上問題となり得る行為」
✓「採ることが望ましい行為」

※ 電気通信事業者等の個別具体的な行為が事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、関係規定に照らし個別の事案ごとに判断される。

■ ルールの遵守状況・ルールそのものの見直し等について確認するモニタリング体制等を整備。

3　電波利用の動向

(1) 我が国の電波の基本・利用形態

(2) 移動通信システムの進化（第1世代～第5世代）

(3) 第5世代移動通信システム（5G）

(4) 第5世代移動通信システムの推進・展開

(5) 携帯電話等の周波数帯

(6) ローカル5Gの概要

(7) 終了促進措置の制度概要

(8) 無線局開設等に係る紛争

3-1　我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 令和2年12月：約2億7,473万局）。

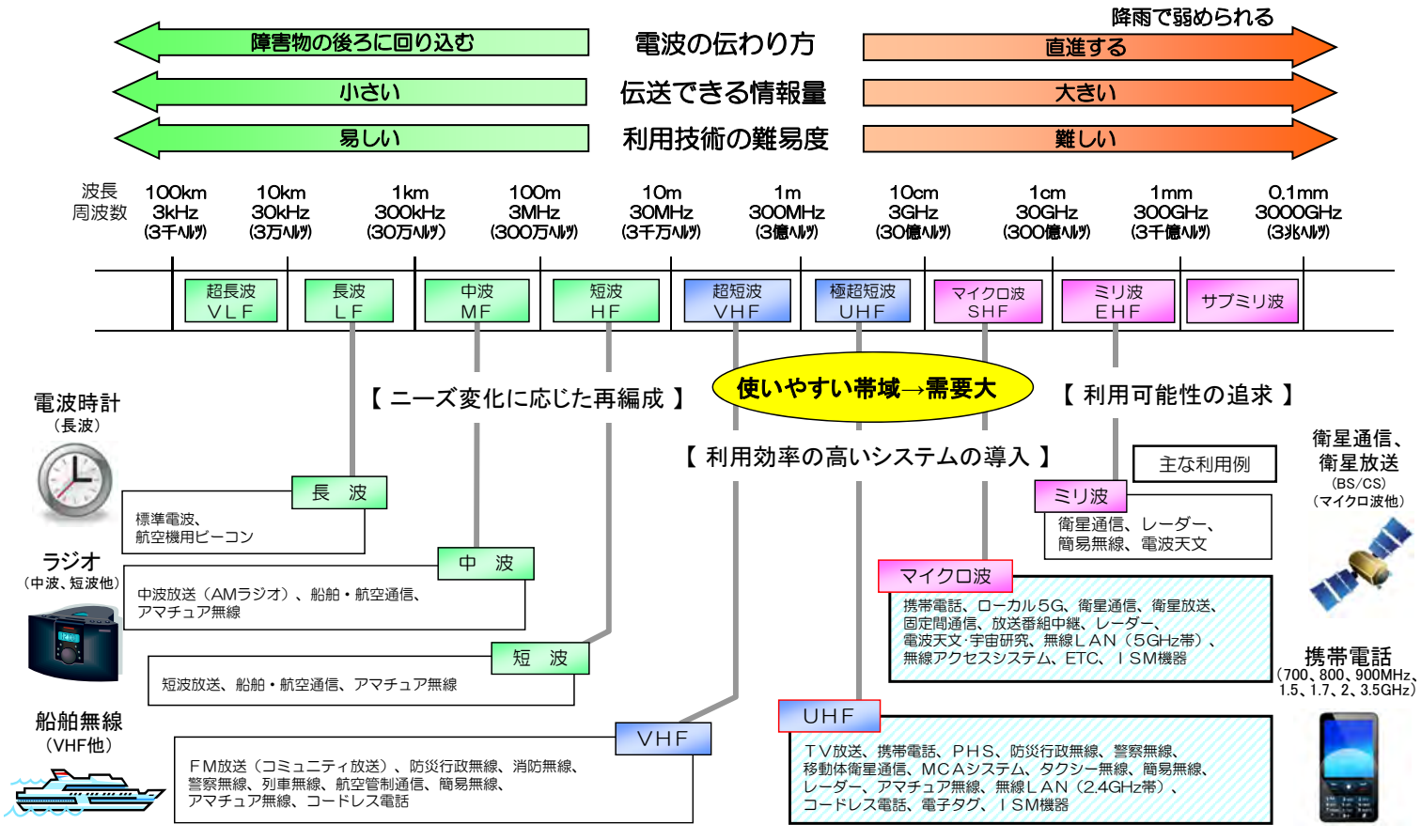

3-2　移動通信システムの進化（第１世代～第5世代）

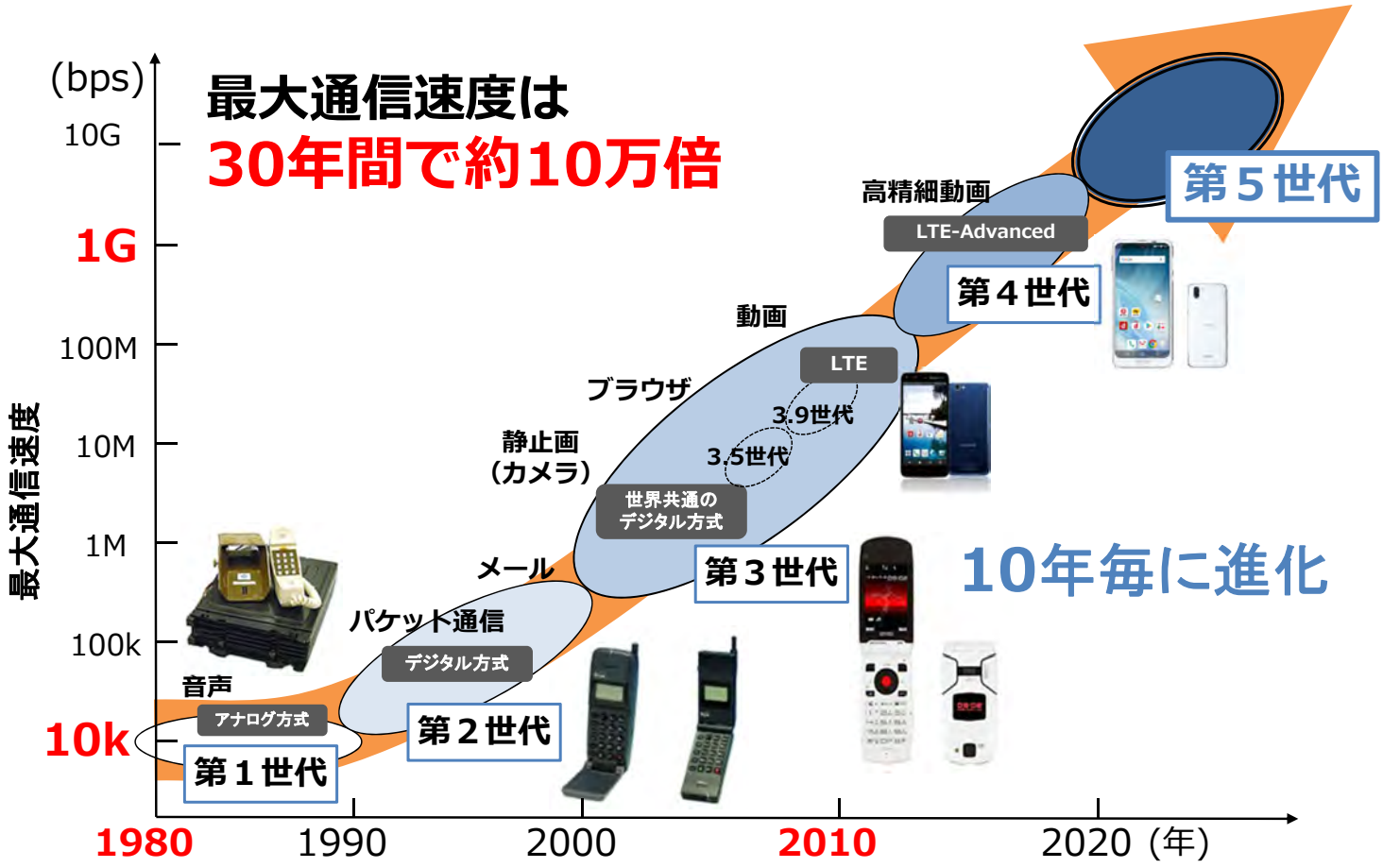

3-3　第5世代移動通信システム（5G）

- 「第5世代移動通信システム（5G）」は、超高速だけでなく、超低遅延や多数同時接続といった従来にない特長を有しており、AI/IoT時代の基盤インフラとして期待。

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G　3G　LTE/4G
1993年　2001年　2010年

同時接続

5G
2020年

超高速
現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供

⇒ ２時間の映画を３秒でダウンロード（LTEは5分）

超低遅延
利用者が遅延（タイムラグ）を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

ロボットを遠隔制御

⇒ ロボット等の精緻な操作（LTEの10倍の精度）をリアルタイム通信で実現

多数同時接続
スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続
（LTEではスマホ、PCなど数個）

社会的なインパクト大

3-4　第５世代移動通信システムの推進・展開

○ **周波数割り当て・ローカル5Gの制度化**
2019年4月に、５Ｇ用周波数割当てを実施。同年12月にローカル５Ｇを一部周波数で制度化。2020年12月に、ローカル５Ｇ用周波数を拡大。2021年４月上旬には５Ｇ用周波数の追加割当て(※)を予定。
※1.7GHz帯（東名阪以外）の帯域

○ **５Ｇの普及展開・高度化に向けた研究開発、開発実証の実施**
5Gの高度化に向けた研究開発や課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を実施。

○ **国際連携・国際標準化の推進**
主要国と連携しながら、５Ｇ技術の国際的な標準化活動や周波数検討を実施。

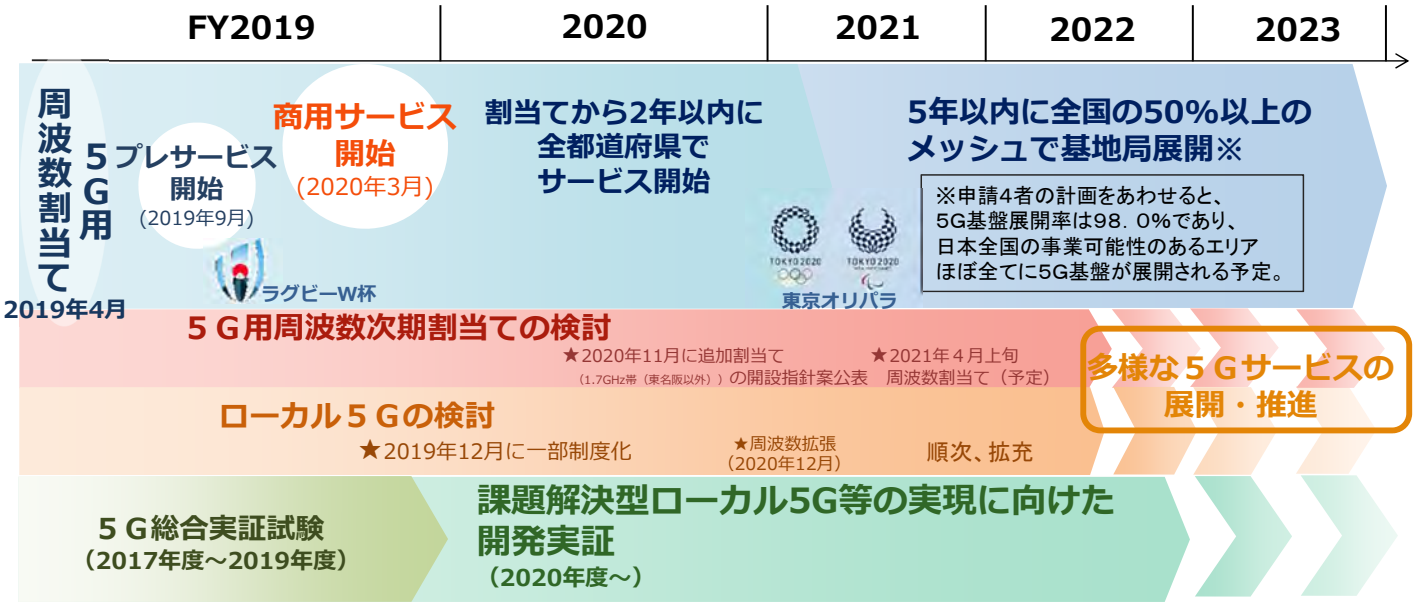

3-5　携帯電話等の周波数帯

周波数	700MHz	800MHz	900MHz	1.5GHz	1.7GHz	2GHz	2.5GHz	3.4GHz 3.5GHz	3.7GHz 4.5GHz 28GHz
世代		第2世代		第2世代					
		移行		移行		第3世代			
		第3世代							
		第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代	第3.5世代			
	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代	第3.9世代			
	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	第4世代	BWA（第4世代と互換）	第4世代	
	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代	第5世代

2019年4月に割当て済

5G化のニーズ

４Ｇ及びＢＷＡで使用されている周波数帯において、５Ｇへの高度化（ＢＷＡにあっては５Ｇと互換性のあるＢＷＡ方式への高度化）を可能とする制度整備を2020年８月に実施。

3-6　ローカル5Gの概要

■ ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

＜他のシステムと比較した特徴＞

■ 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
- 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築**可能。
- 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
- **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい。**

■ Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能。**

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御

事業主が工場へ導入
スマートファクトリ

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

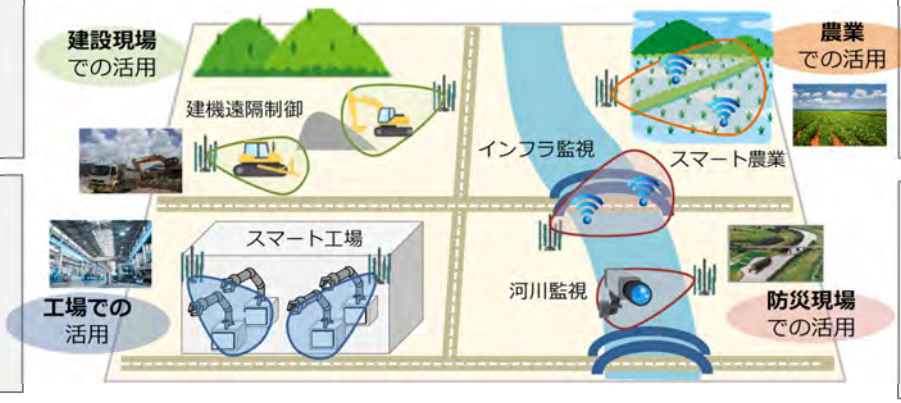

農家が農業を高度化する
自動農場管理

自治体等が導入
河川等の監視

3-7　終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

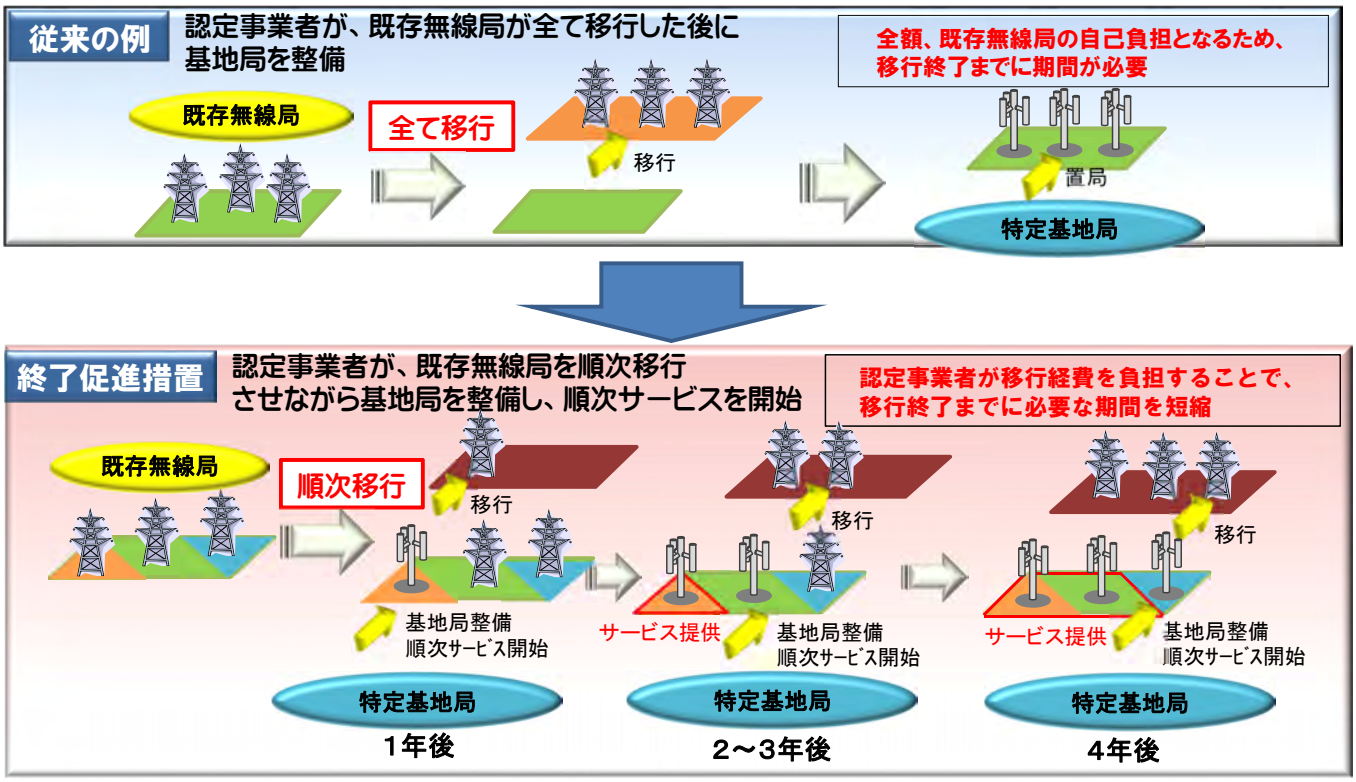

3-8　無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

○　あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。

○　あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

- 電気通信業務の用に供する無線局
- 放送の業務の用に供する無線局
- 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

※　あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。

※　無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

（無線局運用規則の一部改正）

従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。

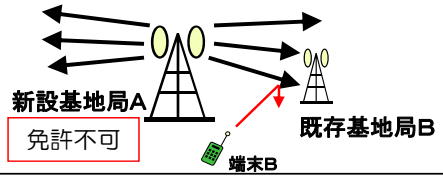

改正後の制度

電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。　☆A、B共に、電波の利用が可能。

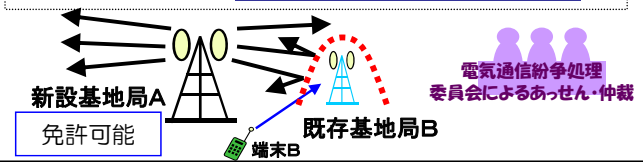

4　放送事業の動向

（1）放送の主な分類
（2）放送事業の参入に係る制度の概要
（3）放送対象地域
（4）民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列（テレビジョン放送・127社）
（5）放送メディアの市場規模
（6）民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
（7）ケーブルテレビ事業者の収支状況（令和元年度）
（8）ケーブルテレビの普及状況（令和元年度）
（9）各都道府県におけるケーブルテレビ（自主放送あり）の普及率
（10）区域外再放送の問題
（11）再放送同意と大臣裁定
（12）4K・8Kの概要
（13）4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告（2015年７月）
（14）新4K8K衛星放送を行う事業者

4-1　放送の主な分類

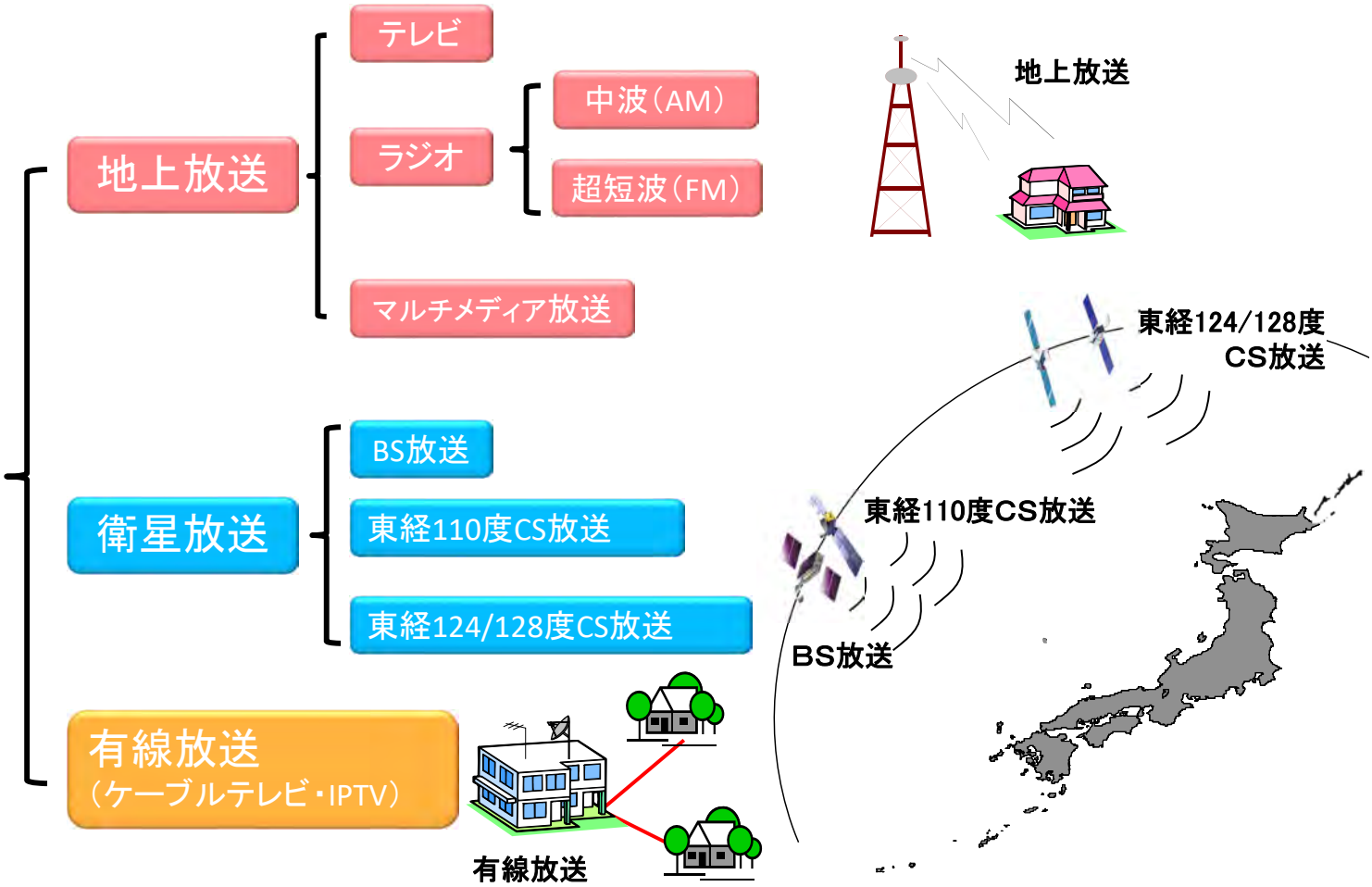

4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務（ソフト）については放送法、設備の設置（ハード）については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア：広い 視聴者への影響：大きい	放送エリア：狭い 視聴者への影響：小さい
（具体例） ○ 地上基幹放送 （地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送） ○ 移動受信用地上基幹放送（マルチメディア放送） ○ 衛星基幹放送　（BS放送、110度CS放送）	（具体例） ○124/128度CS放送 （テレビ、ラジオ） ○ケーブルテレビ（大規模）	（具体例） ○有線ラジオ ○エリア放送 ○ケーブルテレビ（小規模）

基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合（特定地上基幹放送事業者）	電波法に基づく**「免許」** ※5年ごとに再免許	放送法に基づく**「登録」**	放送法に基づく**「届出」**
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく**「認定」** ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。

（NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送＜中波放送・超短波放送のいずれか＞が全国において受信できるように措置をすることを義務付け）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

① 放送の主体（NHK、放送大学学園、基幹放送事業者）
② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

(2) 具体例 （地上基幹放送＜テレビジョン放送＞）

① NHK
関東広域圏（茨城県、栃木県及び群馬県を含まない）、関東広域圏にある県を除く各道府県
② 基幹放送事業者
広域圏　　：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他　　：上記以外の各都道府県

4-4　民間地上基幹放送事業者の番組系列（テレビジョン放送・127社）（2021年4月1日現在）

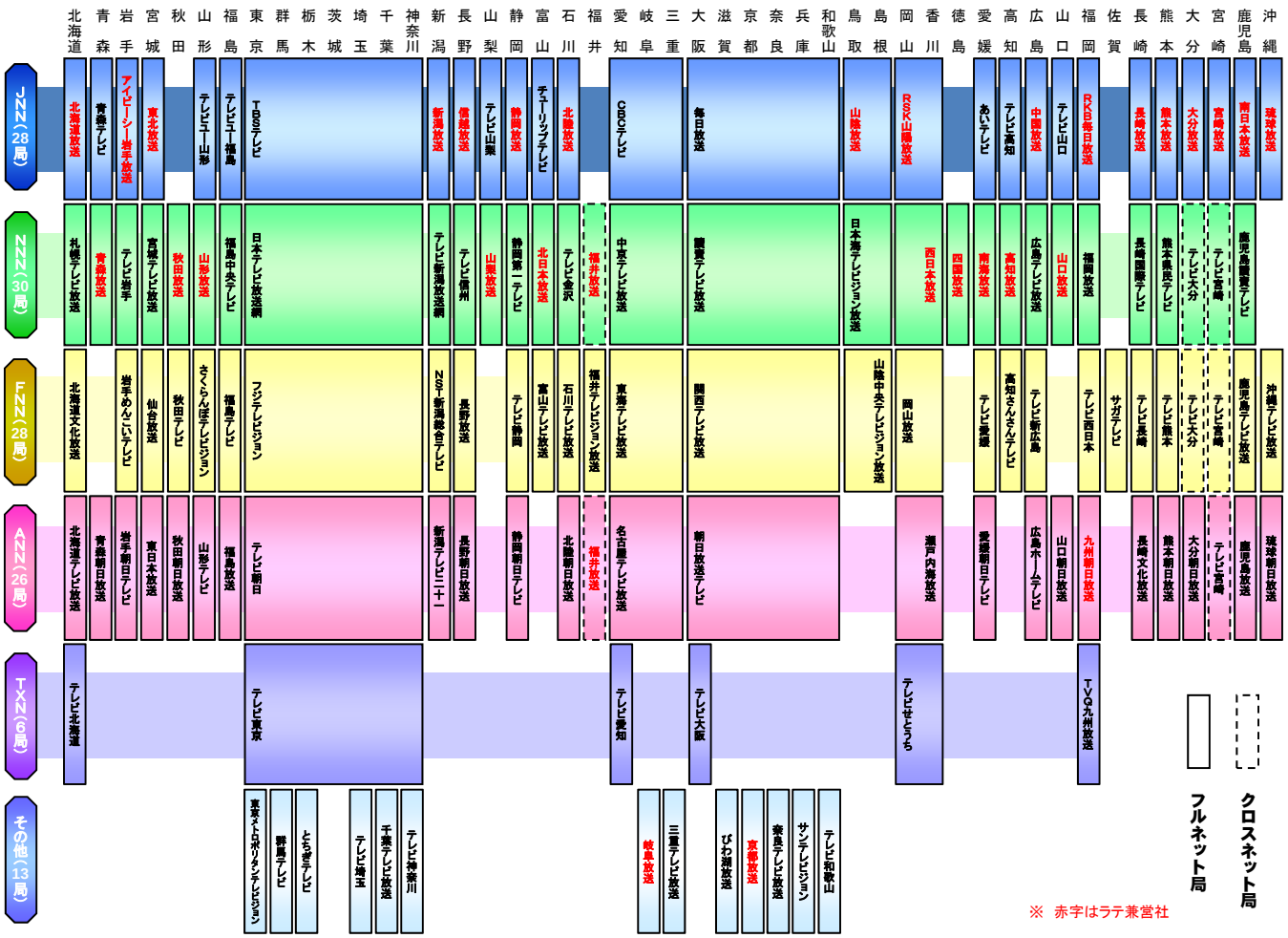

4-5　放送メディアの市場規模

・放送メディアの市場規模は、令和元年度において、3兆8，510億円となっている。
・各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が58．4%、NHKが19．2%、有線テレビジョン放送事業者が13．0%、衛星系民間放送事業者が9．4%を占めている。

放送メディアの収入　令和元年度　３兆８，５１０億円

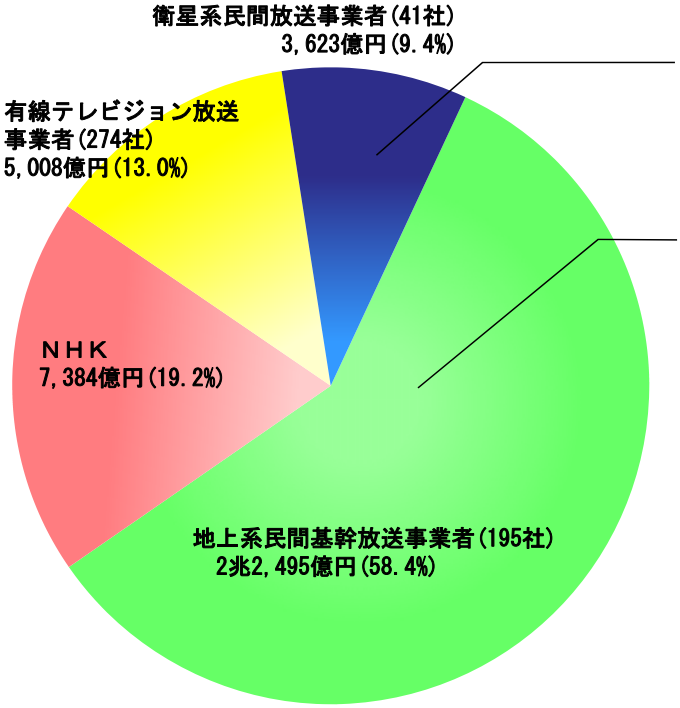

【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送（ＢＳ放送）（22社）		2，188億円（5．7%）
衛星基幹放送（東経110度ＣＳ放送）（20社）		785億円（2．0%）
衛星一般放送（4社）		650億円（1．7%）

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営（95社）	1兆8，756億円（48．7%）
ＡＭ放送・テレビジョン放送兼営（32社）	2，644億円（ 6．9%）
その他（※）単営（68社）	1，096億円（ 2．8%）

※…ＡＭ（15社）、短波（1社）及びＦＭ（52社）

（注1）（　）内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
（注2）「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
（注3）ＮＨＫについては損益計算書（一般勘定）の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
（注4）放送大学学園を除く。
（注5）「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、ＩＰマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
（注6）「衛星系民間放送事業者」の内訳には、ＢＳ放送と東経110度ＣＳ放送を兼営する事業者が４社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が１社存在するため、総数（41社）とは一致しない。

4-6　民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

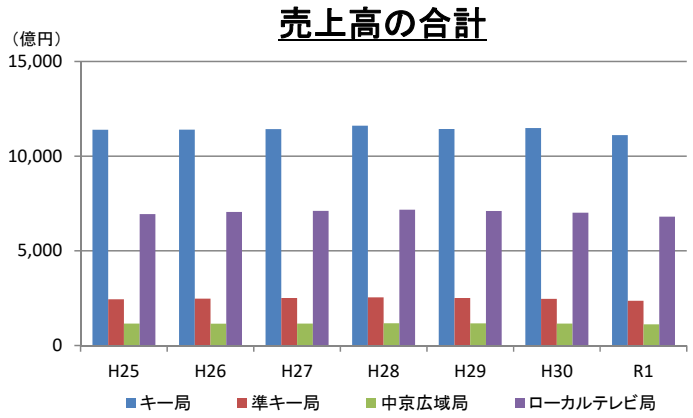

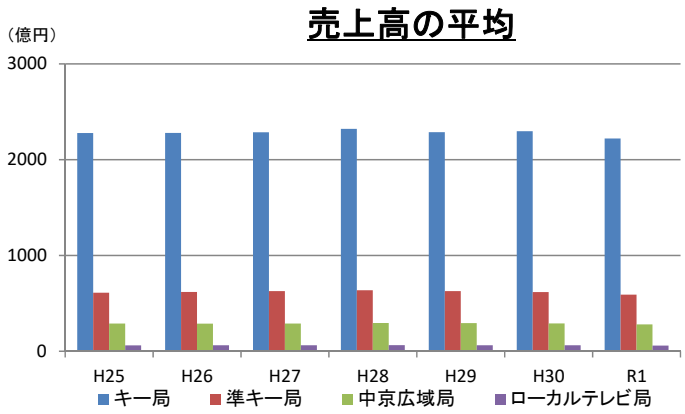

（単位：億円）　（　）内は1社平均

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
キー局（5局）	売上高	11,395(2,279)	11,402(2,280)	11,428(2,286)	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)
	営業損益	660(132)	668(134)	730(146)	722(144)	705(141)	733(147)	590(118)
準キー局（4局）	売上高	2,443(611)	2,474(619)	2,511(628)	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)
	営業損益	144(36)	140(35)	145(36)	158(40)	146(36)	136(34)	44(11)
中京広域局（4局）	売上高	1,156(289)	1,151(288)	1,157(289)	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)	1,121(280)
	営業損益	110(27)	121(30)	113(28)	99(25)	96(24)	88(22)	67(18)
ローカルテレビ局（114局）	売上高	6,941(61)	7,055(62)	7,112(62)	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)	6,806(59)
	営業損益	548(5)	575(5)	586(5)	566(5)	490(4)	423(4)	306(3)

4-7　ケーブルテレビ事業者の収支状況（令和元年度）

- ケーブルテレビ事業の営業収益及び営業利益はいずれも微減となった。
- 274社中230社（83.9%）が単年度黒字を計上。

注：調査対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者274社。

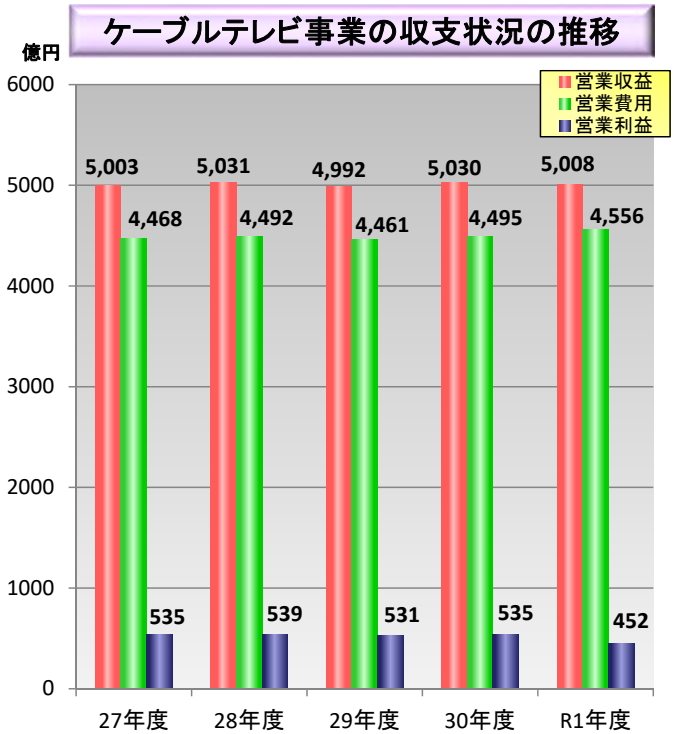

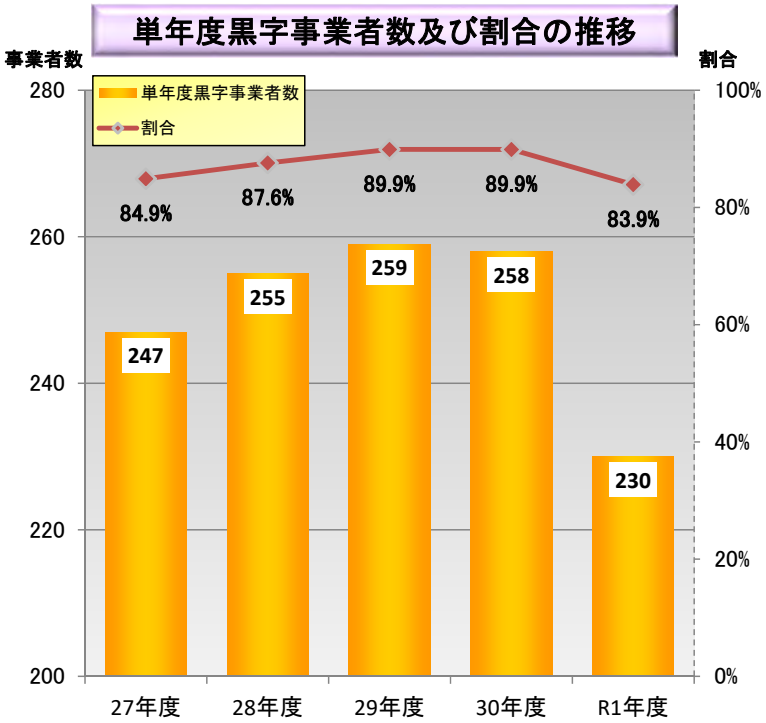

4-8　ケーブルテレビの普及状況（令和元年度）

・登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成31年3月末で約3,091万世帯、対前年度比1.2%の増加。
・有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数は471事業者（対前年度比4.3%減）。

自主・再放送別の加入世帯数の推移

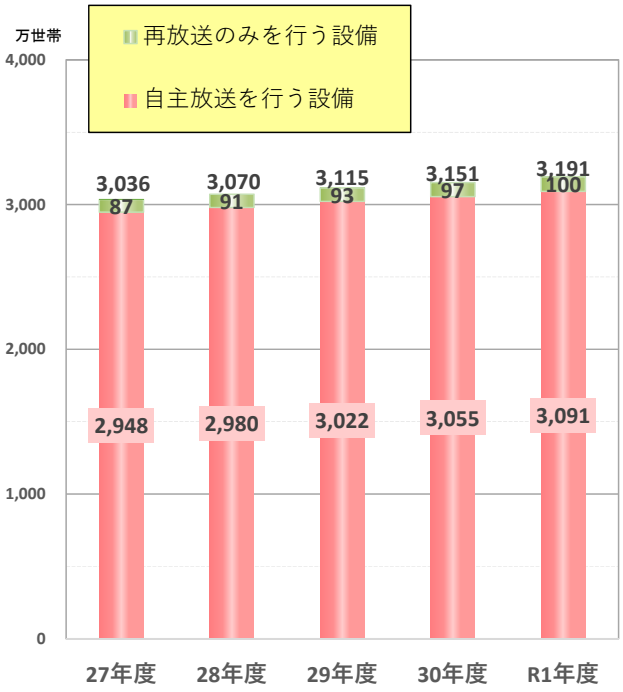

注：自主放送を行う設備による加入世帯数はＲＦ方式及びＩＰマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの事業者数及び設備数

ア　事業者数

有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者数は670事業者で、対前年度比約4.0%の減少。

区　分	平成30年度末	令和元年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	492	471	-21	-4.3%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	206	199	-7	-3.4%
合計	698	670	-28	-4.0%

イ　設備数

登録に係る有線電気通信設備は974設備で、対前年度比約1.3%の減少。

区　分	平成29年度末	平成30年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備	659	653	-6	-0.9%
登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備	328	321	-7	-2.1%
合計	987	974	-13	-1.3%

4-9　各都道府県におけるケーブルテレビ（自主放送あり）の普及率

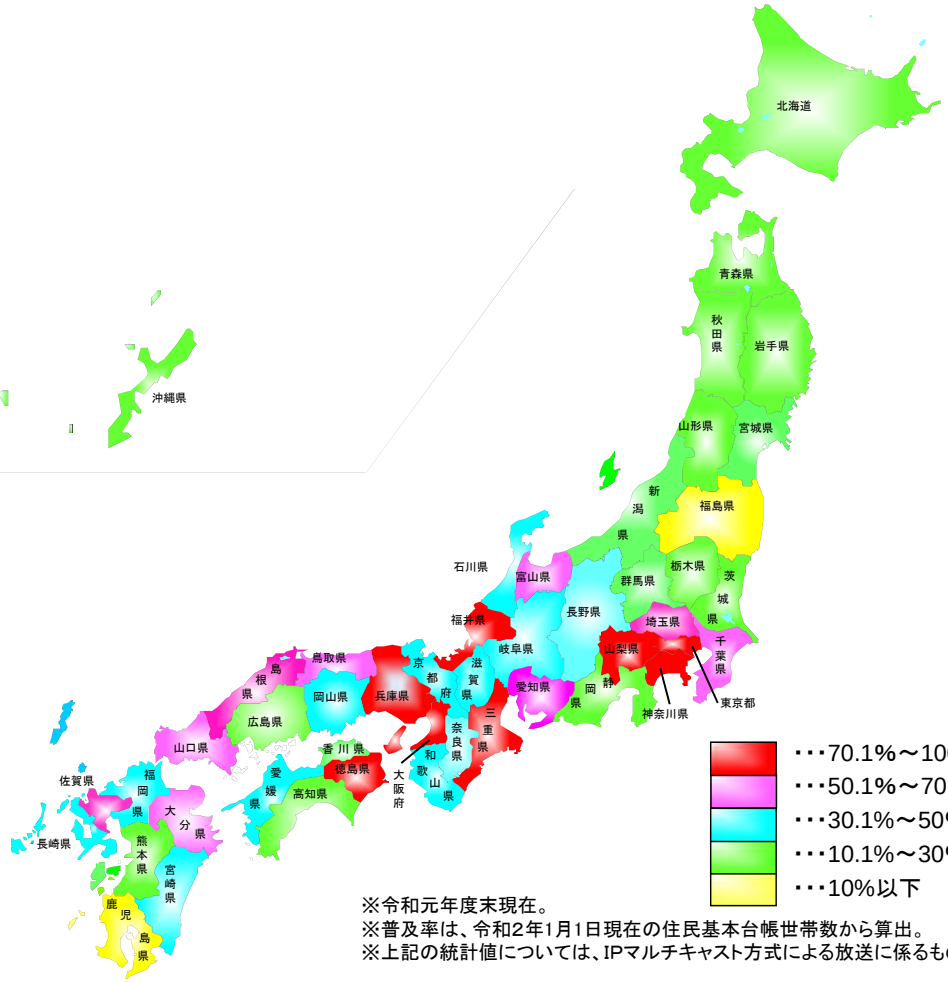

※令和元年度末現在。
※普及率は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
※上記の統計値については、IPマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.6%	滋賀県	38.2%
青森県	17.6%	京都府	47.2%
岩手県	18.5%	大阪府	86.5%
宮城県	27.5%	兵庫県	72.2%
秋田県	17.0%	奈良県	48.9%
山形県	16.9%	和歌山県	37.8%
福島県	4.0%	鳥取県	62.9%
茨城県	22.2%	島根県	55.9%
栃木県	23.9%	岡山県	33.5%
群馬県	14.3%	広島県	29.7%
埼玉県	57.0%	山口県	62.8%
千葉県	58.1%	徳島県	90.5%
東京都	79.9%	香川県	28.0%
神奈川県	69.8%	愛媛県	37.5%
新潟県	25.0%	高知県	25.4%
富山県	67.5%	福岡県	46.8%
石川県	44.1%	佐賀県	51.9%
福井県	76.5%	長崎県	35.6%
山梨県	81.6%	熊本県	28.8%
長野県	48.5%	大分県	69.1%
岐阜県	38.8%	宮崎県	42.1%
静岡県	27.8%	鹿児島県	7.8%
愛知県	53.2%	沖縄県	19.0%
三重県	72.4%	全国	52.3%

4-10　区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

（地上基幹放送事業者の問題意識）

○　B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者（Y）の視聴率を低下させるおそれがある。

○　A県の地上テレビジョン放送事業者（X）はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある

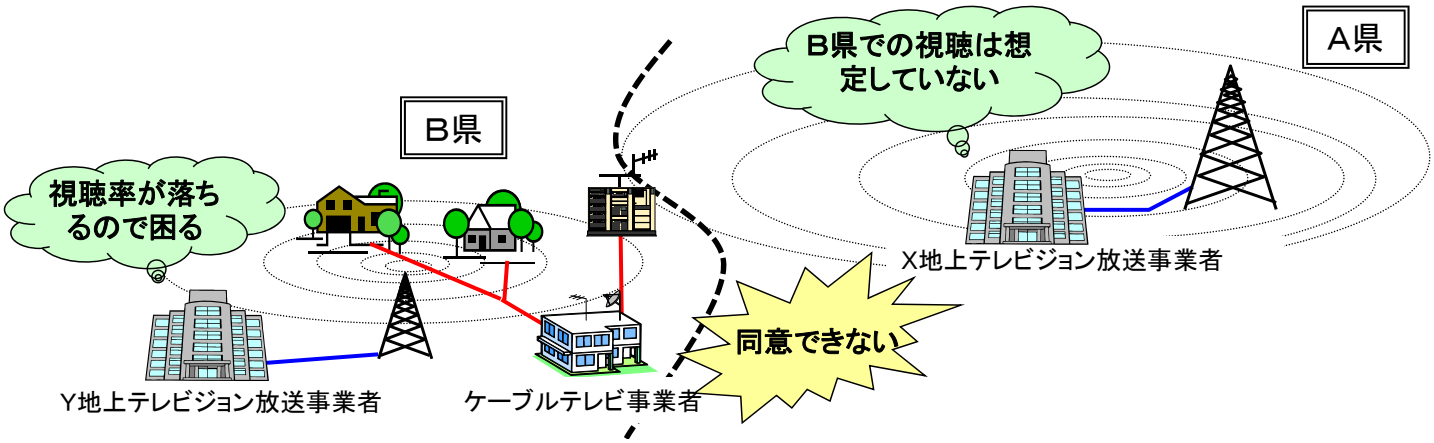

4-11　再放送同意と大臣裁定

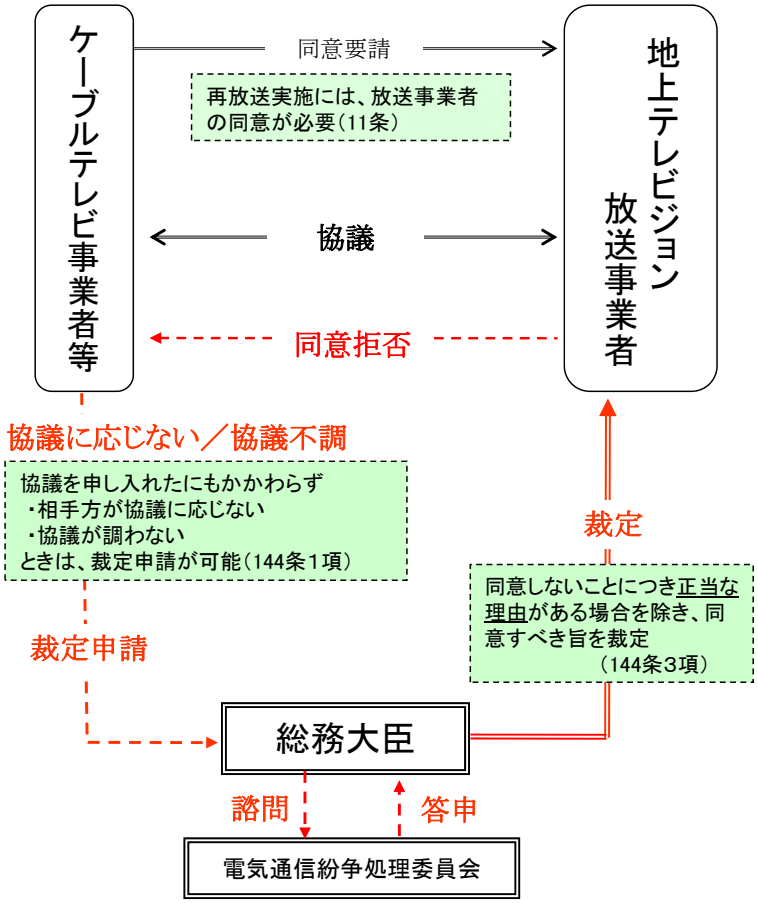

※ 括弧内は放送法（昭和25年法律第132号）の関連条項

再放送ガイドライン（※）による「正当な理由」の解釈

1　放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合

① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
② 意に反して、異時再放送される場合
③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
⑤ 良質な再放送が期待できない場合

2　放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合

○「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。

○　少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

（その他）

○　地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-12　4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了（2012年3月末）し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質（いわゆるスーパーハイビジョン）の映像の規格が標準化（2006年、ITU（国際電気通信連合））。規格は、「4K」「8K」（Kは1000の意。）の二種類（現行ハイビジョンは「2K」）。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	約200万画素 （1,920×1,080 ＝2,073,600） 約2,000 = 2K	32インチ	映画・VOD・実用放送（衛星放送等）
4K	2Kの4倍 約830万画素 （3,840×2,160 ＝8,294,400） 約4,000 = 4K	65インチ	映画・VOD・実用放送（衛星放送等）
8K	2Kの16倍 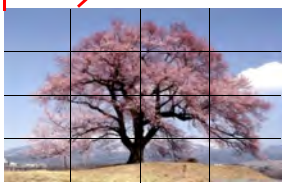 約3，300万画素 （7,680×4,320 ＝33,177,600） 約8,000 = 8K	85インチ	実用放送（衛星放送）

4-13　4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告（2015年7月）

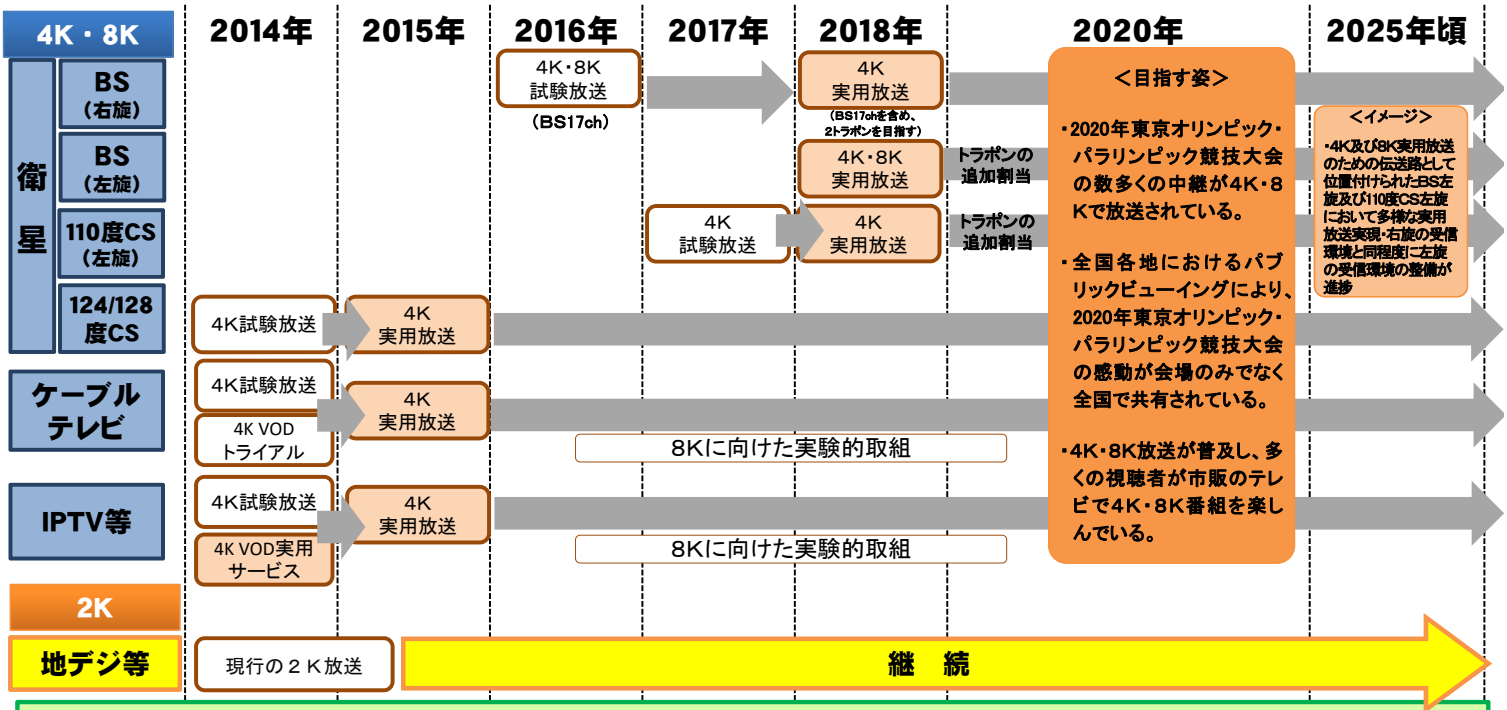

４Ｋ・８Ｋの普及に向けた基本的な考え方 ～２Ｋ・４Ｋ・８Ｋの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、２Ｋ・４Ｋ・８Ｋが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

（注1）ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。
（注2）「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。
（注3）BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ（BS17ch）を含め2018年時点に割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。
（注4）BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。
（注5）2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

4-14　新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株)ビーエス朝日	ＢＳ朝日４Ｋ	７ｃｈ	平成３０年１２月１日
2	(株)ＢＳテレビ東京	ＢＳテレ東４Ｋ	７ｃｈ	平成３０年１２月１日
3	(株)ＢＳ日本	ＢＳ日テレ　４Ｋ	７ｃｈ	令和元年９月１日
4	日本放送協会　※4K	ＮＨＫ　ＢＳ４Ｋ	１７ｃｈ	平成３０年１２月１日
5	(株)ＢＳ－ＴＢＳ	ＢＳ－ＴＢＳ　４Ｋ	１７ｃｈ	平成３０年１２月１日
6	(株)ビーエスフジ	ＢＳフジ４Ｋ	１７ｃｈ	平成３０年１２月１日

BS左旋　※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル４Ｋ	８ｃｈ	平成３０年１２月１日
2	(株)QVCサテライト	４Ｋ　ＱＶＣ	８ｃｈ	平成３０年１２月１日
3	(株)東北新社メディアサービス	ザ・シネマ４Ｋ	８ｃｈ	平成３０年１２月１日
4	(株)WOWOW	ＷＯＷＯＷ	１２ｃｈ	令和３年３月１日
5	日本放送協会　※8K	ＮＨＫ　ＢＳ８Ｋ	１４ｃｈ	平成３０年１２月１日

110度CS左旋　※新4K8K衛星放送の開始に向けて、新たに開放した電波

No	社名	チャンネル名	周波数	放送開始日
1	(株)スカパー・エンターテイメント	Ｊ SPORTS １（４Ｋ）	９ｃｈ	平成３０年１２月１日
2		Ｊ SPORTS ２（４Ｋ）	９ｃｈ	平成３０年１２月１日
3		Ｊ SPORTS ３（４Ｋ）	１１ｃｈ	平成３０年１２月１日
4		Ｊ SPORTS ４（４Ｋ）	１１ｃｈ	平成３０年１２月１日
5		スターチャンネル　４Ｋ	１９ｃｈ	平成３０年１２月１日
6		スカチャン１　４Ｋ	１９ｃｈ	平成３０年１２月１日
7		スカチャン２　４Ｋ	２１ｃｈ	平成３０年１２月１日
8		日本映画＋時代劇　４Ｋ	２３ｃｈ	平成３０年１２月１日